

令和5年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

令和5年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月28日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第60号～議案第67号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第74号～議案第83号一括上程	22
提案理由説明	22
議案第74号～議案第83号（質疑，委員会付託）	27
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	28
散 会	28
12月14日	
議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定による出席者	29
職務のため出席した事務局職員	30
開 議	31
会議録署名議員の指名	31
一般質問	31
高 田 チヨ子 議員	31
1. HPVワクチンについて	
2. 「心のサポーター」養成事業について	

3. 地域の防災への取り組みについて	
4. 公共施設のトイレについて	
前之園 正和 議員	42
1. 市営住宅の階段など共用部分への手すり設置について	
2. 市民のための温泉資源活用について	
3. 男女共同参画・ジェンダー平等問題について	
4. 自衛隊への名簿提供問題について	
新宮領 実 議員	57
1. 家畜糞尿臭気問題について	
2. 土木政策について	
3. なのはな館について	
4. 地熱発電について	
5. 観光政策について	
6. 指宿市誌について	
東 伸行 議員	77
1. 外国人技能実習生について	
2. 山川港の整備促進について	
田中 健一 議員	86
1. ビジネスサポート事業について	
2. 鹿児島県南薩地域振興局移転について	
延 会	92
12月15日	
議事日程	94
本日の会議に付した事件	94
出席議員	94
欠席議員	94
地方自治法第121条の規定による出席者	94
職務のため出席した事務局職員	95
開 議	96
会議録署名議員の指名	96
一般質問	96
新川床 金春 議員	96
1. 砂楽及び道路・公園等の施設管理について	

吉村重則議員	107
1. 地熱問題について	
2. 教育行政について	
松下知恵議員	121
1. 指宿市経営改善計画について	
2. 生涯現役社会の実現について	
3. 人口減少対策について	
4. 市税等の徴収率向上策について	
議案第84号及び議案第85号一括上程	132
提案理由説明	132
議案第84号及び議案第85号（質疑，委員会付託）	133
散会	134

12月22日

議事日程	135
本日の会議に付した事件	136
出席議員	137
欠席議員	137
地方自治法第121条の規定による出席者	138
職務のため出席した事務局職員	138
開議	139
会議録署名議員の指名	139
議案第74号～議案第77号（委員長報告，質疑，討論，表決）	139
議案第78号及び議案第84号（委員長報告，質疑，討論，表決）	141
議案第79号（委員長報告，質疑，討論，表決）	142
議案第82号及び議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決）	146
議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決）	147
議案第81号（委員長報告，質疑，討論，表決）	148
議案第85号（委員長報告，質疑，討論，表決）	149
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	152
議案第86号～議案第92号一括上程	153
提案理由説明	153
議案第86号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	156
議案第87号～議案第92号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	156

議案第93号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	161
議員派遣の件	162
議案第94号上程	162
提案理由説明	162
議案第94号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	163
閉議及び閉会	164

参考資料

議員派遣書	165
-------	-----

第 4 回 定 例 会

令和 5 年 12 月 議 会

令和5年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 25日間（11月28日～12月22日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月28日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第60号～議案第67号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第74号～議案第83号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) ・新たに受理した陳情上程 (委員会付託)
29日	水	休 会	一般質問の通告限 (12時)
30日	木	〃	
12月1日	金	〃	総務水道委員会 (10時開会)
2日	土	〃	
3日	日	〃	
4日	月	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
5日	火	〃	産業建設委員会 (10時開会)
6日	水	〃	
7日	木	〃	
8日	金	〃	
9日	土	〃	
10日	日	〃	
11日	月	〃	
12日	火	〃	
13日	水	〃	
14日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
15日	金	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第84号及び議案第85号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) 文教厚生委員会 産業建設委員会
16日	土	休 会	
17日	日	〃	
18日	月	〃	
19日	火	〃	
20日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
21日	木	休 会	
22日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第74号～議案第85号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 審査を終了した陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第86号～議案第92号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第93号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決) ・ 議員派遣の件 ・ 議案第94号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

第 4 回 定 例 会

令和5年11月28日

(第1日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和5年11月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第61号 令和4年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第62号 令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第63号 令和4年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第64号 令和4年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第65号 令和4年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第9 議案第66号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第67号 令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第74号 指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第12 議案第75号 指宿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第76号 指宿市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第77号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第78号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第79号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について

- 日程第17 議案第80号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第81号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第82号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第83号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 新たに受理した陳情上程
  - ・陳情第11号 公債発行時の金利が、今後100倍程度になることが予測されるため、指宿市役所の公金横領について、その事実を確認し、市政の正常化を求める陳情

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長 | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 産業振興部長    | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長   | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長   | 紺 屋 聖 一 |
| 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 | 開 闢 支 所 長 | 山 下 秀 一 |
| 市 長 公 室 長 | 渡 部 徹 也 | 総 務 課 長   | 濱 上 和 也 |
| 経営改善推進室長  | 木 下 英 城 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝   |
| 水 道 課 長   | 湯ノ口 繁 生 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 池 水 拓 也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（下川床泉）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（下川床泉）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの25日間と決定いたしました。

**△ 議案第60号～議案第67号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第60号、令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第67号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

**○決算特別委員長（恒吉太吾）** おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第60号から議案第67号までの8議案について、10月11日、12日、17日、23日及び24日の延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、山川砂むし保養施設法面等復旧工事、池田湖周辺観光施設整備事業など、4か所の現地調査も行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第63号から議案第67号までの5議案については、いずれも全員一致をもつ

て認定すべきものと決しました。

また、議案第65号から議案第67号までの3議案のうち、剰余金処分については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第60号については、反対討論として、はり・きゅうの助成が30回から18回に減らされ、国保への法定外繰入は1億2,000万円から3,000万円に減らされている。国保税を引き下げるという面からも法定外繰入を引き下げることに対する立場から反対するというものと、指定管理者制度は民間のノウハウを生かし、住民ニーズに対応し、サービスの向上を図り、コスト縮減により行政の財政負担の軽減を図ることであるが、令和4年度の指宿温泉まちづくり公社の決算書にある益金や正味財産に対するの検証もない。大胆な財政改革を行う中で支出を行うのはおかしいと思い反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第61号については、反対討論として、一般会計からの繰入れが1億2,000万円から3,000万円に減らされている。指宿市の平均所得は115万円の中で、夫婦子供2人の場合、17万円以上の国保税を払えない状態にあり反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

また、議案第62号については、反対討論として、年金が減らされる中で、保険料は値上げされている理由から反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に関する主な質疑・意見について、議案ごとに申し上げます。

まず、議案第60号について、申し上げます。

健幸・協働のまちづくり課所管分について。

コミュニティ助成事業について、採択は久保地区だけであったのか。申請状況はどうなっているかとの質疑に対し、令和4年度に2件申請を行い、久保自治公民館の1件だけが採択され、申請が残っている団体は8地区あるとの答弁でした。

健幸のまちづくり推進事業で、健幸マイレージ事業、健幸運動教室事業、ころばん体操推進事業が少しずつ減少しているが、その要因をどう捉えているかとの質疑に対し、コロナの影響から脱却しきれていない点があり、参加を促していきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、市民の健康づくりの点からも、少しでも多くの方が参加できる体制を構築し、また、周知していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。

各郷土会について、参加人数はどういう傾向にあるかとの質疑に対し、総会については、コロナの影響から各郷土会において中止の判断がなされ、開催されていないとの答弁でし

た。

郷土会を継続的に行えないといった相談はなかったかとの質疑に対し、具体的に継続が困難であるといった相談は受けていない。しかし、中京指宿会では、運営が困難との理由から解散会が開かれ、関東方面でも指宿会とかいもん会と一緒にするというような動きもあるとの答弁でした。

企業版ふるさと納税について、郷土会にどのようなお願いをしているのかとの質疑に対し、総会等が開催されたときには、資料を配布し制度を説明し、寄附をお願いしている。また、総会等に行けない場合は、事務局へ資料を送付し、協力を訴えているとの答弁でした。

意見として、郷土会が解散しても、たまには参加したいという方もいると思うので、近隣の郷土会が開催される際には、案内状を出してもらいたいというものと、企業版ふるさと納税は増えていないので、郷土会を通して宣伝を行ってほしいというものがありました。

次に、経営改善推進室所管分について。

指定管理の在り方について、中身のチェックは行わないのかとの質疑に対し、指定管理者制度の全体の構築等については行っている。各施設の決算状況や運営状況については、各所管課でモニタリングを行い、実績報告書を審査している。モニタリングについては、経営改善推進室も施設に出向き、経営状況や運営状況を伺っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、デジタル戦略課所管分について。

庁舎内にWi-Fiがあればいいといった市民の声もあるが、導入について調査研究は行っているかとの質疑に対し、1階のフロアについては、職員が使用しているパソコンは無線で接続している。そこと干渉し業務に支障が出る可能性もあるため、一般の方用のWi-Fiは設置していないとの答弁でした。

意見として、Wi-Fiは設置していないとのことだが、いろいろな方が使用できるように検討し、他自治体の状況も調査していただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について。

2月に尾掛地区の防火水槽の撤去が行われたが、その予算はどこからのものかとの質疑に対し、投資的委託料の執行残からのもので、契約に当たり82万5千円を流用させていただいたとの答弁でした。

意見として、防火水槽や消防施設は市民の命を守る施設であるので、撤去や工事を行う際には周知し、安全が確保されてから工事を行っていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,000万円以上を償還しているが、どのような用途があるのかとの質疑に対し、この交付金には、国から細かく指示があり、以前は経済対策が主だったが、現在では燃料高騰対策や低所得者対策に移行しているとの答弁で

した。

意見はありませんでした。

次に、総務課所管分について。

職員福利厚生費が前年と同様な金額だが、健康管理はしっかりと行われているのかとの質疑に対し、健康診断を実施し、受診率は98.3%である。未受診者は9名であるとの答弁でした。

意見として、健康診断の未受診者が9名いるとのことだったが、全ての職員が受診できるように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。

投票率向上のための対応として、バリアフリー化はできているのかとの質疑に対し、高い階段のある所については、スロープ等を準備している。今回1か所、手すりの設置について公民館に相談したが、不要とのことで設置しなかった。新たに設置した所はないとの答弁でした。

意見として、階段の蹴り上げが高い所があり、高齢化も進んでいるのでバリアフリー化を進めていただきたいというものがありました。

次に、議会事務局所管分について。

政務活動費の使用状況はどうなっているのかとの質疑に対し、17名の議員への交付額が204万円、確定額が121万1,301円、返還額が82万8,699円で、執行率は59.4%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について。

荒廃農地の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、令和2年度164ha、令和3年度135ha、令和4年度131haであり、減少傾向にあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、会計課所管分について。

使用料及び賃借料の不用額について、どのような理由で不要となったのかとの質疑に対し、コピー使用料について、当初15万円の予定であったものが、10万円の執行額となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。

温泉入浴助成事業について、各施設での助成額の違いの根拠は何かとの質疑に対し、各施設において、合併前から現在まで助成額の変更が行われていないことから違いが出ているとの答弁でした。

温泉入浴助成事業について、砂楽の利用者が少ないが原因をどう捉えているのかとの質疑に



対し、砂楽に関しては、年間24回の助成、ヘルシーランド及びレジャーセンターかいもんは両方合わせて年間48回の助成となっており、助成回数が違うことも影響していると思われるとの答弁でした。

意見として、高齢者の健康づくりのため、ヘルシーランド、レジャーセンターかいもんと同様に年間48回にし、利用者が増えるような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について。

砂むし温泉入浴事業について、利用者が約600人しかいないが、増やすためにどのような取組を行ったのかとの質疑に対し、高齢者の方が多く集まる場所で制度についての周知を図り、関係団体に対しても機会があった際に周知を行う取組を行っているとの答弁でした。

はり・きゅう等施術料助成事業の回数は、令和3年度と比べ何回に減っているのかとの質疑に対し、30回から18回になっているとの答弁でした。

はり・きゅう等施術料助成の回数が減ったことに苦情などはなかったのかとの質疑に対し、そういった声は届いていないとの答弁でした。

意見として、砂むし温泉入浴事業の利用者が615人しかいないため、健康づくりの観点からも利用者を増やす取組を行っていただきたいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について。

乳幼児健診で発達障害についても診断が行えるのかとの質疑に対し、発達障害の検査となると、専門機関を案内する形を取っている。そのため、明確な診断はそこでは行っていないとの答弁でした。

発達障害の支援は年齢が低いほど成果が出るといわれている。取組や支援はどうなっているのかとの質疑に対し、療育を受けたほうが良いと思われる子供は、保護者が地域福祉課で手続を行い、療育を受けるという流れになる。健康増進課においても保健師が手厚く対応しているとの答弁でした。

指宿医療センターの麻酔科医師の派遣の実績はどうなっているのかとの質疑に対し、産科での対応件数が20件で、帝王切開に対応していただいている。その他にも全身麻酔が必要な手術などで対応していただいているとの答弁でした。

意見として、発達障害の方の場合は、年齢が低いほど成果が出るといわれている。その点からも療育に対して充実させていただきたい。また、3歳児検診は行われているが、5歳児検診についても必要ではないかと思うので検討していただきたいというものと、近隣市にあった産科が休止したので、指宿医療センターの充実をしていただきたいというものがありました。

次に、教育総務課所管分について。

学校再編についてアンケートを実施しているが、その内容はどうなっているのかとの質疑

に対し、今回は中学校再編をターゲットにして実施した。第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針で、西指宿中学校と北指宿中学校、山川中学校と開聞中学校をそれぞれ一つの中学校にまとめていくという方針を定めており、それに基づき再編について検討を進めているとの答弁でした。

小学校の図書購入の予算について、人数割があるのかとの質疑に対し、学級数割と児童生徒数割に応じた配分になっているとの答弁でした。

児童生徒数の多い学校が多く図書を見れる機会があるということかとの質疑に対し、人数の多い学校には、それだけ蔵書を備えることとなっており、図書の数も増えるため差が出るとの答弁でした。

意見として、児童生徒数により図書購入について不均等であるということだが、どこの学校でも均等に学ぶ環境は必要であると思うので、整備を行っていただきたいというものと、中学校再編について計画するのであれば、施設の整備についても再編後利用しなくなった場合まで考えて行ってもらいたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。

生徒が66名不登校となっている中で、適応指導教室には19名しか通級していない。通級できない児童生徒に対してはどのような対応が行われているのかとの質疑に対し、不登校、不登校傾向の児童生徒については、スクールソーシャルワーカーが家庭に出向いたり、学校でチームを作って家庭訪問等をしながら対応しているとの答弁でした。

意見として、不登校が児童25名、生徒66名がいる中で、なぜ登校することができないのか実態をつかみ、児童生徒の居場所として学校改革を行っていただきたいというものがありました。

次に、生涯学習課所管分について。

放課後子ども教室は全学校にあるのかとの質疑に対し、7小学校に開設されているとの答弁でした。

放課後子ども教室を増やす計画はないのかとの質疑に対し、全ての学校において導入したいとの答弁でした。

郷土芸能について、団体が減ってきているが、どう保存していくのかとの質疑に対し、郷土芸能保存会の中で研修会を行い、取組について情報交換を行っている。また、伝統文化フェスティバルに出演してもらい、会の存続につなげる取組を行っているとの答弁でした。

意見として、空き教室を作ってください、全ての学校で放課後子ども教室の対応を行っていただきたいというものと、郷土芸能について、高齢化もあり継承ができないということもあるので、対策について検討していただきたいというものがありました。

次に、学校給食センター所管分について。

地産地消の推進について、どのような取組が行われているのかとの質疑に対し、毎月19日

の食育の日に合わせ、地場農畜産物を活用した献立を取り入れている。24日の節の日には、毎学期かつおぶしパックを給食で提供しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について。

屋外トイレ改修事業の内容はどうかとの質疑に対し、女子トイレ、男子トイレともに和式便器を車椅子でも入れる洋式便器に改修しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。

海岸漂着物地域対策事業について、処理量が増えているが、どのような処理を行っているのかとの質疑に対し、事業者に委託して清掃センターに持ち込んでいるとの答弁でした。

意見として、漂着物を現地で燃やすこともあると聞いているので、回収するようにお願いしたいというものがありました。

次に、市民課所管分について。

コンビニ交付事業費の中で、住民票の写しや印鑑登録証明書については取れるが、戸籍謄本については取得できない理由があるのかとの質疑に対し、戸籍謄本も検討したが、令和6年から戸籍謄本の広域交付が始まるため導入には至らなかったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、税務課所管分について。

市民税の不納欠損額が大きいですが、一部納付すると時期もずれると思うが、そういったことは行えなかったのかとの質疑に対し、一部納付をすると時効が中断することになる。不納欠損となる理由として、納税力がない状況の方々の分であり、滞納の事実を基に財産調査を行い、財産がないと判断した場合、執行停止を行い、不納欠損処理の手続を行うとの答弁でした。

意見として、不納欠損額が多いので、分納などができる対策をしていただきたいというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について。

いぶすきフットボールパークの維持管理費は幾らかとの質疑に対し、年間2,200万円程度であるとの答弁でした。

フットボールパークは、芝の管理等を考慮した上で、大会をまだ増やすことはできるのかとの質疑に対し、現状として、毎週末大会が開催されており、これが限界ではないかと思っ  
ているとの答弁でした。

意見として、フットボールパークは多額の費用を掛けているので、しっかりと芝管理を行い、利用者を増やすような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。

市内循環バスが乗合タクシーになったことについて、利用者からの声は届いているかとの質疑に対し、多くの方から便利になったという声を聞いている。一方で、帰りの便を増やしてほしいといった声も聞いているとの答弁でした。

乗合タクシーの最終便は何時かとの質疑に対し、市内中心部から15時発をめどに運行しているとの答弁でした。

沿岸漁業緊急支援事業は、予算額に対し、決算額が半分にも満たないがどのような理由があるのかとの質疑に対し、補正予算を計上し、実施を始めたが周知に時間を要し、実績の件数が伸び悩んだためであるとの答弁でした。

意見として、市内循環バスだと16時以降に帰る方もいる。乗合タクシーは15時までなので、時間の調整も検討していただきたいというものがありました。

次に、ふるさと納税課所管分について。

ふるさと納税の寄附額が多い自治体は、特別な商品が多くある。指宿ならではの商品開発をしていかなければならないが、どれくらい行われたのかとの質疑に対し、18件行い、最終的に17件の商品が開発されたとの答弁でした。

その17件の商品はどのようなものがあるのかとの質疑に対し、マンゴーのアイスクリーム、かつおぶしのふりかけ、オクラパウダーのパッケージ等、指宿の特産品を活用した商品となっているとの答弁でした。

意見として、商品開発にもっと力を入れて、ふるさと納税の寄附額が増えるように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。

池田湖観光施設公園の指定管理について、まだ全て整備されていないが、状況をどう捉えているのかとの質疑に対し、一部整備されていないところもあるが、市が造った建物は完成しており、そういったところを前提に指定管理を行っているため、問題なく行われていると思っているとの答弁でした。

池田湖観光施設公園のトイレについて、悪臭がするとの声があるが、対応が行われているのかとの質疑に対し、浄化槽の臭気管を伸ばす工事を行い、幾分臭気は軽減されている。しかし、風向きにより若干することもあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。

砂楽の指定管理料は令和2年度から徐々に上がり、令和4年度は2億3,533万円だが、その理由はどうなっているのかとの質疑に対し、現在の契約が令和2年度から6年度までの5年間になっており、各年度支払いする金額は当初の契約に基づいて払われてる。金額については、指定管理者が積算したものをチェックし、適切な額であると判断しているとの答弁でした。

砂むし会館砂楽の職員が減っているが、市としてどのような管理を行っているのかとの質

疑に対し、年に2回、まちづくり公社にモニタリングを行っている。その中で、職員採用にも努めていただきたいと意見しているとの答弁でした。

砂楽の職員の数はどうなっているのかとの質疑に対し、令和4年4月1日時点は、職員が16名、パートが3名、令和5年4月1日時点では、職員が14名、パートが2名であったとの答弁でした。

意見として、指定管理者制度は平成15年9月2日が施行日となっており、3年後に利用料金制度になると書かれている。現在の砂むし会館砂楽の在り方については改定していただきたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について。

地籍調査でドローンはどのような使われ方をされ、実績はどうなっているのかとの質疑に対し、山間部の調査が多く、現場に立ち入ることが難しい場所もあるため購入した。空から土地の形状等を撮影し、調査の一助となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。

道路維持費で導入したミニショベル及び油圧式草払機はどのようなものかとの質疑に対し、草木を粉砕し、持ち出しをしなくても良いため、効率化が図られる作業機械であるとの答弁でした。

まちづくり公社の職員が少なく、作業機械を導入しても使えないこともあると聞いたが、現状はどうなっているのかとの質疑に対し、道路部門、公園部門に関しても人員不足で定数を満たしていない状況であるとの答弁でした。

なぜ人員不足になっているのかとの質疑に対し、仕事内容や賃金の面も考えられるのではないかと思うとの答弁でした。

意見として、市道でも草が生い茂っている場所が多いことから、作業機械を導入したと思うが、まちづくり公社の職員が足りないので、しっかりと働ける環境づくりをしていただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

秋元川の河川改修工事の進捗状況はどうなっているのかとの質疑に対し、令和4年度末で43%の進捗率となっている。令和7年度完成に向けて進めているとの答弁でした。

旧河川について、市道として供用するのかとの質疑に対し、新しい河川の下流に向かって左側にボックスカルバートを入れており、そこは埋め立てて緑地として利用する予定である。その川が繋がったら古い川は埋め立て、幅12mの歩道付き道路とする予定であるとの答弁でした。

意見として、秋元川が早く完成するように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、建築課所管分について。

魚見団地のトイレ改修の進捗率はどうなっているかとの質疑に対し、簡易水洗化について10戸行った。改修済みが37戸、残りが11戸であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。

療育の必要な子供がどれくらいいるのか把握する必要があるのではないかとの質疑に対し、乳幼児健診の際に保健師から保護者へ伝えることもあるが、行政として掘り起しは行っていないとの答弁でした。

保健師とのやり取りは年間どれくらい行われているのかとの質疑に対し、回数は特に決めていないが、気になる子供がいた場合は、随時話合いを行っているとの答弁でした。

意見として、発達障害について、子供たちへの気付きがあれば、すぐに対応していただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。

中山間地域等直接支払で交付金を受ける団体について、高齢化が進みどこの団体も厳しい状況であるが、どのように捉えているかとの質疑に対し、高齢化が進み、厳しい状況であると認識している。今後、どのような取組をしていくのか協議をお願いしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。

有害鳥獣捕獲頭羽数はどうなっているかとの質疑に対し、イノシシが429頭、シカが49頭、タヌキが68頭、アナグマが166頭、カラスが190羽、ヒヨドリが127羽であるとの答弁でした。

イノシシの被害はどの辺りが多いのかとの質疑に対し、新永吉地区や中央林道から上の小牧地区が多く、次に開聞岳周辺となっているとの答弁でした。

電気柵を24件、55万9千円行っているが、何m分になるのかとの質疑に対し、圃場の周囲の長さで7,250mになるとの答弁でした。

1件当たり補助額3万円で、農家負担が9万円の場合、どれくらいの規模の電気柵が設置できるのかとの質疑に対し、2段の場合で1反分、1段の場合が3反分ぐらいになるとの答弁でした。

意見として、鳥獣被害は農家の方にとって大変なことであるので、事業をしっかりと進めていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。

松くい虫伐倒駆除事業について、前年度に比べて決算額が約半分になっている理由は何かとの質疑に対し、被害の面からいうと実質ゼロだった。松くい虫の被害を受けた後に植えた

松に対しての下刈りなどを行っているとの答弁でした。

意見として、ドローンを導入するなどしてしっかりと松くい虫を駆除していただきたいというものがありませんでした。

なお、監査委員事務局所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

次は、議案第61号について、申し上げます。

特定保健指導事業費が前年と比べて対象者が減少しているということは、これまでの効果があつて減少しているのかとの質疑に対し、受診者が減少していることもあるが、指導の効果もあつたと思つているとの答弁でした。

意見として、市民の健康管理をしっかりと行い、取り組んでいただきたいというものがありませんでした。

次は、議案第62号について、申し上げます。

保険基盤安定繰入金は、低所得者への支援という認識で良いのかとの質疑に対し、その方々への軽減負担分を基盤安定として充てているとの答弁でした。

対象者の数はどうなっているのかとの質疑に対し、被保険者数8,320名のうち、6,190名が均等割の軽減を受けており、被保険者数に占める割合は74.4%であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、議案第63号について、申し上げます。

高齢者元気度アップポイント事業の決算額が前年度と比べて減少しているが、どのような理由があるのかとの質疑に対し、新型コロナウイルスの影響もあり、活動が自粛された影響もあると思われるとの答弁でした。

ころぼん体操に関しては増加しているが、その理由はあるのかとの質疑に対し、コロナによる制限が緩和され、再開や新規の立ち上げがあり、活動が伸びていると思われるとの答弁でした。

意見として、財政改革のためにも、健康づくりを一生懸命に行っていただきたいというものがありませんでした。

次は、議案第64号について、申し上げます。

唐船峡そうめん流し経営改善検討委員会で、どのような答申がなされたのかとの質疑に対し、単式簿記から複式簿記へ変更し、財務管理をすべきという意見や、高齢者や障害のある方に対し、駐車場からの動線やスムーズに移動できる施設整備が必要であるという意見が出た。また、冬期営業については、市民の雇用の場としての側面から営業すべきという意見と、客数が少なく寒い空間での食事はお客様に不自由を掛けるため中止すべきであるという両方の意見が出たとの答弁でした。

12月から2月まで赤字が2,600万円もある中で、改革を行い集客を図る対策を行わなければならないが、何か対策を行っているのかとの質疑に対し、経営改善の努力を行いながら、運

営を行っていききたいとの答弁でした。

意見として、検討委員会からの答申を受け、高齢者や障害のある方に対しても利用しやすいように改善を行い、収入を上げていただきたいというものがありました。

次は、議案第65号について、申し上げます。

漏水対策としてどのような事業を行ったのかとの質疑に対し、令和4年度は主に旧指宿市地域で漏水調査を行ったとの答弁でした。

意見として、漏水のひどいところは早急に対応していただきたい。水道管の更新も含め進めていただきたいというものがありました。

次は、議案第66号について、申し上げます。

供用開始区域内の人口が減少している中で、処理水量も減少している。一般会計からの繰入れもあるが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑に対し、下水道使用料も減収が予測され、下水道ストックマネジメント計画の中で、下水管きよ、雨水ポンプ場及び終末処理場等、老朽化した施設の計画的な改築、更新を行っている。また、将来予測に基づいた事業の合理化を図り、経営基盤の安定化に努めていききたいとの答弁でした。

意見として、他会計からの負担金が高額なため、対策を行っていただきたいというものがありました。

次は、議案第67号について、申し上げます。

給湯戸数が7戸増加したとのことだが、申請すれば温泉は引ける状況にあるのかとの質疑に対し、摺ヶ浜の配湯エリアは湯量が少ないため停止しているが、それ以外のエリアでは新規に受付を行っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分  
再開 午前10時47分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

**○14番議員（新川床金春）** 議案第60号、令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定につ



いて、反対の討論をさせていただきます。

令和4年度、多くの市民から道路維持作業が遅れていると伺っていました。令和5年2月9日、議会と語ろう会が山川地域区長会連絡協議会と実施されました。その会議で、区長から道路の維持管理ができていないので、交通に支障が出ている道路がたくさんあるということでした。指宿温泉まちづくり公社に出向き確認したら、作業員が足りないので作業がだいぶ遅れているということでした。その後、担当課に委託料の年度末精算について確認すると、これまで年度末精算は1回も行われていない。不用額は指宿温泉まちづくり公社に積み立てられるということでした。さらに、指宿市が指定管理している砂むし会館について確認すると、余剰金が多額になっても年度末精算が1回も行われていないということも判明しました。市から指定管理と委託事業を受けている指宿温泉まちづくり公社から議会に提出された令和4年度決算書の令和4年度末の正味財産合計は1億6,480万6,816円あり、令和4年度の増減額は増加で3,057万8,372円となる決算書が議会に提出されています。更に付け加えるとすれば、令和3年度砂むし会館施設の一般正味財産期末財産は、残高は1,299万9,373円と記載されていますが、令和4年度の一般正味財産期首残高2,609万5,984円と記載されています。差額1,309万6,612円はどうなったのか。お金の所在が不透明な決算書が議会に提出されていますが、担当課として決算書の確認が実施されているのか。不備について担当課が指導できないのであれば、事務を怠っていると云わざるを得ません。あわせて、今月になって観光施設管理課に指宿温泉まちづくり公社の開示請求をしました。担当課から開示された書類について、私は公文書と思っております。指宿温泉まちづくり公社の平成29年度から令和4年度までの開示された書類で、砂むし会館施設の決算書と担当課からもらった決算書に一部相違がありました。議員の皆さん、開示された公文書が私の手元に今2通ありますが、これをどう考えますか。令和4年度だけで一般正味財産が約3,000万増加しています。これは財政改革をする指宿にとって見過ごすことはできません。市民が汗水たらした税金が市民の知らないところで支出されていることに、私は同意できませんので、反対とさせていただきます。

**○議長（下川床泉）** 次に、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第60号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論を行います。

はり・きゅう等施術料助成事業について、1回当たりの助成を800円から900円に増額しておりますが、回数が1年間に30回を18回に減らしております。助成を受けている市民においては、改悪になります。

自衛隊地方協力本部から発送されているダイレクトメールについて、市が名簿を提供していることを子供のいる保護者と対話すると、知らない人がほとんどで、知らないうちに市が名簿を提供していることに怒りと、個人情報保護に対する不安を訴え、せめて親に知らせてほしいと訴えています。自衛隊法並びに同施行令において、名簿の提供を求めることができ

るとなっていることが、市が名簿の提供をする根拠とされている。自衛隊側から求めることができることと、市がそれに応えるかどうかは別問題であり、応えなければならない根拠がないのは事実であります。除外申請の仕組みについては、誰一人として知らなかったことがないように取り組むべきであります。どのような理由を付けようとも、個人情報保護という立場から許されることではありません。

国保会計の繰出しのうち、法定外の分について、令和3年度は1億2,000万円に対して3,000万円になっています。高すぎて払えない状況になっています。法定外繰入は減額せず、国保税の引下げに回すべきです。ちょっとすみません。

○議長（下川床泉） 見ないでも言えるんじゃないですか。どうですか。

○10番議員（吉村重則） ちょっと待ってください。一応確認してから。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けてください。

○10番議員（吉村重則） 国保会計の繰出しのうち、法定外の分について、令和3年度は1億2,000万円に対して3,000万になっています。高すぎて払えない状況になっています。法定外繰入は減額せず、国保税の引下げに回すべきです。

予算の中には、マイナンバーカードを推進するための予算も含まれています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律が成立し、政府は現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証への完全移行させることを目指しています。カードの読み込み不具合をはじめ、医療費の誤請求、各種証明書の誤発行、銀行口座のひも付けミスなどが頻発し、国民の信頼が失墜したのが現実ではないでしょうか。マイナンバーカードは任意取得であると原則に照らしても、現行の保険証を廃止することは妥当ではありません。

学校の在り方の検討がなされていますが、内容は中学校の再編に関するアンケートが取り組まれています。中学校の再編等に関するアンケートも大事かもしれないけれど、不登校の子供たちが増えている状況を考えて、子供たちの居場所のある学校の在り方こそ、早急に検討すべきことを付け加え、反対討論といたします。

次に、議案第61号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論いたします。

一般会計からの法定外繰入が、令和3年度の1億2,000万に対して9,000万円減額し、3,000万円になっています。指宿市の平均所得が夫婦子供2人で115万円であることを市側は答弁しています。国保税が高くて生活を圧迫しているもとの、高すぎて払いたくても払えないのが

現実です。法定外繰入を減額せず、国保税を引き下げ、市民の暮らしを守るべきです。

以上の理由で、反対討論といたします。

次に、議案第62号、令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論いたします。

後期高齢医療制度は、令和4年10月から、単身で合計所得金額が200万円以上、2人以上の世帯は合計金額が320万円以上で2割負担になり、また、保険料が均等割が5万5,100円から5万6,900円に、所得割が10.38%から10.88%に値上がりになり、年金額は減らされ、保険料や医療費が増やされれば、年金ではやりくりが成り立ちません。保険料を滞納すると短期保険証や資格証明書が交付されることになっています。高い負担を押し付けられる医療報酬も別枠にする、別立てにすることで差別医療を押し付けるものになっています。後期高齢者医療制度に反対し、廃止を求める立場からも反対討論といたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第63号及び議案第64号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、認定であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号及び議案第64号の2議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号、令和4年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第60号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号、令和4年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第61号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号、令和4年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第62号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号、令和4年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和4年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第74号～議案第83号一括上程

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第11、議案第74号、指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、から、日程第20、議案第83号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、までの10議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長(打越明司)** 提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施いたしました主な行事等につきまして、御報告をさせていただきたいと思っております。

10月7日から17日にかけて、鹿児島県においては51年ぶり2回目の開催となる特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体、10月28日から30日にかけては、初めての開催となる特別全国障害者スポーツ大会、燃ゆる感動かごしま大会が開催されました。本市においては、9月に開催された公開競技のゲートボールを皮切りに、かごしま国体では成年女子のソフトボールとバドミントン競技、かごしま大会ではボッチャとグランドソフトボールが実施をされ、大会期間中は選手、監督、関係者を含め2万人を超える方々が来場くださいました。各競技において、ふるさとの誇りを胸に、最後まで諦めずに競技をする選手の姿、選手たちの健闘

を称える観客の大きな声援がとても印象的であり、心と記憶に残るすばらしい大会を実感したところでもあります。また、競技以外においても、県外から来られる多くの方への心のこもったおもてなしに、本市はもちろん、県内多くの市町村が地域の魅力を発信できたのではないかと考えているところでもあります。

次に、一足早い南国の春を観光客に感じてもらうことを目的とした菜の花植栽を、10月20日に池田湖畔で開催しました。この菜の花は、12月上旬には咲き始め、これから年末年始に訪れる観光客や来年1月14日に開催されるいぶすき菜の花マラソンに参加をされるランナーなどを楽しませてくれるものだと考えています。

次に、一般社団法人いぶすき観光デザインが、登録観光地域づくり法人登録DMOを取得したことに伴い、10月31日に九州運輸局から登録証が交付されました。いぶすき観光デザインは、令和2年の設立当初から登録DMOの取得を目指しており、これまで令和3年11月4日に登録DMOの前段となる候補法人DMOに認定されていました。このたび、令和5年9月26日付けで正式に登録DMOに認定されたことから、今回の登録証交付式が行われたところでもあります。いぶすき観光デザインには、これまで以上に関係団体との連携を深めながら、地域の稼ぐ力を引き出していただくとともに、地域経営の視点に立った観光地域づくりを進める上で、縁の下の方力持ちとして様々な情報の収集や分析に力を発揮していただくことを期待しているところでもあります。

さて、来月2日、3日には、なのはな館においていぶすき産業まつりを開催いたします。また、来年1月14日にはいぶすき菜の花マラソン、27日、28日にはいぶすき菜の花マーチも開催予定であり、現在、鋭意準備を進めているところでもあります。これからも様々なイベントを市民と一緒に盛上げていきたいと考えておりますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案の提案理由について、御説明いたします。

今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、条例に関する案件が5件、補正予算に関する案件が5件の計10件であります。

まず、議案第75号、指宿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、家畜伝染病が発生をし、職員が伝染病予防に関する業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給できるよう条例の所要の改正をするもので、職員が当該処理作業等に従事したときに、1日につき500円の防疫手当を支給しようとするものであります。

次に、議案第77号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、であります。

本案は、水道事業部における部制廃止に伴う関係条例の所要の改正を行うもので、指宿市公営企業の設置等に関する条例、指宿市水道水源保護条例、指宿市水道事業審議会条例、指

宿市公共下水道事業審議会条例，及び，指宿市温泉供給事業審議会条例の五つの条例を改正しようとするものであります。

このほかの議案につきましては，関係部長に説明をさせますので，よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは，命によりまして，総務部所管の議案について，御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず，議案第74号，指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について，であります。

本案は，指宿市企業版ふるさと納税基金を設置し，基金をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充て，企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図るため，この条例を制定しようとするものであります。

それでは，条例の主な内容を御説明いたしますので，2ページを御覧ください。

第2条において，寄附金の全部又は一部を基金として積み立てるものとしております。

第3条において，基金に属する現金は，金融機関への預金，その他最も確実かつ有利な方法により保管し，また，必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとしております。

第4条において，基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，この基金に繰り入れるものとしております。

第5条において，市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとしております。

第6条において，基金は，まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができるものとしております。

なお，附則において，この条例は，公布の日から施行することとしております。

次に，6ページを御覧ください。

議案第76号，指宿市空家等の適正管理に関する条例の制定について，であります。

本案は，空家等対策の推進に関する特別措置法を補完する事項を定め，特定空家等対策の一層の推進を図るため，この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容を御説明いたしますので，7ページを御覧ください。

第5条において，市長は，正当な理由なく命令に従わない空家等の所有者の氏名等を公表できるものとし，8ページの第6条では，消防や警察等との連携について，第7条では，危険を回避するための必要最小限の措置の実施，及びこれに係る費用の徴収について定めるところであります。

なお，附則において，この条例は，空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正す

る法律の施行の日、又は令和6年1月1日のいずれか遅い日から施行することとしております。

次に、14ページを御覧ください。

議案第79号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,920万2千円を追加し、予算の総額を275億2,582万5千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費でお示しの事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しておりますが、これにつきましては、職員の育児休業や10月1日付けで行いました人事異動による予算の整理及び鹿児島県最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等を計上するものであります。

なお、各目の人件費につきましては、28ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

また、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要5ページから7ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

なお、提出議案17ページの議案第82号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び18ページの議案第83号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案につきましては、人件費のみの補正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（富永敏尚）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の12ページを御覧ください。

議案第78号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、でございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第二が廃止されることから、この条例の所要の改正



をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、法改正に伴い、定義の追加及び文言の整理を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の15ページを御覧ください。

議案第80号、令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の35ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ3,625万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を60億1,737万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、45ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料264万円につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料等であります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費、節18負担金補助及び交付金2,943万3千円、並びに次ページの項2介護予防サービス等諸費、目2地域密着型介護予防サービス給付費、節18負担金補助及び交付金266万9千円、及び目5介護予防サービス計画給付費、節18負担金補助及び交付金151万4千円は、保険給付費負担金の見込み増によるものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、43ページを御覧ください。

款3国庫支出金、項1国庫負担金525万2千円から、款5県支出金、項1県負担金567万3千円までの増額補正につきましては、保険給付費に係る国・県及び社会保険診療報酬支払基金の負担金及び介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料に係る国からの2分の1の補助金であります。

44ページを御覧ください。

款7繰入金、項1一般会計繰入金420万2千円は、保険給付費に係る一般会計負担分であります。

項2基金繰入金1,073万3千円は、今回の補正の財源として財政調整基金を取崩し、繰り入れるものであります。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要8ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第81号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の51ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,147万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億4,621万7千円にしようとするものであります。

今回の補正は、利用客の増に伴う消耗品の追加購入や施設修繕による需用費の増額、及び原材料の追加購入等による原材料費の増額が主なものでございます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要9ページに記載しておりますので、御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、歳入について御説明申し上げますので、59ページを御覧ください。

款1事業収入、項1営業収入、目1飲食料収入3,700万4千円の補正につきましては、利用客の増に伴い、当初予算額を上回る収入見込となることから増額するものであります。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金1,552万8千円の減額補正につきましては、今回の補正の財源といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金を繰戻しするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分  
再開 午前11時29分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第74号～議案第83号（質疑、委員会付託）**

**○議長（下川床泉）** これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第79号を除く9議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第79号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第21、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 4 回 定 例 会

令和5年12月14日

(第2日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和5年12月14日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
山 川 支 所 長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一

市長公室長	渡部 徹也	総務課長	濱上 和也
経営改善推進室長	木下 英城	健康・協働のまちづくり課長	嶺元 和仁
危機管理課長	竹山 秀一	財政課長	東 忠孝
健康増進課長	渡部 晃子	商工水産課長	宮地 主税
観光施設管理課長	廣森 政宏	農産技術課長	前 蘭洋一
農産技術課参事	下尾 泉	耕地林務課長	村元 重夫
土木課長	東 恵一	建築課長	中吉 竜治
生涯学習課長	上 蘭浩司	水道課長	湯ノ口 繁生

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川 富男	次長兼議事係長	池水 拓也
主幹兼調査管理係長	川畑 裕二	議事係主査	古川 浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○16番議員（高田チヨ子） 皆様、おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。

12月議会の一般質問のトップバッターになりました。平成18年の合併選挙で当選して以来、一般質問をするのは、議員として大切な仕事だと思い、ずっと質問をしてきました。ただ、今年6月と9月の2回、やむなく質問をできませんでした。同僚議員の質問を聞きながら、一生懸命取り組んでいる姿に、次回から、また質問をしようと思改めて感じたところででした。今日は、元気いっぱい質問を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

長く苦しかったコロナ禍をようやく乗り越えたところに、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題も発生する中、原油価格の上昇、飲食料品の値上げなど、物価高騰は市民生活や事業活動に深刻な影響を与えています。政府は、11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策を決定いたしました。これには、公明党が提案した、減税プラス給付で国民の可処分所得を下支えする三つの還元策や中小企業の賃上げ促進策など、数多くの対策が盛り込まれました。そこで、11月27日に指宿の公明党として、デフレ完全脱却のための総合経済対策に関わる緊急要望として、低所得世帯支援枠について、1世帯7万円を追加することが盛り込まれたことを踏まえ、年内に支給するよう対応すること。電力・ガス・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減する支援を図ること。また、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するために、学校給食費などの支援やこども食堂に対する支援を図ることなど、8項目にわたる要望を提出いたしました。市長は内容をよく見てくださり、12月の議会で予算が決まるので、この要望書についてはそれからということでした。市民の方々のために、少しでも支援ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

はじめに、HPVワクチンについてお伺いいたします。2023年6月、国立がん研究センターは、HPVヒトパピローマウイルスが引き起こす子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公表しました。報告書では、子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対し、国内では横ばいが続いているデータが紹介されています。令和4年度には、HPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に関しても、キャッチアップ接種が開始されました。子宮頸がん等のがん撲滅のためにお伺いいたします。令和4年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者の人数と接種率について、お伺いいたします。

次に、心のサポーター養成事業について、お伺いいたします。心のサポーターとは、どのようなことをする人のことでしょうか。私が知っているサポーターは認知症のサポーターで、オレンジリングを持っている方ですが、この方たちとは、また、違うんですね。よろしくお伺いいたします。

3点目に、地域の防災への取組について、お伺いいたします。防災訓練について、市全体の取組としては、毎年9月に行われています。市内の消防団の方々は何日もかけて訓練に取り組み、当日は早朝から一生懸命頑張っています。本当に御苦労様でございます。市全体の取組としては、この方法でいいのかなと思っております。しかし、防災は市全体の取組だけではなく、地域での取組が大事だと思います。防災訓練等を自主的に行っている地域もあれば、行っていない地域もあるのではないかと思います。地域の防災訓練等の活動状況について、把握している範囲でいいですので、御答弁をお願いいたします。

4点目に、公共施設のトイレについて、お伺いいたします。はじめに、施設のトイレの洋式化率について、お伺いいたします。学校のトイレの洋式化は進んでいます。公共施設の洋式率が低いように感じています。市が管理している全てのトイレについて、洋式率を教えてくださいたいと思います。市役所の庁舎だけでなく、いろんなところの洋式率について教えてくださいたいと思います。

以上、4項目についてお伺いし、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） おはようございます。高田議員の久しぶりの一般質問への復帰を心から歓迎申し上げたいというふうに思います。実は今日は、朝の新聞を見て、非常に嬉しく思っております。今日は私の結婚記念日であるという、そういうことではなくて、指宿が幸福度ランキングの鹿児島県内第6位に上昇したと。昨年が10位、その前の年はランク外ということでありましたので、県下一周駅伝では12チームですから、A・B・Cと4チームずつですけれども、19市であれば、6市ずつでA・B・Cランクで分けるとすると、今年、指宿は幸福度ランキングのAクラス入りをしたということになります。常に上位にいるのは、霧島市であったりとか始良市であったりとかいうところでありましてけれども、さらに、住み続けたいまちも6位、Aランクに入ってきたということで、これは全て示しているとは言いませんけ

れども、朝から嬉しいニュースだなというふうに思いながら、今日の議会を迎えたところでもあります。

それでは、高田議員の質問にお答えしたいと思います。まず、そのHPVワクチンの状況でありますけれども、HPVワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスへの感染を予防するワクチンです。平成25年度から、国の方針により積極的勧奨を控えておりましたが、ワクチンの安全性について、特段の懸念がないことが確認をされたことから、令和4年度、昨年度から積極的勧奨を再開したというところでもあります。このような経緯から、令和4年度から令和6年度までの3年間、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々を対象としたキャッチアップ接種も行っているところでもあります。キャッチアップ接種の実績につきましては、令和4年度の対象者が1,185名で、1回以上接種した方が93名、接種率は7.8%であります。本年4月から10月までの状況では、対象者が1,300人で、1回以上接種した人が60名、接種率は4.6%でありました。

次に、地域での防災への取組。とりわけ、地域におけるその取組についての御質問がありました。災害による被害を軽減するためには、一人ひとりが自らによる自助、地域や身近にいる者同士で助け合う共助、国や地方自治体、団体による公助が不可欠であります。特に共助につきましては、過去の災害の話から、共助により命が救われた方の数は消防等による者よりも多かったというふうに聞いているところでもあります。地域での防災の取組は、極めて重要と考えております。なお、市が把握しております範囲になりますけれども、今年度の地域による訓練等の実施状況というのは、津波災害を想定した避難誘導訓練が1件、市の職員又は県の地域防災アドバイザー派遣による研修会が3件、防災資機材の操作研究会が1件、危険箇所マップの作成が2件、個別避難計画策定が1件、消防署の協力による避難訓練等が10件ということになりますが、そのほかにも自主的に防災訓練等を実施している自治会もあります。

ほかの2件につきましては、関係部長からお答えさせていただきます。

○健康福祉部長（出島雅彦） 心のサポーターについての御質問でございます。心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱えている人や家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的としているものでございます。

○総務部長（坂元一博） 施設のトイレの洋式率についての御質問でございます。市が管理するトイレには、市役所の各庁舎をはじめ、ふれあいプラザなのはな館、学校、公民館、図書館、公園などがございます。今回、市内全てのトイレについて調査しましたところ、トイレの戸数が1,378ございます。このうち、洋式トイレが685か所ございますので、洋式率は約50%になるところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、2回目からの質問に入りたいと思います。

まずはじめに、HPVワクチンについてからお伺いいたします。キャッチアップ接種の実績については、接種率が7.8%、そして、本年は4.6%ということでした。接種率が伸びていないようですけれども、その理由はなんだとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） HPVワクチンの接種率の低さにつきましては、平成25年度から令和3年度まで、積極的勧奨を控えてきたことにより、子宮頸がんやワクチンに対する啓発不足及び対象者の認識不足が生じていること。また、積極的勧奨、定期接種が再開されたものの、過去の副反応などの情報から、接種に対して判断を迷っている方が多いのではないかと思います。さらに、キャッチアップ接種の対象者の多くが社会人であるため、働きながら接種をすることが難しい側面もあるのではないかと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） キャッチアップ接種は、令和6年度が最終年度になると思いますが、令和6年度に対象となる方への周知は、今後、どのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） HPVワクチンのキャッチアップ接種に対する案内につきましては、令和4年5月に対象者全員に個別の通知を行い、市ホームページ及び広報紙にも掲載しております。令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度となりますので、年度当初に未接種の全ての対象者に対して、制度説明とともに接種に関する案内などを個別に送付し、あわせて、市ホームページ及び広報紙による周知も図ってまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） このキャッチアップ接種が令和6年度、来年度で最終となるわけですけれども、もし、そうして終了した場合、HPVワクチンの接種費用は自己負担になるのではないかと思いますけれども、その場合の金額はどのぐらいになるのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 国内で承認されているHPVワクチンは、2価、4価、9価の3種類があり、いずれも3回接種する必要があります。接種に掛かる費用は、ワクチンの種類により異なりますが、2価及び4価ワクチンは1回当たり約1万7千円、3回接種で約5万1千円であります。また、9価ワクチンは1回当たり約2万7千円、3回接種で約8万1千円であります。

○16番議員（高田チヨ子） 接種費用を今聞いて、非常に高いんだということがよく分かりました。2価・4価ワクチンで3回接種したら5万1千円。9価ワクチンで8万1千円掛かるということですが、このように費用が高額になるため、対象となる方には、もし、来年度受けなかった場合は、自己負担がそれだけ掛かるんだということを、しっかりと教えていくことも大事ではないかなって。それを、今現在、こうして教える、令和6年度までに、来年の9月までにちゃんと申し込んで接種をしていけば、令和6年度で全てできるんだよということをつ分らせた上で接種をさせていくことが大事ではないかと思います。もう本当にですね、これを9月までにしないといけないということなんですけど、9月までにすれば、もう必ず3回

接種は終わるわけですね。

○健康増進課長（渡部晃子） HPVワクチンは、一定の間隔を空けて3回接種するので、国が示す標準的な接種間隔で接種する場合は、3回接種するのに約6か月かかります。議員がおっしゃられたように、令和7年3月末までに3回接種を完了するためには、遅くとも令和6年9月中に接種を開始する必要があるところです。期間内に接種していただけるよう、市といたしましても、対象者に対して接種を検討、判断していくための資料を添付した通知を個別に送付するなど、丁寧な周知に努めてまいりたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） 一人でも多くの方がこのHPVワクチンを接種して、子宮頸がんで亡くなる方が少なくなるようにしていただきたい、そういうふうに思っております。皆さんが、この来年度で終わるということをしかりと把握した上で、命を守ることができるということをしかりと通知をしてあげて、そして、費用も掛からないんだよということをしかりと教えていただきたい、そういうふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ところで、このHPVワクチンは男性でも接種できるものがあると聞いていますけれども、どういったものなんでしょうか。

○健康増進課長（渡部晃子） HPVワクチンは、ヒトパピローマウイルスへの感染を予防することで女性特有の子宮頸がんだけでなく、性別に関係なく罹患する肛門がん、中咽頭がんや性感染症の一種である尖圭コンジローマなどの発症予防にも効果があるとされています。このため、HPVワクチンを男女ともに接種することで、パートナー間のヒトパピローマウイルスの感染拡大を予防したり、女性の子宮頸がんをはじめ、男性自身が疾病を発症するのを防ぐことができると考えられているところです。

○16番議員（高田チヨ子） 男性もした方がいいということですがけれども、男性の接種に対して助成する自治体もあるのではないかと思うんですけれども、指宿市としても助成するお考えはないでしょうか。

○健康増進課長（渡部晃子） 男性へのHPVワクチンの接種については、厚生労働省が令和2年12月に9歳以上の男性への4価ワクチンの接種について承認しており、希望する男性は接種が可能となっております。しかしながら、男性への接種は国が接種勧奨する定期予防接種の対象ではなく、個人の意思により接種する任意接種となるため、公費による助成はなく、全額自己負担となっているところです。男性のHPVワクチンの任意接種に対する市の助成につきましては、現在、国において定期接種化に向けた検討が行われているところですので、国の動向や他市の状況を注視してまいりたいと考えているところです。

○16番議員（高田チヨ子） 男女ともに接種ができるようになったらいいなと思っているところです。本当にいろんなことに対して、このHPVワクチンは効果があるということですので、何とか進めていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の心のサポーターについて、伺いたいと思います。心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱えている人や家族に対して、傾聴を中心とした支援ができる人のことということでした。指宿市では、似たようなサポーター、ゲートキーパーという方たちがいらっしゃると思いますが、このゲートキーパーについて、もう少し詳しく教えていただけませんか。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） ゲートキーパーとは、自殺対策において、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ見守る行動を取ることができる、言わば命の門番とも位置付けられる人のことを言うものであります。指宿市では、平成30年に指宿市自殺対策行動計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、ゲートキーパー養成講座を開催しております。ゲートキーパー養成講座は、令和元年度から開始し、令和5年11月末現在までに計21回、692名の方が受講しておるところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） ゲートキーパーの養成講座を開設しているということで、692名の方が受講している。すごいなと思います。私なんかでも受けることができるんですね。また受けたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、今、うつ病の精神疾患が非常に増加している傾向にあると思います。5人に1人が一生のうちに何らかの精神疾患になるという研究結果もあり、誰もが罹りうる病気だということです。今、私の友達でも、ちょっとこのうつ傾向にあるんじゃないかなという方がいらっしゃいます。その方からは、もうしょっちゅう電話が来るのでなんかかわいそうなんですけれども、100%面倒をみてあげることができないので、どうにかしてあげたいなと思いつつも、なかなかその方に応えてあげることができないというのが実情なんですけれども、本当にこういう方たち、今、どんどん増えているということです。この心のサポーターは、精神疾患について、正しい知識を持ち、地域や職場などでうつ病とかストレスなどの精神的不調に悩む人の相談に乗ったり、自治体の支援窓口を案内する役割を果たすということです。指宿市でも、このゲートキーパーだけではなく、心のサポーター養成のための研修を実施するお考えはないでしょうか。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） 国では、令和15年度までに心のサポーターを全国で100万人養成することを目標としております。その取組として、令和3年度から今年度まで、都道府県や指定都市等へのモデル事業として、心のサポーター養成事業を推進しております。心のサポーター養成のための研修としては、国の指導者養成研修を受講した心のサポーター指導者が2時間の実施者養成研修を行うことが示されているところがございます。

○16番議員（高田チヨ子） この心のサポーターは、2時間の研修を受けないといけないということ。また、いろいろありますけれども、この心のサポーター養成のための研修を実施す

るという指導者の資格要件とかいうのがあられるのでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 指導者の資格要件としては、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の資格を有し、精神保健に関する業務に携わる者と示されております。また、国の指導者養成研修を受講することが条件となっております。現時点では、国の本事業が都道府県指定都市等を対象としたモデル事業となっていることから、市では対象となっていないところでございます。今後につきましては、国や県の動向を注視しながら、心のサポーター養成事業について、調査研究してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 市ではできないみたいですが、何とかこの心のサポーターもできるようになったらいいなと思いますので、またこれからよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次に3点目の地域の防災への取組について、お伺ひいたします。1回目の質問で、訓練を行っているところをお聞きしましたけれども、まだまだ少ないように感じました。市内には、海側は津波、山手側は崖地等の土砂災害の危険な場所もあるのではないのでしょうか。市では、そのような場所の方たちに対して、どのような取組をしているのでしょうか。危険箇所の点検を行っているということですが、内容について、詳しく教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（坂元一博） 市では、市地域防災計画に基づき、毎年1回、自治公民館長などから地区内の災害危険箇所について、情報提供、調査要望を提出していただき、提出された危険箇所について、現地調査を実施しております。現地調査の結果、特に対策が必要と思われるものにつきましては、改めて南薩地域振興局、消防署等を交えて現地調査及び検討会にて結果、対策等を協議しているところでございます。また、そのほか、市からの要望等を基に、市内の危険箇所について、南薩地域振興局による県下一斉防災点検が毎年実施されているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） それでは、この危険箇所点検で調査した危険箇所については、どのような対応をしているのでしょうか、お伺ひいたします。

○総務部長（坂元一博） 調査結果につきましては、関係課にて現場の状況、今後の方針等をまとめた報告書を作成し、要請のあった地区へ回答するとともに、県、関係機関と連携し、国、県事業の活用も含めて、改善に努めているところでございます。なお、今年度は、危険箇所の対応としまして、池田地内において、市道横の大きな岩石の除去、山川岡児ヶ水地内において、急傾斜地の崩壊箇所、排水路等の補修を行いました。また、県事業により、新西方地内の老朽化した水路の改修、開聞十町地内のため池の耐震改修、山川福元地内の急傾斜地のネット被覆及び落石防止柵設置などが行われているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 指宿は、意外と危険箇所って少ないのかなと思ひているんですが、ほかの地域に比べて。でも、今、危険箇所のことをお聞きしましたら、結構いろん

なところに危険箇所はあるんだなということが分かりました。本当にそこに住んでらっしゃる方は、いつも心配をしてらっしゃるのではないかと思いますので、事故がないようにしていただければありがたいと思います。今後も、市民の安全のために頑張ってくださいと思います。

それでは、次に、女性消防団の取組について、伺います。この女性消防団を作ってほしいという提案をしたのは私でございました。それからすぐ女性消防団を作っていました。本当に女性消防団は頑張っていると思うんですが、女性消防団の方がどういう仕事をしているのか、どういうときに、この女性消防団の方がいろいろ働いているのかというのがよく分からないという現状があります。それで、女性消防団の現在の状況はどうなっているのでしょうか。また、鹿児島県内の女性消防団の状況がお分かりであれば、教えていただきたいと思います。よろしく伺います。

○危機管理課長（竹山修一） 女性消防団につきましては、平成24年に女性消防隊として発足しております。その後、平成26年に指宿市消防団本部付女性消防団に格上げされ、現在、11名で活動を行っているところでございます。また、県内の女性消防団の状況につきましては、令和5年10月1日現在で、43市町村のうち42市町村で組織され、627名の団員が所属しているところであります。

○16番議員（高田チヨ子） 女性消防団も県内で627名いるということで、結構多くの方が女性消防団として頑張っているんだなということが分かりました。本当に、女性消防団の人たちは、あんまり普段見ることがないので、何しているのかなと思ったりしていたんですけども、いろんなことをしているということが分かりました。また、現在、消防団では欠員が出ているとお聞きしています。女性消防団も含め、補充するためにどのような対策を取っているのか、伺います。

○危機管理課長（竹山修一） 消防団員の確保につきましては、各消防分団と各消防後援会組織で推進していただいております。また、市では広報紙にて、消防団活動等に併せ、募集に関する記事を掲載するとともに、女性消防団員による団員募集キャンペーンを実施しているところであります。今後も消防後援会と連携し、団員確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

○16番議員（高田チヨ子） 女性消防団が11名いるということで先ほどお聞きいたしました。女性消防団が出るところって、私が見るのは出初式の時とか、市でする訓練の時とか、そういうときぐらいしか見ていないんですけども、ほかにどのような活動を行っているのか、もうちょっと具体的に分ければ教えていただけませんか。

○総務部長（坂元一博） 活動内容としましては、平時は市民防火の日に合わせ、防火広報、高齢者宅などの訪問防火指導、応急手当の普及活動等を行っております。今年度につきましては、仕事、家庭を抱える中、夕方、約2時間、4月から8月までの間に消防訓練を行い、鹿児

島県女性消防操法大会に出場いたしました。また、応急手当普及員の資格を有していることから、消防署が開催する防災、防火、救急の講習会への協力や、各地区の敬老会等で寸劇による防火広報及び消火器の取扱い説明などを実施しております。普通救命講習につきましては、イベント会場での講習会従事や、毎年、指宿商業高等学校に出向いて、講習への協力を行っているところでございます。台風接近時には、台風接近に伴う備えの広報活動等を行っており、必要に応じ、避難所での従事依頼や、大規模災害時には応急手当等の協力も考えているところでございます。このように様々な活動を精力的に行い、市民の安全・安心を守る一翼を担っていただいているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） いろんな活動を通して、地域に密着していることがわかりましたけれども、本当に普通の消防団の方たちは火事の現場に行ったりとか、いろんなことをするわけですが、女性消防団はそういうことはないわけですね。

○危機管理課長（竹山修一） 女性消防団は、火災現場にはちょっと出動はしておりませんが、大規模災害等になれば、女性消防団にも出てきていただいて、協力をもらうという計画であります。

○16番議員（高田チヨ子） 分かりました。消防団の方も、女性消防団の方も、自分の命は自分で守るんだということで、しっかりと頑張っていたきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、4点目の公共施設のトイレについて、お伺いいたします。まず、この公共施設のトイレなんですけれども、市内で和式だけしかないトイレというのが何箇所ぐらいあるんでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長（濱上和也） 公園など、洋式トイレが設置されていない場所もございますが、ほとんどのトイレにおいて洋式トイレか、若しくは、多目的トイレが整備されているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 今の答弁で、ほとんどのトイレが洋式トイレか多目的トイレが整備されているということでした。全てのトイレを洋式トイレにすることはできないんでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 現在ある和式トイレを洋式トイレに改修しようとした場合に、扉の開閉の都合などでトイレ内の個室の数を減らす必要があるところでございます。また、人によっては和式トイレを好む方もいらっしゃるようでございますので、総合的に利便性を考慮いたしますと、一概に全てのトイレを洋式トイレに変更することは難しいのではないかと考えているところでございます。

○16番議員（高田チヨ子） 全てのトイレを洋式トイレに変更するという事は難しいということでした。できれば公園のトイレは、私が見る限りでは和式トイレが多いのではないかとと思うんですが、公園のトイレも含めて、全て洋式トイレにしていただければいいなと思いま

す。中には和式がいいという方もいらっしゃるということでしたけれども、和式は嫌だという方の方が多いですね。だから、和式を全部なくすというのではなく、和式も一つか残した上で洋式化を進める、そういうところをしていただきたいなと思います。また、多目的トイレがあるということですが、市民の皆さんの中には、多目的トイレを自分たちも使っていいのかな、どうなのかなと分からない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、誰でもこの多目的トイレは使っていいですよという、そういう分かりやすい表示をしていただければ、使いやすくなるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 男子トイレ、女子トイレに洋式のトイレがない場合、多目的トイレを使用することも可能ではございます。議員御指摘のとおり、多目的トイレを使っていいのかわからない方もいらっしゃるかもしれません。誰もが多目的トイレを使用できるよう、また工夫してみたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 皆さんが困らないようにしてあげてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の図書館のトイレなんですけれども、このことについてお伺いいたします。実は、この図書館のトイレ、私は図書館に行ってもトイレに入ることがなくて、図書館がどういうトイレなのか知らなかったんですけれども、先日、ある男性の方がそばに寄ってきて、この前ね、図書館に行ったんだよって。トイレに行きたくなって、トイレに入った。そしたら和式しかなかったよって。なんかすごく怒っているんです。そうでしたかって、すいませんでしたねと言ったら、もう絶対あそこは洋式がいるから、洋式にしてほしいんだけどね、言ってくれないけど。全然知らない方だったんですけれども、そんなに言われて、分かりましたと。12月議会がありますので、そのときにちょっと聞いてみますねと言ったら、なんとか洋式トイレを造ってよね。私は造るところではないんですけれども、聞いてみますからということで、今回の質問になったところなんですけれども、本当に、こういう方もいらっしゃるんだなというのを改めて感じたところでした。今は、本当にどこに行っても、大体、洋式と和式があるというのが普通になってきていると思うんですけれども、この指宿図書館には洋式トイレがあるのでしょうか。私は入ったことがなくて、答えられなかったもので、聞いているところです。

○生涯学習課長（上菌浩司） 指宿図書館のトイレにつきましては、男性用、女性用、ともに和式便器のみが設置されております。施設を利用される方には高齢者も多く、気持ちよくトイレを利用していただくため、洋式便器を設置する必要性を認識しているところですが、設置スペース等の課題があるため、難しい状況であるところです。洋式便器は誰でも利用できる多目的トイレに設置されておりますので、洋式便器を利用したいという方には、張り紙等で多目的トイレを案内しているところです。男性用、女性用トイレへの洋式便器の設置につきましては、今後、施設の改修等を計画する際に、併せて検討したいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 男性用と女性用のトイレには洋式トイレがなく、和式トイレだけということですね。ただ、多目的トイレがあるということで、多分、その男性の方はこの多目的トイレがあることを知らずに私に言ったんだということが分かりましたけれども、誰が入っても、そこに多目的トイレがあるんだということを知らせる、見て分かるようにしてあげることが大事ではないかなと思いますので、なんとか使いやすくするために、そういう嫌な思いをする方がいないようにしてあげてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○生涯学習課長（上菌浩司） 多目的トイレは、車イスの方、乳幼児を連れた方などを含め、誰でもいろいろな目的でトイレを利用することができるよう張り紙で表示しておりますが、より使いやすくなるよう、表示の仕方についても工夫してまいりたいと考えております。

○16番議員（高田チヨ子） 是非、お願いしたいと思います。すぐ入って分かれば、その男性の方も怒らなかつたんだと思うんですけども、分からなくて、私にすごく怒って言っていましたので、そこのところはどうにかいい方向でしていただきたいなど、そういうふうに思います。市民の皆様のために、公共施設だけでなく、公園のトイレ、そういうところも洋式化をしてほしいと思いますので、こちらの方もどんどん進めていただきたいと思います。公園のほうが、一般の方は行く方も多いのではないかと思いますので、公園の洋式化も進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは最後に、トイレの荷物置き場について、お伺いいたします。いろんなところのトイレに入ると、荷物置き場が小さいのがあったり、フックが付いてたりするところもあります。ないところもあります。そういうことで、今回、質問をさせていただいているんですけども、これも実は市民からのお願いでした。私は県外から指宿に引っ越してきたんですけども、指宿のトイレって、なんで荷物置き場がないのと、最初に言われました。荷物置き場はないですかと言ったら、なかつたです、困るんですって。女性はカバンを持って入るので、荷物置き場があるかどうかをまず探します。そうしたときに、荷物置き場がないと、その荷物をどこに置くか。どうしても床に置くことになってしまう。床に置くのは、すごく抵抗がありますということで、それで、なんとかこの荷物置き場を全てのトイレに作っていただきたい、そういう要望でした。このことについては、どうでしょうか。よろしく願いします。

○総務部長（坂元一博） 議員のおっしゃるとおり、荷物の置き場につきましては、不便を感じていらっしゃる方もいるかと思われまます。荷物置き場を設置するためには、ある程度の広さも必要かと思われまます。トイレごとに個室の広さも異なることから、トイレ利用者の利便性向上について、どのような対応が望ましいか、個別に検討してまいりたいと思います。

○16番議員（高田チヨ子） よろしく願いします。フックがあってもですね、私みたいにチビちゃんには届かないことがあるんです。一生懸命、こんなにしても届かなくて、下に置くということがあるので、なんとか考えていただきたい、そういう風に思いますので、よろしく

お願いします。

最後に、令和5年もあと2週間となりました。コロナ禍から少し開放されたものの、インフルエンザの流行やいろんなウイルスによる体調不良を訴えている方も多いようです。指宿市の皆様が健康で幸せな毎日を過ごせるように願っております。自分が変われば周囲が変わる。環境が変わり、世界が変わる。この大転換の起点こそ、一人の人間革命なんだということを言われました。私もしっかりと指宿市民のために一生懸命頑張っていきたいと思えます。今日は本当にありがとうございました。以上で終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時04分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） おはようございます。私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、市営住宅の階段など、共用部分への手すり設置についてです。若いときには階段も一気に駆け上り、ときには2・3段飛び越しで移動していた人でも、歳を重ねるにつれ、そうではなくなります。高齢になれば、普通に歩くことも不自由を感じたりします。住居の中であれば、必要に応じて介護保険の制度を使ってバリアフリー化したりします。ところが、共用階段や共用廊下などについては、個人では対応できません。設備の問題として、所有者であり管理者である市が責任を持つべき場所です。高齢だけでなく、障害者や妊婦の方もお困りでしょう。本人のみならず、デイサービスで迎えに行く施設の職員からも要望が出されています。そこで、順次伺います。まず、市営住宅の階段など、共用部分への手すり設置について、必要性をどのように捉えているか、伺います。

次に、今ある市営住宅について、設置状況はどのようになっているか、伺います。また、今後の設置計画はどのようになっているか、伺います。

次に、市民のための温泉資源の活用についてです。指宿市は、全国でも有数の温泉のまちであることは、いまさら言うまでもありません。観光や農業など、産業に活用され、市の活性化や発展に寄与しています。また、何より温泉の恵みは、市民共有の財産であることを忘れてはなりません。しかし、温泉のまちを標榜するに当たり、どれだけ行政として温泉の実態を把握し、市民のために活用がなされ、あるいは生かそうとしているのでしょうか。そのようなことから、順次伺います。

まず、市内の泉源数、湧出量やポテンシャルなどについて、実態を把握しているかどうか伺います。

次に、温泉に関わる市内民間団体との定期協議の場があるかどうか、伺います。

次に、入浴用としての活用泉源数や配湯数など、利用状況の変遷について伺います。

そして、観光、農業など従来産業と、発電などその他の利用状況の変遷について、伺います。市全体における状況を伺っておりますので、公営、民間問わず、全容についてお答えいただきたいと思います。

次に、男女共同参画、ジェンダー平等等について、であります。男女共同参画に関する条例は、地方自治研究機構の調べによれば、令和4年4月1日現在で46都道府県、677市町村で制定されております。鹿児島県内を見ると、19市中12市で制定されています。同様に、アウトティング禁止をうたう条例がある自治体が12都道府県、26自治体が把握されているようです。条例名はいろいろあるとしても、男女共同参画条例、ジェンダー平等条例、アウトティング禁止条例などについて、制定をする必要性をどのように捉え、指宿市ではその考えや制定についての予定があるかどうかを伺います。

また、パートナーシップ宣誓制度の連携協定について、現在は県内でパートナーシップ宣誓制度を制定しているのは鹿児島市と指宿市となっております。指宿市ほかはですね、県外自治体、とりわけ九州管内の自治体まで広げる考えはないか、伺います。

次に、自衛隊への名簿提供についてです。この問題は何回も質問してまいりましたが、私が個人情報保護の立場から、あるいは憲法上のプライバシー権の問題からも、本人の了解なしに名簿提供すべきではないのではないかと繰り返し指摘してきたのに対して、自衛隊法などを示して、自衛隊側から名簿提出を要請できるということを主な根拠にしてきました。市の説明は名簿を提供できるという主張であり、名簿を提供しなければならないということではありません。また、名簿提供に応えなければならない義務はないとの認識も明確に示しております。そこで、今回は単純明快に伺います。まず、一つは本人の同意を基本とすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。名簿提供の根拠を伺っているではありません。文字どおり、本人の同意を基本とすべきではないかという質問ですので、答弁の選択肢としては、本人の同意を検討すべき、あるいは、これを否定して、本人の同意が基本ではないとするか、どちらかしかないと思います。質問に対して明確な答弁をお願いします。

もう1点は、除外申請についてです。本来、本人の承諾なしに名簿提供すべきではありませんが、少なくとも除外申請についてはホームページに載せるだけでなく、市の主要施設や全戸へのチラシの配布、学校における当該学年の生徒への周知、市民に対して十分に周知徹底を図るべきだと思います。そのことについて、どう考えるか伺って、1回目といたします。

○市長（打越明司） 前之園議員から、四つの分野にわたって多岐の質問をいただきました。

まず、市営住宅の階段などの共用部分への手すりの必要性についてを問われました。共用階段の手すりにつきましては、建築基準法の改正により、平成12年6月1日以降に新築される

建物については、設置が義務付けられている設備であり、また、共用廊下の手すりにつきましては、入居者にとって居住性の向上につながり、特に高齢者等にとっては、安心して生活を送れる設備の一つであるというふうに考えております。

次に、温泉資源の実態の把握についての質問がございました。鹿児島県の温泉利用状況報告によりますと、本市には、令和4年3月31日現在、1,051の泉源があり、そのうち407の泉源を利用しているところであり、湧出量は毎分5万1,015ℓであります。なお、市内にあるそれぞれの泉源の温度や湧出量といったポテンシャルについては、所有者の財産といった面もあり、温泉台帳を整備している県の所管事務でもあることから、現時点では市としての把握には幾つかハードルがあるところであります。

残余の質問につきましては、関係部長から答弁をさせていただきます。

○建設部長（高田博憲） 住宅の階段への手すりの設置状況並びに設置されていない場合の設置計画についてのお尋ねでございました。2階建て以上で共用階段を有する住宅は22団地46棟でございます。そのうち、手すりが設置済みの住宅は17団地34棟、未設置の住宅が5団地12棟でございます。また、エレベーターが設置されている共用廊下を有する住宅は4団地5棟あり、全棟において手すりは設置済みであります。なお、設置されていない5団地12棟につきましては、令和5年3月に策定をしました指宿市公営住宅等長寿命化計画に基づく外壁等改修工事に合わせて、手すりの設置を計画しております。共用階段の手すりにつきましては、高齢者の方などにとって、安全に安心して生活を送る上で大事な設備の一つでもございますので、年次的な改修を行いながら、令和13年度までに全ての団地において共用階段の手すりの設置を完了させる計画でございます。

○総務部長（坂元一博） 温泉に関わる市内民間団体との定期協議の場があるかとの御質問でございます。現時点で、定期協議の場は設けていないところでございます。

次に、入浴用としての活用泉源数や配湯数など、利用状況の変遷についての御質問でございます。民間の配湯業者数でございますが、過去の資料では、市内に22の配湯事業者がございましたが、現在、市で把握している配湯を行っている事業者の数は19となっているようでございます。また、浴用で活用されている泉源数につきましては、昭和57年度は220か所で、令和3年度は226か所となっております。配湯数につきましては、昭和57年度において、市営が640戸、民間が3,200戸の計3,840戸でありましたが、約30年後の平成23年度には、市営が742戸、民営が3,472戸の計4,214戸となりました。令和4年度におきましては、市営が602戸でございますが、民営の配湯数は把握していないところでございます。

次に、観光、農業など従来産業と、発電などその他の利用状況の変遷についての御質問でございますが、観光への温泉利用は、昭和30年代、高度経済成長期に大型のホテル等の建設によって浴用として大いに利用されるようになり、現在も多くのホテル、旅館等で利用されておりますが、利用実態について、詳細は把握していないところでございます。なお、令和

5年3月31日現在、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の公共利用に係る許可を鹿児島県から得ている市内のホテル、旅館等は36施設あるようでございます。農業に関しましては、大正時代から温泉熱の利用が始まり、小ナスを主体としてすいかやメロン等の促成栽培が行われていたようでございますが、現在では観葉植物を中心にマンゴー、オクラ、トマト、胡蝶蘭等の一部でハウスの加温に利用されている状況となっております。本市内における地熱発電の変遷についてでございますが、平成7年に山川発電所が開設されました。その後、平成27年にはメディポリス指宿のバイナリー発電所が、平成30年に山川バイナリー発電所が稼働を開始し、令和4年に南迫田地区において、やまとバイナリー発電所が稼働を始めております。なお、令和4年にはメディポリス指宿地内にバイナリー発電所が設置されましたが、まだ稼働には至っていないとのことでございます。

次に、男女共同参画、ジェンダー平等、アウティング禁止条例など、制定の必要性について、男女共同参画条例を制定しているかとの御質問でございますが、現在、本市では、男女共同参画やジェンダー平等、アウティング禁止等に関する条例は制定していないところでございます。

次に、県外自治体とのパートナーシップ宣誓制度連携協定について、その対象を九州管内まで広げたらどうかとの御質問でございますが、本市と県内自治体とのパートナーシップ宣誓制度の連携協定につきましては、鹿児島市と昨年2月1日付で、また、県内3番目として、今年10月1日に制度を導入した日置市と11月1日付で締結しているところでございます。また、県外自治体との連携協定については、茨城県からの提案により、昨年11月25日付で、茨城県及び岡山県笠岡市と協定を締結したところでございます。鹿児島県を除く九州、沖縄におきましては、今年5月末時点で36の自治体が制度を導入しているようでございます。性的マイノリティの方々にとって、より利用しやすい制度となるよう、県内、県外に関わらず、今後も連携協定の締結には前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自衛隊への名簿提供の問題について、本人の同意を基本とすべきではないかとの御質問でございます。個人情報保護に関する法律第69条第1項では、個人情報の提供を制限しておりますが、法令に基づく場合は提供できる旨が定められていることから、同意は不要と考えております。

次に、除外申請の周知と徹底について、いろいろな方法で周知すべきではないかとの御質問でございますが、現在、自衛官募集事務に伴う情報提供及び除外申請につきましては、市ホームページにて常時掲載しているところでありますが、次回からは事務に係るスケジュール等を調整し、早めの周知に努め、周知方法についても市ホームページのほか、広報紙、公共施設でのチラシ掲示を予定しているところでございます。その他、他市の周知方法も参考としながら、広く周知できるよう検討しているところでございます。

○17番議員（前之園正和） まず、市営住宅のことからやります。長寿命化計画があつて、そ

れに基づいてやるということ、長寿命化計画自体はできているという、必要なところはですね、できているということによろしいのでしょうか。

○**建築課長（中吉竜治）** はい、そのとおりでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 必要なところが5団地12棟という答弁だったかと思うんですが、長寿命化計画によると、いつまでに完了という表現だったのでしょうか。全体が計画に基づいて手すりが付くという完了時期はいつかということですね。

○**建築課長（中吉竜治）** 共用階段に手すりのない5団地12棟の長寿命化計画に基づく改修工事の予定時期といたしましては、令和7年度から令和13年度を予定しています。

○**17番議員（前之園正和）** 令和7年度から令和13年度ということですので、令和13年度といえば、あと8年、ないし9年、遅いところではですね。付くにしても、あと8年、9年ということですが、例えば私ももう73歳ですが、8年後は生きていくかどうか分からないですね。仮に住宅にいとすればですよ、それまで待つということは、あなたの生きていくうちはできませんよと言うに等しい、ちょっと言葉、適切かどうか分かりませんが、ですから、必要なところは日常生活に必要なわけですから、直ちにやっぱり設置する必要があるんじゃないでしょうか。

○**建築課長（中吉竜治）** 長寿命化計画において、既に外壁工事が計画されているところがございますけれども、真に手すりの設置が必要と認められる場合は、外壁の健全度を十分確認するなど、利用者の安全面を考慮した上で、手すりのみを先行して設置するなどの柔軟な対応も総合的に判断してまいりたいと考えております。

○**17番議員（前之園正和）** 機械的にもう年度ごとということじゃなくて、必要性において、手すりの先行設置もあり得る、検討していくということで確認してよろしいですね。

○**建築課長（中吉竜治）** 手すりの設置に関しましては、設置する場所の外壁の安全性なども確認した上で、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○**17番議員（前之園正和）** その議会の答弁、政府の国会での見解でもそうですけれども、総合的に判断というのはですね、ちょっと曲者なんですよね。ですから、この延ばす、あるいはしない理由がですね、あとでくつつくんじゃないかというふうに勘ぐったりするわけですよ。ですから、外壁の安全性というのは、当然、確認しなきゃいけないこととは思いますが、必要性を見て、先行設置もあるということによろしいじゃないんですか。その確認で。総合的にという言葉はちょっとですね、言い訳をなんでも考えられるんじゃないかといううがった見方も生じてまいります。

○**建築課長（中吉竜治）** その必要性もありますけれども、入居者の暮らしやすい施設となるように、緊急性、優先度、入居者の状況などを勘案しながら、予算確保と改修、整備に努めてまいりたいと考えております。

○**17番議員（前之園正和）** そこで生活している人にとっては、手すりがないと上手く移動で

きないという人にとっては、緊急的に必要なものであるということについては、一応、そのような認識でよろしいんですか。その人にとって、必要とする人にとっては、待ってくれということでは済まない問題だという認識は、確認してよろしいですか。

○市長（打越明司） 建築課長が先ほどから答弁しておりますけれども、この安全面を考慮した上で、手すりのみを先行して設置するという、その柔軟な対応についても、総合的に判断をすると申し上げているところがございます、真に必要な場所について、条件が揃えば、先行することはあり得るというふうに申し上げているところであります。

○17番議員（前之園正和） そういうことで、必要とされる、ここはもう是非というところもあると思うんですね。そういうところは、長寿命化計画の、そのときにという、漠然としたものではなくて、先行施工も必要に応じて考えるということを確認をしておきたいと思いません。

次に、温泉の問題ですが、ちょっと答弁があったことが完全にメモを取れていないわけですが、とにかく、その泉源数、湧出量の数についてもですね、県の資料によると、という数字が、泉源の数だったですかね、1,051あって、407活用されているというのは。県の資料によるとという答弁があり、市としては把握していないというのがですね、ちょっと違和感を感じるんですね。直接の原因の場所は市ですから、市が把握しているけれども、その状況を県が把握していないというのは、手続としてはあり得るのかと。県の許認可に関わるものだという関係もあると思うんですが、やっぱりその現場で、市としてその辺は現状を把握するということが必要だと思うんですね。ところが、ことごとく県の集計によると、ということが示されている中で、市としては、把握されているところは限定的というところをちょっと感じたんですけれども、そういう認識は間違いでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 温泉の現状等の把握の関係でございますが、温泉は、本市にとってかけがえのない資源でございます。市内の温泉の現状をどういった方法であれば把握できるのか、また、課題の把握や問題解決にどんな方法があるのか、既に今、調査を始めているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 市として把握する必要性があり、それに取り掛かっているという理解でよろしいんですね。

○総務部長（坂元一博） そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） それから、変遷についてもお答えいただきましたが、市の配湯、それから、民間の配湯戸数もお答えいただいたんですが、とりわけ入浴用の世帯を見るときにですね、3千、大きく見積もっても、民間と市と合わせて4,200ぐらいということですが、指宿市の世帯数、あるいは人口から見てもですね、指宿が温泉のまちとして標榜しているという、温泉のまちだということにはですね、その恩恵を受けている数がですね、ちょっと恥ずかしい数字じゃないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 温泉の恵みにつきましては、本来であれば、指宿市内全域で恩恵が受けられるべきでございますけれども、やはり温泉の供給につきましては、配管であったり、いろんな関係もありますことから、市営につきましては、今、答弁いたしましたように、現在、602戸の配湯数という形になっているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 配湯業者、泉源数だったですかね、メモがちょっとできなかったんですが、配湯業者の数を見るときに、最近ですね、この配湯業者が廃業をしている実態が幾つか出てきているんじゃないかと思うんですが、そのことについては、事実関係はどのようになっていますでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 市の配湯事業の経営改善の参考のために、22業者にアンケート調査を実施いたしました。その中から、13の事業者から回答がございました。その回答の中身につきましては、配湯戸数の減少や施設老朽化に伴う改修費用の増加、高齢化であったりとか、後継者不足等の課題を多く抱えられていることが分かったところでございます。

○17番議員（前之園正和） 廃業に至る経緯とかいうことについては、少しは把握しているようですが、民間配湯業者の廃業等、配湯戸数の減少というのは、指宿は一つの売りの、温泉は大きな柱ですから、温泉のまちの衰退につながるのではないかと。配湯業者の廃業と配湯戸数の減少はですね。温泉のまちの衰退につながるんじゃないかと。今今ということではないにしても、方向性としてはそういう心配があると思うんですが、その点はどうか。

○総務部長（坂元一博） やはり、本市は世界的にも珍しい天然砂むし温泉をはじめ、多くの温泉がございます。本市の魅力ある地域資源となっているところでございます。温泉は大切な限りある資源であります。温泉資源の将来にわたる持続可能な活用が図られるよう、また、この民間事業者等の課題等も含め、市も含めてでございますけれども、この整理をしながら、どのような形で改善ができるかという形で検討しなければならないと思っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 市は市として、民間業者も力を合わせてということだろうと思うんですが、先ほど伺いましたら、民間業者との、配湯業者等ですね、定期的な協議の場はないということでしたが、やはりそのことから、指宿の温泉をどうするのかと。民間、市、別々にするのではなくて、やはり一定の協議を一緒にする場というのはですね、今後、必要じゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 今後、温泉を将来にわたって持続的に活用できるようにしていくためにも、意見交換の場は必要だと考えております。将来にわたって、この温泉を持続的に活用できるようにしていくためにも、この課題の把握やもろもろの解決策についてしっかり意見交換会をする場が必要と考えておりますので、今後、その場を設けたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） 定期的協議の場を作り、その中でもいろいろ聞いて、この知恵を

出し合っていくことが大事だとは思いますが、やはり民間配湯業者への支援も行っているのではないかと思います。先ほどもちょっと出ましたが、例えばメンテナンス費用の補助とか、道路占用料の免除とか、考えていけばですね、幾つか出てくるんじゃないかというふうには思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 先ほども申し上げましたように、本市は古くから温泉の恵みを受けて成長してきたまちでございます。本市にとって、温泉は観光、農業をはじめとする産業の振興はもちろん、市民の皆様の日常生活に深く根差した、とても大切な資源であると認識しております。現在行っております調査結果を通じまして、課題の整理をした上で、事業者の方に頑張ってもらって、市が協力、あるいは支援できる場所、どのような形がつけられるのか、検討していきたいと思っております。

○17番議員（前之園正和） 民間配湯業者で後継者がいないということも、一つあるんじゃないかと思うのですが、そういう場合は、画一的に全てをとということにはならないでしょうけれども、配湯業者が後継者がいなくて、その泉源が活用されないということではですね、温泉のまちを標榜するに当たり、衰退になるんじゃないかということを思いますので、場合によっては民間泉源の買収、あるいは借用して、廃業にならないようにすることも考えられると思うんです。廃業になれば、せっかくの温泉資源が活用されないということですからね。そういうことも視野に入れていいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 本市の温泉について、各地域でどのぐらいの温度でどのぐらいの量があるのか、全体ではどうなっているのかといった、温泉のポテンシャルを科学的に調べる方法、調査の期間、費用、調査をしてくれる事業者、あるいは、研究機関等について、現在、情報を集めているところでございます。また、温泉を利用する民間事業者に何らかの支援を行っている自治体がないか。支援していれば、どのような方法であるか。また、CO₂削減や小規模事業者の支援といった面から、国の助成制度はないかなども調査中でございます。加えて、市内の民間事業者や公衆浴場、農業等の温泉利用についても、現在、情報の収集の準備を進めているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 配湯地域が限られているということ、答弁の中でありましたが、やはりその温泉の恵みを市民が等しく享受するためには、もっと配湯地域を広げる、あるいは医療や福祉に生かすことも大事ではないかと思うのですが、そのようなことを総合的に考える部署というのは、今、あるんでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 部署の設置までは考えていないところでございますが、温泉に関する専門知識を持った職員の育成も含めて、事務分掌として、また、しっかりと位置付けを考えていきたいと思っております。

○17番議員（前之園正和） 今、触れられていましたけれども、指宿市部設置条例によれば、温泉は産業振興部の所掌となっておりますが、温泉課というようなものはありません。市民

のための温泉活用という課題は、いろいろ幅が広いわけですね。今、実情を把握することから始まり、諸政策を作るところ、それから、医療、福祉に生かすことを考えるということを考えればですね、この専門部署が必要ではないかと。別府市では、観光産業部の中に温泉課というのがあって、温泉政策係と温泉整備係があります。単に市営の事業に関わる課題だけではなく、温泉全般についての政策も所掌されているのだと思います。そのような意味で、指宿でも広く温泉についての現状把握はですね、なされてきてなかった、これからやろうという意味は述べられていましたけれども、そういう意味では、温泉のまちというのは、大きな目玉の一つであるということからすれば、温泉課というものを作ってですね、専門的にやる必要があると思うんですが、それについては、市長、お答えいただけませんか。

○市長（打越明司） 特化した温泉の話ということではないんですが、今現在、そのような総合的な政策を練っていくところ、調査をするところ、そういったところについても、組織改革の中で、どこでどのような形で設置すればいいのかを、もう既に検討を始めているというところでございます。

○17番議員（前之園正和） それはそれでいいと思うんですが、温泉のまち、あるいは農業のまちで売っていくとすればですね、例えば農業のまちで売っていくというのに、農業関係の課がないというのは不思議ですよ、ないとすればですよ。うちはもう専門的に幾つかの課がありますけれども。そういう意味で、いわゆる温泉と農業、大きく言えばですよ、あと、幾つも大事な産業もありますけれども、その一つとして、一角を担うものとして、温泉というのは大事なものだということからしてですね、この温泉課なりという専門部、専門の部署、課がですね、必要ではないかというふうに思うんですが、そのことをちょっと伺っているんですね。広く、一般、組織改革をする中でということではなくて、そういうほど、温泉というのは指宿にとって大事じゃないかと。だから、そういう課があってもいいじゃないかということ提起しているつもりなんですけれども、どうでしょうか。

○市長（打越明司） 組織上のことで質問されれば、先ほどの答えになりますけれども、指宿の非常に有効な、しかも、恵まれた資源として温泉が位置付けられるというのは、もうそのとおりであると。今回、質問の通告をいただいたときに、私なりには、この議員の質問は、非常に時宜を得た大事な質問だというふうに受け止めました。ちょうど就任以来、まだ2年足らずでありますけれども、この間にも温泉を活用していた複数の配湯業者の困りごと、あるいは、廃業、あるいは、それも様々な、高齢であったり病気であったり、あるいは故障であったり、様々な理由があるわけですが、指宿の目に見えない、しかし、非常に指宿のまちに付加価値を与える分野が、少しずつ元気がなくなっているということについては、非常に私も、議員同様、同じ危機感を抱いております。そうなってくると、まず総合的に、それぞれの泉源を持って、それで皆さんに浴用として配湯しているところの実態を、やっぱり詳しく把握する必要がある。そして、それぞれがちょうど、指宿は全体として、この

第一線で活躍してこられた方々が70代の半ばぐらいに入ってきたというような、そんな感じもありますので、ちょうどこの世代交代に入ってきたなど。その中でやっぱり、跡取りがいればねという声。あるいは、どうしようかな、悩んでいるときに、大きな故障やさらに大きな資金が必要だとなったときに、ギブアップしてしまう。こういうことが続いているということで、ここについては、指宿市もできるだけ早く問題を把握して、事前に早く対応ができるようにするために、その情報の収集だけではなくて、その事業の承継というものも、身内から身内だけではなくて、意欲のある者にバトンタッチができるような仕組みをですね、我々も真剣に考えないといけないなというふうに考えております。だから、事業承継について、例えば非常にノウハウを持っているような、例えば金融機関でありますとか、いろんなところとも、実はもう意見交換を始めているところでもあります。これは、この温泉というテーマだけではなくて、指宿全体として、次の跡取りをしっかり作っていくということは、市の大きな責任であるというふうに考えておりますので、そのことについては、ただ相談に乗ってあげるというだけでは済まされない。じゃあ市はそこで何をしてあげられるのかということも含めてですね、積極的に頑張っていきたいなと思います。さらには、今はその配湯業という部分で話をしておりますけれども、指宿市全体で見ますと、その公衆浴場を経営をされている方々もおられます。自宅でひねれば温泉が出るという、非常にありがたい、指宿市民の特権のような、そんな状況が配湯では得られますけれども、しかし、そういう地域にたまたま属していない方々は、自分の好みによって、いろんな温泉を選んで活用されている市民がたくさんおられます。そうすると、今度はその地域で運営しているところ、個人で運営しているところ、いろいろありますけれども、そういうところについての、本当に今後、大丈夫なのか。いきなり止めると言い出さないのか。そんなこともですね、もう気に掛かる場所は幾つもあるわけです。だから、そういうところも含めてですね、しっかりと市は把握をせんといかんなど。この泉源数だとか利用数だとかいうのは、鹿児島県が許認可を持っている、温泉台帳を持っていますから、向こうの方が確かに詳しい状況もありますけれども、実態はどうなのかということについては、市としては、十分にこれは把握しておく必要が、一番身近な自治体としてあるなというふうに思っております。そこで、市の中でノウハウや知見を持った職員を育てなければならないとか、できるだけいろんなところで見聞を広めてこななければならない。そういったことも含めて、やらなくちゃいけないことが、もう本当にたくさんあるなという認識の中で、組織改編も含めてですね、検討しておると、そのように受け止めていただければと思います。

○17番議員（前之園正和）　今回は配湯ということを中心に言いましたけれども、温泉ということの問題点を明らかにする意味で、配湯に絞って、そこを一応お話ししたんですが、言われるように、その地域外のところ、現在で配湯には至っていないところとか、いろいろあると思うんですね。ですから、そういうことを含めて、積極的に把握をし、やっていくという必

要性を訴えたかったのが今回の趣旨ですので、是非、それ進めていってもらいたいと思いますし、そういう点では、良き答弁を得たかなというふうに思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○市長（打越明司） そのとおりです。問題意識は議員と非常に共通しているというふうに思います。

○17番議員（前之園正和） そして、事業の承継の話もちょっと出ましたが、指宿は温泉のまちだということで、この事業を継承するためにですね、やはりその地元、指宿でこの何とか切り抜けていくというのが大事だと思うんですね。事業は継承されたけれども、県外業者が来て肩代わりをしちゃったよということでは、そういうことを議論しなきゃいけない場合もあるのかもしれないけれども、県外の業者が来て、事業としては進んだけれども、地元民じゃないよという、あるいは金融機関もそうかもしれませんね、言ってみれば。そういうことでは困ると思うんですね。ですから、地元の力を生かすという視点で事業継承、血族的な者に限らないということは、もちろん出てくると思うんですけどもね。そういう視点が必要じゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○市長（打越明司） 改めて、その指宿市に関わりのないその地域の企業とか、そういった方を最初から排除するというは考えていませんけれども、しかし、この指宿の中でそういった事業を展開していただく人が、地元のことについて、やはり非常に理解をしている方であるということは大事な要素だと思います。いずれにしても、ちょうど議場にも温泉配湯の事業をしている方もおられますけれども、そんなに儲かる仕事ではないというふうには、僕は思っているんです。それよりも、そういった事業をやってもらえる方は、やっぱりこの地元への、指宿のまちのクオリティを少しでも上げたい、ちょっと一肌まちのために脱ぎたいといった、そういう気持ちのある方、そういう事業者が必要だよねと、これは個人であろうと企業であろうと、いろいろ対応はあると思いますけれども、基本的にはそういう気持ちがあって。やっぱり目標というのは、さっきから出ておりますように、指宿市が持っている、この本当に恵まれた資源をできる限り、まずは市民の生活や市民の収入や市民の住みやすさに生かしていくということが最大の目標ですから、そのことに叶うのであれば、完全に除外はしない。しかし、この指宿市の将来にとって、一働きしたいという、そういう方々と御相談をしていくべきかなというふうに思っています。

○17番議員（前之園正和） 私も、県外は全て排除しろと、そういうつもりはありません。検討のときはあるかと思うんですけども、視点として、やっぱり自前でという視点が大事ではないかというつもりであります。

次に、男女共同参画、ジェンダー平等の関係ですが、男女共同参画基本計画を策定をしたと。それで、そのような条例はないし、作る予定もないという意味だと思うんですが、この基本計画があるから条例はいらんということではないんじゃないかと思うんですが、その

点はどうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 男女共同参画条例の制定につきましては、男女共同参画基本法において、法定化もされていないところでございます。自治体によりましては、議員がおっしゃるとおり、様々な基本条例であったり、推進条例など、様々な状況で策定されているようでございます。また、同法において、制定は努力義務となっているところでございます。これも踏まえて、市としましては、この男女共同参画基本計画が、男女共同参画社会の実現を図るための大きな役割を担っていることから、現在、条例を制定する予定はないところでございます。

○17番議員（前之園正和） 県内でも、私の調査では、鹿児島県内19市の中で12市が条例を作っているというふうに思うんですが、鹿児島市、鹿屋市、以下ですね。19市中12市が作っていると、条例を作っているということから言えばですよ、計画があっても、やはりその条例も作るというのが大勢じゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 議員がおっしゃるように、基本計画があつて、なおかつ、条例まで制定をされているという自治体は多いようでございます。本市におきましては、平成20年3月に市の男女共同参画基本計画を策定をいたしまして、昨年3月には第3次の基本計画に改定をしたところでございます。昨年3月ということでありますから、新しい第3次の基本計画に基づいて、ただいま推進を図っているところでございますけれども、条例を制定している自治体を見ても、なかなかこの計画が推進がされていない中で、より市民の皆さんに推進を図っていこうということで、条例を制定しているような状況も見受けられます。本市におきましても、第3次の基本計画を推進しながら、なかなか推進が図れないところまで来たところで、条例の制定というものは検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） それから、パートナーシップ宣誓制度の連携協定についてですが、県内と、茨城のどこかと岡山のですかね、向こうが言ってきたのかというか、から、協定を結んでいるということでしたが、私が提起したのは、もちろん依頼されれば応えるというのは当然ですが、少なくとも、九州管内については受け身ではなくて、積極的に連携協定を結んでいく必要があるんじゃないかということを提起したつもりですが。積極的にですね、九州管内はという意味で。お答え願えませんか。

○総務部長（坂元一博） 先ほどもございましたが、性的マイノリティの方々などにとって、より利用しやすい制度となるよう、県内、県外に関わらず、今後も連携協定の締結には前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） ですから、そういうことであるならば、まずは九州管内に申入れをするかどうかですよ。そこを提起しているつもりなんです、それはするというのでよろしいんですか。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 本市は、県内でも一番最初にパートナーシップ宣誓制度を導入させていただきましたが、残念なことに、まだ1件もその実績というものが上がっていないところでございます。そのような中で、本市から他市への連携というのを打診するというのは、ちょっと足踏みをしているような状況でございます。

○**17番議員（前之園正和）** パートナーシップ宣誓制度はあっても、それが例えば何組、現状はということは聞きもしないし、それを発表することもどうかということがあるんですね。ですから、今みたいに申込みが、宣誓制度をしたのがあるからどうか、ないからどうかということではなくて、そこはそこで、宣誓制度があるんですから、連携協定は申入れていいんじゃないかと思うんですけれども。今の答弁だったら、連携協定を申し込むんだから、誰か宣誓制度を利用したい人がいるんだなということに、告知するようなものに、逆になるんじゃないですか。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 確かに、議員のおっしゃる部分もあるかとは思いますが、やはり今の現状として、どのような制度を活用して、その方々が生活をされていくのかという実態も見えていない中で、こちらから他市に対して積極的に働き掛けを行っていくのはいかながなものかというところで、考えているところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 最後の問題に入りますが、私は自衛隊の名簿提供については、本人の同意を基本とすべきではないかということを知ったんですが、同意は不要という答えだったかと思うんですが、自衛隊側からは要請はできるということはあっても、それに応えなければならぬという義務はないということにおいて、同意は不要ということでもよろしいのでしょうか。

○**総務部長（坂元一博）** 個人情報の保護に関する法律第69条第1項では、個人情報の提供を制限しているところでございます。法令に基づく場合は提供できる旨が定められております。法令に基づきまして、同意は不要という形でとっているところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 条例に、法令に基づく場合はいらないということですが、そこで、私が聞いたんですよ。同意を基本とすべきだと。条例を満たす場合はいらないということは、本当はいるが、こういうときはいらないということですので、基本というのは、本人の同意があるんだ。基本は本人の同意はいる。ただし、こうこう、そのとおり答弁をとってですよ、こういう場合は同意はいらないということを言っているにすぎないんですね。本人の同意を基本とすべきということは、これは否定できないんじゃないでしょうか。

○**総務部長（坂元一博）** 個人情報の保護に関する法律第69条第1項では、個人の情報の提供を制限しておりますが、法令に基づく場合は提供できるということでございます。できるとの市の判断でやっているところでございます。

○**17番議員（前之園正和）** 要請があっても、義務はない。再度、再度、確認しますけれども、それは間違いないですね。この議会答弁の中でもいろいろあって、最後には義務はない

ということで落ち着いているんですが、確認します。

○総務部長（坂元一博） 義務はございません。

○17番議員（前之園正和） 義務はない中でですよ、なぜ本人の同意もいらずに勝手なことは、するんですか。勝手なことというのは言葉は悪い。でも、結局そうですよ。同意もなくということは、勝手にやるからということですよ。市長、本人の同意を基本とすべきということは間違いないじゃないでしょうか。その上で、論理として、こうこういう場合はどうだというのはあり得ても、本人の同意を基本ということは、ここは否定できないんじゃないんでしょうか。否定しますか。

○危機管理課長（竹山修一） 何回も繰返しになりますが、適齢者情報を提供する義務規定はございません。しかし、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることとなっており、これに対しまして、本市といたしましては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定により、法令に基づく場合は提供できることとなっていることと、それから、また、自衛官募集に関する事務は法定受託事務であることから、提供をしているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 自衛隊側から求めることができるということは、何度言ってもですよ、何度言ってもですよ、でも義務がないということ、これで完結しているんですよ。市長、違いますか。それに関してはですね、できるという、できるということについて、市の判断でやっているということですけども、義務はないというふうに言っているんですから、この議論はここで完結しているんですよ。どうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 法令に基づく場合は提供できるということでございますので、できるとの市の判断でやっているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 何度言ってもですよ、法令に基づくものは提供できるということは、本体があって、本体は同意があると。義務はないと。私が言っている、どこに矛盾がありますか。市長、お答えください。

○市長（打越明司） もう何度も同じことのやり取りですけども、これについては、それぞれの法令の中で義務ではないができるという、このできるを指宿市の判断として採用していると。そのできるを使う場合に、本人の同意は必要ないという判断でやっている。しかし、一方では、個人情報の提供を望むか望まないかということについては、昨年から、それぞれの皆さんから除外をしてほしいということがあった場合は除外をしているということでありますので、基本とするかどうかという、その考え方は、それはそれぞれあると思いますが、できる規定の中でそれをさせていただいて、そしてもし、除外を望む者があれば、除外をしているということで、それをマストでですね、必要だというふうには、うちは受け取っていませんけれども、そのことはきちんと反映をするようにしているということであります。

○17番議員（前之園正和） 除外申請のほうについて伺いますが、これまで自衛隊側から4情報の提供の要請があり、市が応えてきたわけですけれども、最初に要請があった年、年度からいって、これまで要請がなかった年というのはあるのでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） これまでの記録のことなんです、文書の保存期間が3年となっていることから、過去なかったかというのはちょっと不明ではありますが、ここ数年はずっと提供しているところであります。

○17番議員（前之園正和） 私が言いたいのは、これまで要請があったわけですから、何月に要請があるかは年度によって違うかもしれませんが、基本的には毎年毎年、要請があるんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、除外申請の周知についても、ホームページ、あるいは各施設への配布ということについてもですね、要請が来てからということではなくて、早めに除外申請の告知の手続きは、早めにやれるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 次回の除外申請につきましては、翌年の1月には市ホームページ及び広報紙3月号へ掲載、そして、公共施設でのチラシ掲示を新たな取組として考えております。また、周知に合わせまして、申請受付を開始し、5月まで受付を行い、6月に名簿を提供するよう考えております。この受付期間につきましては、前回4月から5月までの2か月間でしたが、今回は1月から5月末までの期間として、5か月間を周知の期間として延ばしているところでございます。また、周知につきましては、対象となる高校生に対し、チラシ配布ができないか検討しておりまして、今後、市内の3高等学校と調整を予定し、周知の徹底を図ることとしているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 私はそもそも、名簿提供すべきではないというふうに思うんですが、出すにしても、少なくとも除外申請については徹底すべきだという立場です。そういう意味で、前回、去年度というんですかね、ホームページに掲載するのみで1件の除外申請だったということです。これは正にですね、やったよという程度のものであったんじゃないかというふうに思うんですが、除外申請はいろいろな形でですね、ホームページはもちろん、主要施設への配布、学校への生徒へのことも出ましたけれども、そういうことも含めて、知らなかったという人がいないようにすべきだと思うんですね。除外申請をするかしないかはその人の問題ですけれども、少なくともそういう手続があるということは、もう知らない人がいないということぐらい徹底する必要があると思うんですけれども、そういう立場だということを確認してよろしいでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 除外申請につきましては、周知徹底に努めたいというふうに思っております。

○17番議員（前之園正和） 以上で終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分
再開 午後 1時07分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 7番、新宮領實です。本日は六つの項目について、お尋ねをします。

一つ目に、家畜糞尿臭気問題についてのうち、市民から苦情が寄せられたとき、担当課としてどのような対応をされているのか。

二つ目に、土木政策についてのうち、道路等整備における優先順位の評価基準はどうなったか。

三つ目に、なのはな館についてのうち、なのはな館の利用状況はどのような施設が稼働し、利用されているのは何箇所か。

四つ目に、地熱発電についてのうち、地熱発電を容認するのか。

五つ目に、観光政策についてのうち、観光施設管理課が所管する主な公共トイレは何箇所あるか。

六つ目に、指宿市誌についてのうち、編さんの進捗状況はどのような状況かをお尋ねし、1回目とします。

私は常々、二元代表制を強く意識しています。住民に対して直接責任を負わなければならない義務があるからです。私の言は、市民の言であると御理解ください。毎回お願いしておりますが、答弁は簡潔、はっきりと大きな声でお願いします。

残余の質問は、質問席にて、関連質問を交えながらお尋ねさせていただきます。

○市長（打越明司） 新宮領議員から、6点の項目についてお尋ねがありました。

まず、土木政策について。道路等の整備における優先順位の評価基準はどうなったかという、以前の質問に対しての続投の質問でありますけれども、道路等の整備における地区からの要望につきましては、大変重要なものだというふうに、私どもも考えております。その中で、議員から提案のありました評価基準について、見える化が図られる有効な手段として、他市の基準を参考にしながら策定をし、内規として現在運用しているところであります。要望箇所については、交通量や家屋の密集度、路面状況や道路網としての重要度などの項目により、最終的には過去の整備経過や地域の緊急性、必要性など、総合的な判断を行い、最終決定をしているところであります。

地熱発電について、容認をするのかということをお尋ねされましたが、少し大きな立場でお答えをしたいと思います。日本は国内のエネルギー資源が非常に乏しい国であります。2020年のエネルギー自給率というのは約11%。ほかは全て海外から輸入をし、依存をしている国であります。石油、石炭、天然ガスなど、二酸化炭素を排出する化石燃料については、非常に大きく依存しており、エネルギーの調達面においては、先進国の中でも極めて脆弱な

国の一つであります。その一方で、日本の地熱の資源量は、アメリカ、インドネシアに次いで世界第3位というふうになっておりまして、地熱資源はどこにでもあるものではなくて、日本の中でも火山や地熱地域が多い東北と九州に集中しており、そんな中でもなかんずく、大分、熊本、鹿児島に有望な地域が集中しており、さらに、県内でも本市と霧島といった、限定された地域にしか存在しない、貴重な国内のエネルギー資源でもあるわけです。地球温暖化の問題や東日本大震災を機に、再生エネルギーへの転換が求められているところではありますが、とりわけ、地熱発電については、石油や石炭よりも二酸化炭素の排出量が極めて少ない、また、太陽光や風力、水力と比べ、天候に左右されることもなく、24時間365日、最も安定的に発電ができる再生可能エネルギーであるということは言うまでもありません。今日、午前中にも議論がありましたが、地熱の資源ではなく、温泉資源という角度から考えますと、市内で配湯されている温泉の活用量というのを考えますと、実はカーボンニュートラル、ゼロカーボンを目指すうえでは、非常に温泉は指宿市で重要な責任を果たしていると言えます。これを、エネルギー換算量を計算して、仮に電気やガスで発電をし、そして、風呂に入るということになると、かなり多くの二酸化炭素を排出するということとなりますので、そういった面まで含めると、非常に指宿は恵まれた資源を持っているということになります。現に本市においては、九州電力山川発電所、山川バイナリー発電所からは、九州電力によりますとおおむね一般家庭の7万3千世帯分に相当する電力が供給されているということでもあります。また、温泉資源、地熱資源ではありませんが、指宿にはもう一つ同じように、天からの授かりものと言われるようなものは、私は池田湖があるというふうに思っています。この天からの授かりものとして預かっている九州最大の湖は、昭和59年、水を守りながらも調整池として活躍をし、東京ドームの約1,300個に当たる畑に畑かんを成功させて、実り豊かな畑地帯へと大きく変換をし、九州でも有数な地域ということを成し遂げてきた。あわせて、この水瓶で指宿地域、あるいは山川地域の、これは鰻池も含まれますが、この水も活用されていると。十分にこの天からの授かりものも活用しながら、地域の発展に貢献をしているものだというふうに感じているところでもあります。そういう意味から言いますと、今、様々にありますいろんな議論を受けますと、今、起こっている地球規模の大きな課題、日本のエネルギー政策に、将来に思いをするとき、この天からの授かりものである貴重な資源を、温泉や環境をしっかりと守りつつ、市民のために将来にわたって、持続可能な、しかも、適切な形で活用できるのであれば、それはそれで極めて重要なことで、意義のあることだというふうに思います。本来の地熱発電に関する審査やマネジメントについては、これまでどおり、しっかりとこの資源を守り、上手に活用するという観点から、厳しく市としても運用していきたいというふうに考えております。

残余のものにつきましては、関係部長から答えさせます。

○農政部長（鴨崎一郎） 家畜糞尿臭気問題についてということで、どういう対策を取っている

かという御質問でございますが、市民から悪臭等の苦情があった場合は、私どもを含め、市関係課はもちろんのこと、状況に応じて県の関係課とも連携を図りながら、現地に赴き、原因となっている場所を確認の上、状況に応じた改善策の対応等について指導を行っているところでございます。

○総務部長（坂元一博） なのはな館について、どのような施設が稼働して、何箇所あるかという形の御質問でございます。ふれあいプラザなのはな館において、本市が管理し、一般の団体等に貸し出しができる施設は、本館では四つの会議室や視聴覚室、中央ホール、二つの和室、調理実習室、音楽室の10か所があります。その他の施設では、体育館や屋内多目的広場、野外ステージ、芝生広場の4か所がございます。

○産業振興部長（野元伸浩） 公共トイレの関係でございます。観光施設等に関係する26か所の公共トイレのうち、観光施設管理課が所管する主な公共トイレにつきましては、魚見岳自然公園、篤姫駐車場、フラワー公園、池田湖遊園地、長崎鼻、花とぴあ山川イベントパーク、ヘルシーランド保養館及び露天風呂、かいもん山麓ふれあい公園、花瀬望比公園、砂むし会館砂楽など、主なものについては10か所となっているところでございます。

○総務課長（濱上和也） 指宿市誌について、編さんの進捗はどのような状況かということでございます。新たに編さんする市史は、本市の自然や歴史、社会の移り変わり等、先人たちが歩んできた足跡を時代の切れ目なく編さんし、後世に引き継ぎ、本市の発展につながるようなものになるよう努めてまいりたいと考えております。その実現のため、本年4月に市史編さん室を設置し、編さんに関する業務を進めているところでございますが、現時点においては、編さんの支援を行う業者が決定し、市史編さん委員会の設置や市史の原稿を執筆していただく学識経験者の選出を進めているところでございます。本年度中に1回目の市史編さん委員会を開催し、新たな市史の編さん基本方針や刊行計画等を御審議いただきたいと考えているところでございます。また、令和6年度から本格的な編さん業務が始まりますので、スムーズな編さん業務がとれる体制も、併せて検討しているところでございます。刊行までの期間につきましては、市史を構成する各分野の資料調査や専門家による原稿執筆など、多くの時間が必要であることから、近年、自治体史を刊行した他自治体の状況などからいたしましても、少なくとも来年度から5年程度要するものと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。質問に入る前に、このたび、閉鎖されていましたが二月田駅のトイレが利活用できるようになりました。この件に関しましては、市長をはじめ、所管課の皆さんやJR九州、三反園代議士の御尽力によるものと深く敬意と感謝を申し上げます。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、畜産業を営む方は個人経営から大規模経営に至るまで様々ですが、最近、とみに家畜糞尿臭気の苦情が寄せられます。この匂いの問題は、向こうを立てればこちらが立たずで、デリケートなところがあります。それに、日常の生活があるからです。苦情の解決を目

指すとともに、共存共栄を大前提としてお尋ねをしております。先ほど、改善策の対応等について、指導を行っているということですが、それはどんな指導になるのでしょうか。

○農産技術課長（前菌洋一） 指導内容につきましては、苦情の原因となっている状況に応じて、基本的な対策について指導を行っているところでございます。具体的には、畜舎からの糞尿の早期の搬出や清掃管理、あと、堆積場所をビニールシートで被うなど、悪臭発生場所の密閉化、それと、農地還元時における堆肥散布後の速やかな覆土などを速やかに行っていただくようお願いしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） それで、大体改善されるものなのでしょうか。

○農産技術課長（前菌洋一） 農家には、可能な限り早急に対応していただいておりますので、ほとんどの場合において、改善をされているというふうに考えているところでございます。しかしながら、畜舎の場所ですとか、風向き等の環境の影響など、様々な要因もありまして、状況によってはなかなか改善されないケースもあるところでございます。悪臭問題につきましては、判断する相手が人間の嗅覚でございますので、個人差もあり、また、様々な考えや要因にも影響を受けるということから、法に定める許容範囲を超えた場合に発生するとは限りませんので、とても判断が難しい問題でございます。また、畜産農家が懸命な努力をして、様々な対策を講じましても、現実的には全く無臭で臭いのしない畜産経営はできませんので、悪臭対策は農家の努力が苦情を申し立てる方に伝わりにくいという面もありまして、際限ない対策を要求されがちということもありまして、それぞれにとって感情的になりやすい問題でもあります。このようなことから、農家につきましては、法令順守というところはもちろんなんですけれども、近隣住民に迷惑を掛けている場合は、その事実を認識しまして、状況に応じた対策を講じていただく必要がある一方、苦情申立者につきましても、法規制への状況等を踏まえまして、農家の行った対応ですとか、経過等につきましても、理解いただくなど、話し合い等による相互理解が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 御丁寧にありがとうございます。ところで、立入検査というものもあるのでしょうか。

○農産技術課長（前菌洋一） 住民から苦情があった場合につきましては、農家への口頭による指導をしておりますので、ほとんどの場合、早急に対応をいただいております。しかしながら、指導を行ってもなかなか改善されない場合におきましては、県と一緒にになりまして、立入検査を行いまして、法律違反が認められる場合につきましては、県において指導・助言をすることとなっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 臭気にもですね、やはり個人差があると思うんですよね。そこで、や

はり機械的に測って差し上げて、今、この状態だったらこの形ですよという、お示しできる、そういう機器というのがあるんでしょうか。

○農産技術課長（前園洋一） 検知器につきましては、市に備えてございまして、これまで主に臭気対策の実証等を行ってきておりますので、そういったこと等に必要に応じて使用しているところがございます。

○7番議員（新宮領實） その中でですね、指宿市の臭気指数というんですかね、そういう規制基準というのは設けておられるんでしょうか。

○農産技術課長（前園洋一） 悪臭の測定につきましては、大気中の特定悪臭物質の濃度、若しくは大気中の臭気指数について測定することとなっております、本市におきましては、特定悪臭物質の濃度で判断をすることとしているところがございます。この特定悪臭物質でございますけれども、悪臭防止法という法律におきまして、悪臭の種類が明確にされておまして、現在、22の物質が規制対象となっているところがございます。敷地の境界における基準値が示されているところがございますけれども、そのうち、畜産由来の物質としましては、アンモニアですとか、硫化水素、低級脂肪酸などの物質が規制対象となっているところがございます。

○議長（下川床泉） 新宮領實議員に申し上げます。マイクのほうにちょっと近づいて、お願いします。

○7番議員（新宮領實） 申し訳ございません。聞こえるんじゃないかなと。

市として対応すべき事業所、個人でも結構でございますけれども、大体どれぐらい、何箇所あるという形で把握されてらっしゃるんでしょうか。

○農産技術課参事（下尾泉） 市内における畜産農家数につきましては、肉用牛農家が86件、養豚農家が17件、養鶏農家が12件の合計115件となっております。

○7番議員（新宮領實） 対応すべき、まあ言えばですよ、115件あるということなんでしょうけれども、やはりこのところの人たち、ここが結構多いですねとか、このところから、まあ言えば、何て言うのかな、苦情があるとか、そういう特性ですよ、何箇所ぐらいあるって。養豚業者、私が知る限りでは一つぐらいしかないと思うんですけども、あと、ほかに皆さん方からよく苦情のある場所ですよ。そういうところというのは。山のところのところのね、臭いがしますとかっていうのはないと思いますので、特にそういうところがあれば、そのところを言っていただきませんか。

○議長（下川床泉） 今のところ、もう1回質問をお願いします。マイクに入っていないので、お願いします。

○7番議員（新宮領實） 入ってません、すいません。対応すべきところがあります、あるところもあると思うんですよ。平生ですよ。だから、普通、平生、ないところもあるわけですから。山の麓とか、かなり離れたところとか、集落からずっと離れたところとか。だけど、集

落近くにあるというところも何件かあると思うんです。そういうところというのは、把握されていらっしゃるかと思いますかということです。

○農産技術課長（前藺洋一） 比較的集落に近い場所で申し上げますと、全体で27件というふうになっております。

○7番議員（新宮領實） やっぱりそういうところを重点的に対応していただければ、何て言うんですかね、そういう苦情とかがあっていうのも少なくなってくるんじゃないかなと思うんですが、あとね、市独自の指導マニュアルはないとのことでしたが、新たに指宿市としてですね、そういう指導マニュアルというのは作るべきじゃないかな。今、どうしても県の出先というのは、指宿市はないと思いますんで、なんかあったときに県にお伺いさせるよりもですよ、市で対応ができるものがあればですね、市として対応するような、そういう体制作りというのは、お考えにはなっていないのでしょうか。

○農政部長（鴨崎一郎） 基本的には、家畜排せつ物処理法であるとか、悪臭防止法であるとかというのが、当然、その基本的なルールとして位置付けられております。私ども行政機関としては、こういった法の下にどういった指導ができるかというようなことで、日頃から考えておりますけれども、今、議員が御指摘なさる、そのマニュアルについてもですね、私どもも少し、他市の状況等もまだ勉強しておりませんので、その辺も少し勉強させていただきながら、こういった法律の下でどういったものができるかというのは、検討させていただきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） 是非、前向きに検討していただければと思います。

事業者にですね、臭気対策の勉強会とか、また、講習会とか開いたことはあるのでしょうか。また、これから開こうというお気持ちがあるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○農産技術課長（前藺洋一） 畜産事業者に対しましては、これまでも農家巡回ですとか、生産者部会の総会、研修会等の機会を捉えまして、家畜排せつ物の処理ですとか、衛生管理等について、適宜指導を行っているところでございます。また、堆肥の適正施用につきましましては、園芸農家にも関係がございまして、市広報紙等で広く周知を図っているところでございます。今後につきましても、機会を捉えながら、適正管理等につきましまして周知等に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 今、おっしゃっていただいたようにですね、こういう対応をしていただければね、それ相応の効果、対策になると思いますんで、やはりここは根気強くですね、対応していただくようお願いをしておきます。

菜の花マラソンのコース上に大規模な養豚農家があり、糞尿の臭いが漂うことで、ランナーが不快に思われたり、また、11月には私もこのゴルフを見に行きましたけれども、大会も行われており、風向きによっては、ゴルフ場内に漂うことがあるが、何か臭気対策を行っているのでしょうか。

○農産技術課参事（下尾泉） 当該農場につきましては、周辺の影響を極力少なくしたいということの考えから、敷地境界上に臭気資材を散布する細霧装置等を設置しております、日頃からマイエンザや市販されている消臭剤等の散布を行っているところでございます。また、菜の花マラソンやゴルフ大会の1週間程度前から大会期間中にかけて、マイエンザの散布量を増やす取組や養豚場における出荷作業や堆肥散布作業を停止していただくなど、農場関係者の方々もできる限りの悪臭対策に努めていただいているところでございます。市といたしましても、マイエンザを提供するなど、対策を講じておりますが、今後も農家や関係機関とも連携を図りながら、効果的に臭いを軽減できるような対策はないか、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） マイエンザですか。ほとんど効果がないと思います。現実ですね、私も以前、以前でもう7・8年前ですけれども、自分の家のトイレが臭いって隣近所から言われてましてね、いろいろな形で、マイエンザも使ってみました。けども、ほとんど効果がありませんでした。それで、生活雑排水とかね、そんなのには効くかもしれませんけれども、これ、マイエンザ、失礼けれども、効かない。これが現実だと、僕は思います。ですから、何て言うんですかね、そのほかにね、言えば調査研究する前にですよ、私からも提案をさせていただきます。デオマジックとかですね、化学反応型消臭剤エポリオンとかですね、いうのがございます。是非ね、調べていただきましてね、部長ね、是非、使ってみてくださいよ。今度ね、菜の花があります。菜の花マラソン。そのときにね、是非、これ使ってみてください。もうそのマイエンザに頼らずにですよ、これ、1回使ってみてください。これ、エポリオンというのは特にね、その家畜消臭剤としてですね、実績があるということですので、使っていただきたいんですけども、どうなんでしょう。

○農産技術課長（前菌洋一） マイエンザにつきましては、なかなかちょっと効果が得られないということでございますけれども、市としましては、過去の実証、検証の結果等も踏まえまして、現在、マイエンザを推奨しているところです。また、これまでですね、マイエンザ以外にも悪臭低減につながるような資材について検証等を行って、効果の方を確認してきたところですが、使用方法等によって様々な弊害等も確認をされているところです。このように、悪臭対策につきましては、オールマイティな対策がなかなかないということからですね、農家からの相談にも個別に応じながら、対応を図っていきたいというふうに考えているところなんですけれども、議員がおっしゃっているように、新たな資材等につきましても、効果ですとか、費用等も含めまして、必要に応じて、今後とも調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 是非ね、使ってみてください。使ってみないことには分からない、分からないと思いますね。

最後なんですけれども、肝付地区は、豚の飼育頭数がですね、全国一ということなんです

ね。臭気対策もかなり進んでいらっしゃるんじゃないかなと思います。大体、豚の臭いを制すればですね、牛の堆肥の臭いなんていうのはね、もう100分の1ぐらいのもんだと思うんです。ですから、案外ここにね、解決策があると思いますので、部長、1回、是非、視察に行ってください。もし、そこに空きがありましたら、新宮領實も誘ってください。是非、ついていきますので。この件はこれで終わりたいと思います。

土木政策について、お尋ねをいたします。ありがたいことに、これからは評価基準を基にして、その優先順位を決められるという御答弁をいただきました。是非、何て言うんですかね、皆さんが納得できるというのが、やっぱり見える化。

○議長（下川床泉） マイクの前に来てください。

○7番議員（新宮領實） 見える化というのでいけばね、やはりこれ、本当にいい考え方だと思いますので、是非、これからそれをお使いになっていただきたい。誰かが頼まれたからね、そこが優先順位になるとか、よくそういうこともね、変にね、漏れ聞こえてきたりするんですよ、実際言ったらね。やはりそういうことがないようにね、平等にということここでお願いしてあります。

評価基準により判断し、着工及び整備した案件というのは、これまであるんでしょうか。

○土木課長（東恵一） ただいま議員が言われました評価基準、それに基づいて、我々、今、運用しておりますが、まだ運用自体が今年度になりましてからでして、短くございます。まだ、今のところはですね、そのようなものはございません。

○7番議員（新宮領實） あると言えれば、すぐ現場を見に行きたいって、そう思っていましたけれども、この件は本当によろしく願いをいたします。

あと、私道、里道の整備はこれからどういうふうになる御予定なんでしょうか。

○土木課長（東恵一） 私道や里道の整備につきましては、基本的に指宿市認定外道路整備要綱に基づき、材料支給や事業費の半分補助等により対応しているところであります。現在、周辺の玉利から宮に抜ける里道の整備を行っており、里道の拡張要望につきまして、過去10年間で申しますと17件ありまして、地域の協力の得られた二月田地区、宮之前地区、山川浜児ヶ水地区、開聞松原田地区の4件を拡幅改良し、市道認定しております。今後とも、要望におきましては、総合的に判断し、先ほど申しました評価基準ももちろん基にしながら、地域の協力を得、検討していきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 今、里道玉利宮線の整備を行っているという御答弁でした。この進捗はどのようなふうになってらっしゃる。開通はいつ頃を考えていらっしゃって、どこに接続する予定なんでしょうか。お答えいただけますか。

○土木課長（東恵一） ただいま議員のおっしゃられた、市道玉利宮線と仮に申しておりますが、まだ市道認定されておられませんので、ただいま施工中でございます。令和2年度から用地買収等々入りまして、ただいま施工中で、今、ちょうど3分の2ほど進んでいるところで

す。あと3分の1ほど、今年度から来年度にかけまして、施工する予定であります。今のところは、市道の6m道路がございますので、ちょうどそちらの方に接続する予定でございます。

○7番議員（新宮領實） 市道も里道も私道も、その名称は違えども、そこに生活基盤があり、住民が常時利用する道路があれば、区別なくしっかり整備するのが都市づくりであり、当たり前なことだと思います。道路インフラ整備について、市長はどうお考えでしょうか。

○建設部長（高田博憲） 今、議員から御指摘もありましたとおり、里道、市道、私道関わらずですね、どのような形で利用形態があるのか、交通量等も含めて、先ほど土木課長から申し上げたとおり、基準を内規で作りましたので、それに照らし合わせながら整備は進めていきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 次に行きます。砂防対策の整備状況はどうなっているか、お尋ねします。

○土木課長（東恵一） 地域温暖化の影響を受けまして、年々激しくなる大雨や台風などに起因する大規模自然災害による被害が全国で多発している現状です。指宿市におきましても、市民が安全で安心して生活できるよう、災害に強いまちづくりへの取組は大変重要な課題であります。市内におきまして、豪雨時に土石流やがけ崩れなどの発生が懸念され、被害を防ぐために、鹿児島県により砂防ダム整備及び管理が行われております。県に聞き取りを行いましたところ、現在、市内に56基の砂防ダムがあり、今後、新規に4か所計画されているようであります。また、現状ダムの改良につきましては、6か所施工中であり、うち2か所で土砂撤去や除石作業を行っているところでございます。砂防ダムは土砂や岩などが溜まり、下流への被害を防ぎ、また、堆積することで緩勾配となり、水の流れるスピードも遅くなり、斜面が安定する構造であります。随時、点検も行いながら、堰堤に溜まった土砂等を取り除く作業を継続して行っているということでもあります。市におきましても、今後も監視を続け、施設を管理している県へ管理要請を行ってまいります。

○7番議員（新宮領實） 是非、そういう形で対応していただければと思います。

メディポリスの山林が、過度な伐採によりはげ山同然であります。しっかり調査する必要があると思います。確認されたでしょうか。建設部長に一応、お尋ねします。これ、防災にも関係あるし、砂防にも関係がありますんで、この砂防の観点からして、今の状態で果たしていいのかということで、下流域への土石流の心配はないのかということをお尋ねをしたいんですが、よろしいですか。

○耕地林務課長（村元重夫） 林務行政を所管する立場から、お答えいたします。山地防災をどう図っているかということにつきましては、山地災害や潮害、風害などの防止を目的として、特に公益的機能の高い森林が保安林として指定されております。この場合、樹木の伐採や構築物の設置、土地の形質変更などに厳しい制限が設けられ、治山事業による保安林の保

全、機能維持が図られているところでございます。また、現在、利用期を迎えた森林の多くが放置されている状態であることから、森林の健全性を向上させ、山地災害の防止はもとより、地球温暖化ガスの削減や地域経済の活性化を促進するため、市では伐採、造林、保育を繰り返す森林の循環利用や適切な森林整備の推進に努めております。このような中、メディポリス指宿周辺は一般山林として、かごしま森林組合が施業しており、森林法をはじめとする法や制度に基づいて、再造林を前提とした伐採が行われているところであります。伐採は、伐根、すなわち地山から根を重機などで掘り出すことはしないで、新たに杉や檜、クスギ等による造林が実施されていることから、伐採した木の根が朽ちるまでの間に造林した樹木が成長し、水源の涵養や土砂災害の発生リスク低減など、森林の持つ多面的機能は今後も維持されていくと考えております。

○**土木課長（東恵一）** 今、耕地林務課長からも申しましたが、適正な森林整備の推進に努めているということで、私もメディポリス周辺、見に行きましたけれども、確かに伐採が大分進んでいるようでした。ただ、そのあとの植林等々も見据えながら、また、我々としまして、災害パトロールをつなげながら、実際、そういう起伏の変化、そしてまた、その所有者からの通報等も含めて、パトロールの方もしていきたいと考えているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 私も一応、土木をね、専攻してきて、今のあの現状を見て、非常にその、もし土石流があったらどうするんだ、そういう思いがありましたのでね、注意の喚起も含めてね、申し上げましたので、これからしっかりと両課もですね、何と言うんですか、目を配らせて、対応すべきところは対応していただきたいと思っておりますので、そこのところはよろしく願いいたします。

次に行きます。なのはな館について、お尋ねをします。先ほど、14か所ぐらいがあるということもお聞きしました。市有部分がというお言葉いただきましたので、プールとか宿泊施設のあの半分というのは、どこが管理されるんですか。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 今、申し上げたところは、現在、県の所有ということになっております。

○**7番議員（新宮領實）** 県の施設ということですね。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** そのとおりでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 申し訳ございません。どうしたら、言えば半分が市で、半分が県というふうになれるんでしょうか。そこのところ、ちょっと私、分かりませんので、今、なのはな館についてお尋ねをしていますので、よろしかったら教えてください。

○**議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時50分
再開	午後	1時51分

○**議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 市長公室長（渡部徹也） 今、市で利用している部分と、県の施設に分かれておりますけれども、そこにつきましては、県との協議の上で、今、市が利用している部分は市の方で利活用させていただく。残りは県が責任をもって対応するという協議、契約を経まして、現在の形になっているところでございます。
- 7番議員（新宮領實） ということは、これについては、何回か県との協議はできているという理解でよろしいのでしょうか。
- 市長公室長（渡部徹也） そのとおりでございます。
- 7番議員（新宮領實） 渡部室長が出る幕はここまでなんですが、なのはな館は意匠登録は現在されていらっしゃるのでしょうか。意匠登録されていらっしゃるんですか、なのはな館というのは。
- 市長公室長（渡部徹也） 市として、意匠登録といったものは行っていないものでございます。
- 7番議員（新宮領實） 意匠登録はされていないということでもいいんですね。
- 市長公室長（渡部徹也） 市として、意匠登録等はしておりません。
- 7番議員（新宮領實） 市としては、じゃないんですけれども。設計者の個人としての意匠登録というのはされた状況なんですか。
- 市長公室長（渡部徹也） 設計者の方が意匠登録といったものをされているかどうか、承知はしておりませんが、これまでの経緯の中で、設計者の方は、御自分が設計した施設ということで、著作者人格権がそこにはあるという御主張はされているようでございます。
- 7番議員（新宮領實） ありがとうございます。返ります。先ほどの14施設については、市民の方々へのですね、利用促進はされていらっしゃるのでしょうか。
- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） 利用実績の方で申し上げます。なのはな館の昨年度の年間利用者数は、中央公民館としての位置付けで利用されております生涯学習講座や、いぶすき産業まつり等での芝生広場来場者を含め、延べ約11万1千人でありました。令和3年度と比較いたしますと、約720団体、約3万8千人の増となっているところでございます。また、今年度11月末時点では、利用者数は約6万人であり、昨年度、同時期の利用者数約5万2千人と比較いたしましても、増加傾向にあるところでございます。
- 7番議員（新宮領實） これまで、大きなメンテというのはされていらっしゃるのでしょうか。その費用というのは幾らぐらいでしょうか。
- 総務部長（坂元一博） メンテナンスはどのような状況かということでございますけれども、施設整備やエレベーター、消防設備の保守点検業務等は定期的に行っている状況でございます。また、近年、なのはな館において雨漏りの頻度が高かったのは、体育館及び屋内多目的広場ですが、今年度、雨漏り対策の修繕を実施し、それ以降、雨漏りは確認はされていないところでございます。なのはな館は築25年が経過しておりますが、施設の不具合が随時発生

している状況でございます。今後の利用者の安全確保や建物の機能維持を図るため、緊急性や優先度の高い順に整備、改修等の実施が必要であると考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） しっかりメンテも併せてやっていただきたいと思います。

グラウンドの利用状況について、お尋ねをいたします。現在、芝生広場に常設されているグラウンドゴルフのコースが全面から半面になっている。高齢者の健康づくりのために全面にすべきではないでしょうか。

○総務部長（坂元一博） なのはな館の芝生広場は、使用許可を受けて占用する場合を除き、誰でも楽しめる広場となっております。芝生広場の整備につきましては、昨年度までグラウンドゴルフ協会の有志の皆さんがボランティアで整備をしていただき、芝生広場の使用申請の状況を見ながら、全面にコースを設置していただいたところでございます。昨年度末に、グラウンドゴルフ協会の有志の皆さんが、ボランティア整備を撤退されたため、今年度からは市職員が作業を行っているところでございます。整備作業は主に休館日である月曜日に実施しているところでございますが、梅雨明けから10月末までは、芝の成長が速いため、毎週1回以上の整備が必要であり、天候にも左右されるところでございます。また、休館日以外にも作業日程を確保する必要があるため、半面はコースを常設せず、全面利用予約の合間で作業を行っている現状でございます。なお、常設コースの設置につきましては、グラウンドゴルフをされる新たな有志の皆さんが、職員と連携しながらボランティアで行っていただいているところでございます。今日の芝生広場の管理、整備の体制と過去の経緯等も考慮いただき、引き続き、芝生広場でのグラウンドゴルフ半面への常設に御理解、御協力を賜りたいと存じます。

○7番議員（新宮領實） 途中で入ると、どこまで行ったか分かんなくなりますわ。

撤退理由は何ですか。グラウンドゴルフ協会さんの。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） これまではグラウンドゴルフをされてきた協会の有志の方々にやっていただいておりますが、やはりちょっと高齢になってきたということと、新たに利用されるグラウンドゴルフの大会を主催をされる幾つかの団体の方々とちょっとやり取りが、キャッチボールが上手くいかなかった部分もありまして、撤退をするということでありました。

○7番議員（新宮領實） そこにはですよ、行政の不満とか不信感というのはなかったんですか。

○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁） これまでのグラウンドゴルフ協会の有志の方々がされていたときには、行政に対する不満というのはなかったところです。

○7番議員（新宮領實） なんかそういう不満が漏れ聞こえてきているんです、私のところには。

職員が休館日に整備するということなんです、これはどういうことなんですか。

- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 休館日に芝生広場の利用をお断りをしている状況でございますので、皆さんが使えないときに作業をしているというところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** 職員が休館日に整備をするということですが、これってボランティアかなんかでしてくれるんですか。どうでしょう。
- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 職員は、やはり月曜日から金曜日まで通常勤務をしておりますので、なのはな館の休館日は月曜日でございます。その月曜日に作業をしているというところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** 聞いているのはそれじゃないじゃないですか。職員が休館日に整備をするということでしょう、職員がするんでしょう、月曜日にね。時間がいっぱい。ということは、職員は日曜出勤でするってということですか。僕はボランティアでするんですか。職員、日曜出勤で出てきてするということですか、どうなんでしょう、違うんですか。
- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 職員は我々と同じ職員でありますので、月曜日から金曜日までが通常勤務ということになりますので、なのはな館は月曜日が休館日。ですから、そのときに作業をしているというところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** 私が勘違いしていました。申し訳ない。勘違いしているところは、私も謝りたいと思いますんで。ただね、そのことによってね、なかなか整備が、その職員がしなくても別にいいんですよ。まちづくり公社に委託されたらどうなんですか。あそのところの周り、広いじゃないですか。職員がね、その休館日のときに、誰か当番決めといて、誰かが走らせるのかしらないけれども、であれば、まちづくり公社に委託したらどうなんですか。広いでしょう、あそこ。平生はどうされているんですか、全部。
- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 芝生広場につきましては、職員が作業しておりますが、その周辺の駐車場周りですとか、そういうところについては、ときどき、シルバーさんを入れて作業をしていただいているところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** 分かりました。あとから市長には聞きますけれども。
今年度ね、グラウンドゴルフの芝生広場の利用状況は、コロナ禍の影響があった昨年度と比較してどうなっているんですか。
- 健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 令和4年度に占用使用許可申請書が提出をされましたグラウンドゴルフの大会は119団体で、このほか、イベント等での占用使用許可が12件あり、占用期間の長いもので6日間のものもございました。今年11月末までのグラウンドゴルフによる芝生広場利用者数につきましては、約1万6千人で、昨年同時期の1万8千人と比較すると、2千人ほど減っておりますが、開催される大会の規模等の違いもあり、単純な比較は難しいところでございます。
- 7番議員（新宮領實）** 半面にした影響でね、利用者が減少したということではないんですか。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** ただいま申し上げました数字につきましては、利用申請があったものの人数の数字でございまして、通常、一般利用されている方々、市民の方々の人数というものを把握をしてございませんので、半面にしたから減ったという理由ではないと思っております。

○**7番議員（新宮領實）** 市長ね、健康をうたいながらですよ、せっかく盛り上がってきていた高齢者をね、締め出すようなね、このようなね、もののやり方でいいんですかね。私も何度かね、利用させていただいているんですが、その頃に比べてね、激減している、皆さんがね。私が行くと、何とかありませんかとよく声を掛けてくるんですよ。御自身もね、たまにはあそこに行かれて、グラウンドゴルフされる方々のね、御意見をね、お聴きした方がいいんじゃないですか。そうあるべきだと私は思いますけれども。市長は、選挙のときに常々言ったじゃないですか、しっかりと皆様の声にね、耳を傾けてまいりますと。是非、そうしていただきたいと思うんですが、この件について、どうですか。

○**市長（打越明司）** 選挙のときだけではなく、今でもそう言っています。グラウンドゴルフの皆さんは、恐らく、私、とっても友達が多いと思いますし、グラウンドゴルフ協会の役員をしている方々とも、しょっちゅう電話でいろんなお話を、意見交換をしております。特にグラウンドゴルフに関しては、熱心な方々がずいぶん増えているということは感じますけれども、なのはな館のグラウンド以外でも、そういった場所がたくさんあることは、市民も承知をしておりますし、ここをグラウンドゴルフの方々がどんどん占用していくということについては、私はあまり賛成ではない。どちらかと言えば、もっともっと、多くの世代、子供たちにもどんどん活用してほしいというふうに感じているところであります。また、そのことについて、グラウンドゴルフの愛好者や役員の皆さんから、非常に深刻な相談を受けたということはないと思う。ただ、グラウンドゴルフについては、様々に、一番よく言われるのは、各地区での協会は今、3地区に分かれながら月例大会をやっておりますけれども、是非、市長杯を設けてほしいというですね、要望はよく受けているところでありますけれども、いろんな地域で上手に活用しながら、指宿全体を使って活動されているんだなというふうに感じているところであります。

○**7番議員（新宮領實）** 私はね、場所がなければね、こんなことは言わないんですよ。場所はいっぱいあるじゃない。あそこのサッカー場の横にもね、でっかいのがありますよ。だったら、あそこに東屋みたいなね、いろんなの造られて、あそこのグラウンドゴルフ専用場みたいなね、ものにされたらどうですか。なのはな館の方、みんなに使ってもらう、みんなに使ってもらうというのであればね。あそこ余っているじゃないですか。あそこ、人っこいない。見たことあります。人っこいないです、普通。だから、ああいうところをね、せっかくだったら、有効に利用されたらどうなんですか。

○**総務部長（坂元一博）** なのはな館の芝生広場は、使用許可を受けて占用する場合を除き、誰

もが自由に利用できる広場であり、グラウンドゴルフの専用コースではないところでございます。芝生広場は、以前、全面にグラウンドゴルフコースがほぼ常設化され、加えて、全面を占用する大会も多く開催されていたことから、市民から、フラワー公園に認定コースもあるのに、いつもグラウンドゴルフで使われていて、子供たちが自由に使えないなどの苦情が寄せられていたところがございます。このようなことから、当時のグラウンドゴルフ協会の申合せ事項として、夏休みや冬休みなど、子供たちの長期休業期間中は芝生広場の半面にはコースを設置しないこととした経緯もございます。グラウンドゴルフは、先ほど申しましたフラワー公園が認定コースとしてございます。また、なのはな館の隣に隣接するフットボールパークの多目的グラウンドは、子供から高齢者から幅広く利用できるため、そちらの施設も利用していただくなど、譲り合いの心で楽しんでいただきたいと思います。今日のなのはな館芝生広場の管理、整備の体制と過去の経緯等も考慮いただき、引き続き芝生広場でのグラウンドゴルフ半面への常設に御理解、御協力を賜りたいと思います。また、グラウンドゴルフを常設していない半面を利用している市民がいなかったり、占用予約がない場合などは、これまで同様、自分たちで設置、撤去していただくことは問題ないところがございます。

○7番議員（新宮領實） それぐらいの答弁しかいただけないんですかね。仕方ないですね。これを市民の皆さんも聞いているでしょうから、どんなもんだということ、それでいいです。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番議員（新宮領實） 地熱発電について、お尋ねをします。1回目の答弁で、市長はえらい国の電力自給のうんぬんというのをおっしゃっていましたが、国の電力自給よりもです、これからの指宿の温泉のことをですね、お考えください。国の電力自給なんて、お考えする必要はないと僕は思いますけれどもね。今、指宿のですね、これからの温泉の在り方というのを、是非是非、そういうお考えがありましたら、そちらの方に振り分けていただきたいと思います。

それとね、地熱発電事業をね、市長、容認するのかというのをお尋ねしたと思うんですけども、それについて明確なご答弁がなかったようには思いますけれども、これについてはどうですか。

○市長（打越明司） 先ほど答弁したつもりですが、適切なこの資源の運用、活用、保護等を考えながら、適切な審査をして、許認可を定めていきたいというふうに思います。

○7番議員（新宮領實） もう一つ、そしたら言葉を変えさせていただきます。地熱発電を推進されますか、どうでしょうか。

○市長（打越明司） 推進をするかということではなく、適切な運用を心掛けたいということがあります。

○7番議員（新宮領實） 指宿温泉は、未来永劫守らなきゃならないと私はもう常々思っています。私はこれに向けて、誠心誠意努めることをね、市長には申し上げておきたいなと思っておりますので、そのところは是非、新宮領實というのは、指宿温泉ありきだと思っておいていただきたいなと思っています。

地熱発電に関する審議会について、お尋ねをいたします。審議会の正式名称というのは何なんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 審議会の正式名称は、指宿市地熱発電に関する審議会でございます。

○7番議員（新宮領實） 審議会の目的はなんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 審議会の目的は、事業者から提出された事業計画の調査、審議を行うことでございます。

○7番議員（新宮領實） 以前の協議会とは何が違うんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 以前の協議会においても、事業者が提出した事業計画の調査、審議を行っておりましたので、現在の審議会とは大きな違いはございません。

○7番議員（新宮領實） 構成人員はどうなっているんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 委員は学識経験を有する者、地域住民の代表、温泉井所有者の代表、市の職員のほか、温泉資源の保護及び利用に関する団体の代表、こういった方々の中から、市長が委嘱をさせていただいております。

○7番議員（新宮領實） 条例第20条というのは、私なんかにはよく分かりませんが、構成人員はどういった方々なんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 構成人員は学識経験を有する者、地域住民の代表、温泉井所有者の代表、市の職員、このほか、温泉資源の保護及び利用に関する関係の団体の方、こういった方の中から、市長が委嘱をさせていただいております。

○7番議員（新宮領實） あとは根掘り葉掘りは聞きませんが、議員をね、審議会委員として呼び出すというお考えはありませんか。

○総務部長（坂元一博） 市の設置する審議会等へ議員が就任されることの是非につきましては、平成11年から平成13年までの約2か年をかけて、旧指宿市議会において検討がなされ、法令等により就任しなければならない場合を除いては、委員の就任は辞退するとの方針が決定されました。これを受けて、平成18年の合併後も、市議会において、法令等により就任すべきものを除き、委員の選出を辞退する申合せを行ったとの通知が市にあったものと承知しているところでございます。

○7番議員（新宮領實） その分がですよ、議会で撤廃されたらどうなんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 冒頭、議員から、二元代表制を強く意識しているという言葉もありましたので、そこにちょっと触れる部分もあるかと思えます。私も答弁をさせていただくことで、改めて認識を深める上で、少し触れさせていただきたいと思えます。市が設置している審議会等は、言えば、市長の公的な諮問機関、そういった側面も持っております。審議会の中での議論や、あるいは答申が出る、その見解といったものは、市長が判断をしていく意思決定の過程に深く関わっているものでございます。議員も御承知のとおり、執行部と議会というのは、それぞれ異なった役割と権限を持っております。その市長の意思決定の過程に深く関わる、そこに囚らずとも市とは異なる権限を持っている議員が入ってらっしゃるということは、やはり適当ではない。そういったことから、国においても、違法ではないが適当ではないという判断が出されておりますし、全国的にもそのような傾向にあり、また、県内19市中17市も、何らかの形で辞退する、あるいは遠慮する、執行部の側で選任をしないというルールが定められているようです。私どもは、やはりこうした基本的な考え方から、議会側においても申合せがなされ、市に通知があったものと認識をしておりますので、市としてもこの基本的な考え方を大切にしていきたいと思っておりますので、申合せが撤廃された、されないということではなくて、根本的な考え方を尊重していきたいというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） 4月以降に審議会は開催されたんですか。

○市長公室長（渡部徹也） 11月22日に審議会が開催をされております。

○7番議員（新宮領實） 申請された事業者は何社で、申請の件数は何件ぐらいだったんでしょう。

○市長公室長（渡部徹也） 事業者は1件でございます。申請も1件でございます。

○7番議員（新宮領實） 同意した案件はあるんでしょうか。

○市長公室長（渡部徹也） 同意した案件はございません。

○7番議員（新宮領實） 次回の審議会の開催予定というのは、考えていらっしゃるんでしょうか。

○市長公室長（渡部徹也） 今回は2月を予定しております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございました。

次にまいります。観光政策について、お尋ねをいたします。以前の質問で取り上げた要件ではありますが、対応されているところは評価しますが、まだまだ納得できるものではなかったもので、取り上げてみました。現地確認、10数か所というお話がございましたけれども、観光施設管理課ではですね、その中で、確認には行かれていますか。

○観光施設管理課長（廣森政宏） トイレの状況につきましては、各施設の職員等が随時確認を行っているほか、委託先から毎月提出される報告書で、清掃内容の確認を行っているところです。また、職員が現場に出た際には、近くのトイレの清掃状況等の確認も行うよう心掛け

ているところでございます。

○7番議員（新宮領實） ちょっと廣森課長，よく聞き取れないんですが，今回，見に行ってくださいねと私お願いしましたよね。何人ぐらいで行かれたんですか。今の10か所。どうなんでしょう。部長も行って見たんですか。

○産業振興部長（野元伸浩） トイレの状況につきましては，私の方も逐次，見に行っている状況でございます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 私も現場に出かけたときなどに近くにトイレがあれば，個別に確認などを行うようにしているところですが，今回，改めて，先ほど申し上げた主なトイレの点検を，先週の木曜日に行ったところ。ほぼ1日かけて，私と担当の職員と2人で確認をしまりました。

○7番議員（新宮領實） その10か所周られてですね，お気づきになられた点はどういうところがありますか。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 設備の状況などによりまして，老朽化が進んだりとか，そういうところはあるんですが，清潔性につきましては，おおむね清潔に保たれていたのかなというふうに，その日の点検では思ったところ。です。

○7番議員（新宮領實） トイレの清掃は毎日されるんですか。各10か所。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 観光施設管理課が所管する主な公共トイレにつきましては，施設の職員や委託しております事業者が清掃を行っております。先ほど申し上げた10か所のうち，4か所が毎日，1か所が週6回，2か所が週5回，残り3か所が週2回以上となっております。

○7番議員（新宮領實） トイレはね，毎日清掃させてくださいよ。みんなが使うところですよ。観光客も来る。来ないときもあるかもしれないけれども，指宿は結構観光客も多い。そのところもね，考えといてください。

それとね，専門業者にトイレをさせているんですか。それとも，そこ辺りの，シルバーとか，そういうところにさせてらっしゃるんですか。どうなんですか。

○観光施設管理課長（廣森政宏） トイレの清掃につきましては，施設の職員が行っているところが3か所，指宿温泉まちづくり公社などに委託をしているところが7か所でございます。

○7番議員（新宮領實） ちょっと雑な答弁ですね。私もね，皆さん方にお尋ねをするわけですから，前回は男性，自分が一人で行ったもんですから，女性のトイレを見ることはできませんでした。ですが，今回，女性にお手伝いいただき，女子トイレも確認してきました。また，御意見も聴いたところ。私はね，廣森課長ね，聞いておいてください。魚見岳自然公園，便座や蓋の交換が必要である。篤姫駐車場，篤姫駐車のところ，トイレが臭い。便座の交換もここは必要でした。フラワー公園，ひょうたん池，鏡も汚い。男女ともにね，和式トイレを一つにして洋式化をしないかということもお願いをしておきたい。そして，ここは

利用者が、高齢者の方が多い。和式だったらね、用をしてね、立ち上がるの大変です。私なんかも膝が痛いから、とてもじゃないが、ひょうたん池のところはですね、フラワー公園のところはですね、とてもできない。池田湖の遊園地、イッシー公園がありますよね、鏡が汚い。循環式トイレでね、平成4年3月の整備になっております。メンテはしているかね、どうか分からないぐらいの状態でした。経年劣化で浄化されずね、水も汚い。あれが当たり前かどうか知らないけれども、あれも確認してください。長崎鼻、トイレが臭い。トイレのね、施設は良好でした。花とびあイベントパーク、使用禁止があり、トイレのドアがね、アクリル板で補修されている。あれを見られた女性の方がね、これじゃね、利用ができないじゃないかと、安心して利用できないという、そういうことも御指摘をいただきました。ヘルシーランド保養館及び露天風呂はですね、非常に良好でした。便座がね、あまり掃除をしすぎて、塩素を使っているのかしらんけれども、便座がね、非常に荒れていました。ここも便座の交換が必要なんです。かいもん山麓ふれあい公園、使用禁止がありましたけれども、全体的に良好であった。トイレ、洋式がないところもありました。そこのところは気を付けていただければいいかなと。花瀬望比公園、多目的トイレは破損。それこそガタンガタンしてですね、ガイドから外れてそれを直そうと想定したのかしれないけれども、部材が外れて、もうどうしようもないぐらい。電気も点かない。砂むし会館はですね、さすがに良好な状態でした。こういう指摘でね、言えば、ほかにね、要望として長崎鼻の駐車場付近にね、トイレがほしい。唐船峡の駐車場前のトイレを見た。相変わらず汚い、狭い。もうね、ここはね、建て替えを提案しておきたいと思います。これ、次回にお尋ねをいたします。私はね、市長ね、観光客のおもてなしというのは、やっぱりトイレを常時きれいな状態でお迎えする。これに尽きると思います。所管事務調査や旅行先々、行く先々で必ずトイレを見るようにしています。その自治体の取り決めなどがですね、もうトイレを見ただけでね、理解できそうな気がするからです。市長、あなたのね、言えば観光客のおもてなしというのは、主にどういうことをお考えになられておもてなしと言われますか。市長のおもてなしって、観光客へのおもてなしというのはどういうことでしょうか、お尋ねしてよろしいですかね。

○市長（打越明司） おもてなしについて語れというのは、もう尽きない議論になると思いますので、今はトイレについて少し、私も同じことを言わせていただければ。私も実は、県外で会議があって、いろんなまちを訪ねたときは、できるだけトイレを見て歩くようにしております。どのような形でデザインをし、どのように使われて、安全性とか利便性とか、清潔さをですね、いろんな町で確認するようにして、気に入ったトイレは、最近スマホを使いこなすようになってきたもんですから、スマホで写真を撮ると。こんなこともやりながら、今回も質問通告を受けて、市民の中からも新宮領議員はトイレが好きだよねという話題をよく耳にするぐらいですね、これまでもなのはな館、二月田駅、トイレのことを取り上げて、今回もいよいよトイレがまた来たねというふうに思っていたところでした。これはやっぱり、い

ろんな方々の見方がありますがけれども、トイレのありようは、その観光施設だけではなくて、一般家庭のトイレでもですね、そこを見れば、その地の姿が見えるというふうに言われる方も結構おられます。そういう意味では、非常にまちの中でも重要なパートかなと。贅沢な造りをし、お金を掛ければいいということではなくて、やっぱり古いものであってもきれいに磨きこまれてですね、きちんと清潔に使っていくということは、非常に肝要なことだというふうに思っております。それぞれ、トイレの難しさというのは、今日はこの観光施設管理課の部分特に質問をしてもらっていますが、様々な所管があって、それぞれの所管に様々な職員が担当していますので、トイレに関する意識というのが、一人ひとり、課や職員によって違うんだという部分もありますので、こうしたものについては、やっぱり全庁的にですね、しっかりとその清潔さであるとか、使い勝手であるとか、今日は午前中は高田議員からもお話がありましたけれども、今後のトイレの在り方とか、こういったものについては、整備をするたびにですね、しっかりとした議論をしていきたいなというふうに思っているところであります。

○7番議員（新宮領實） 野元部長ね、今、先ほど言ったね、指摘したところあります。是非、指示を出して、対応するべきところはですね、対応するようにしていただきませんか。どうですか。

○産業振興部長（野元伸浩） ただいま議員が御指摘いただいたトイレの状況でございますけれども、できるところはですね、しっかり清掃とか、そういったところについては、しっかりと対応をしていきたいというふうに思います。洋式化につきましては、それぞれ財政状況とかそういうのもありますので、計画的に、できればやっていきたいというふうに思っております。

○7番議員（新宮領實） トイレの洋式化はね、それなりに予算が必要でしょうけれども、トイレの便座を変えるとか、そういうのはですね、一式1万もあれば十分ですよ。そういうのはね、できるだけ早急に対応していただきたいと思います。

魚見岳のトイレを視察する中で気付いた点がありましたので、観光政策についての関連としてお尋ねします。市道魚見岳線の道路事情が非常に悪い。対応すべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

○土木課長（東恵一） 議員御指摘の市道魚見岳線は、舗装の劣化が進んでいる状況を確認しており、随時、レミファルト補修をしている現状であります。今年度は、特に補修が必要と思われる箇所におきまして、舗装工事を計画しておりますが、今後も予算を獲得しながらではございますが、維持管理の面からも安心して通行できるよう、整備に努めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） お願いします。

公園はですね、非常にきれいに整備されていると思いました。評価したいと思います。展

望台がメンテの時期にきているのではないかと思うんですが、いかがですか。

○観光施設管理課長（廣森政宏） トイレの点検に併せまして、魚見岳頂上の展望台、それから、転落防止柵の確認も併せて行ってまいりました。展望台につきましては、さびによりまして、部品の腐食、それから、塗装の剥離が進行している部分がありましたので、業者に確認をお願いをして、今、対応策を相談しているところでございます。それから、転落防止柵につきましても、基礎の緩みなどで傾きが発生している箇所がございます。こちらも業者に確認をお願いしまして、対応策を相談をしたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） すばらしい景勝地です。しっかり維持管理をお願いしておきます。

指宿市誌について、お尋ねをいたします。現時点では、1回目の答弁が全てであろうと思っております。市史編さんは地域の宝であり、次世代につなぐ大切な仕事であると捉えております。今はただただ頑張ってください、期待しますというエールを送るのみです。終わります。1回目の答弁でもう十分だと思えました。もうこれが全てだと思う。これ以上、言えと言っても、もうかなりいただきましたので。そういうことです。

以上で終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時43分
再開	午後	2時53分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○11番議員（東伸行） 11番、東伸行です。それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、1問目の外国人技能実習生についてであります。先般、この件について、新聞紙上で取り上げられておりましたが、11月30日に技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議での最終報告書が取りまとめられ、提出されました。この中では、特に地方や中小零細企業において、人材確保が図られるように配慮することが示されてはおりますが、新たな制度では、転籍について、一定の条件はありますが、同じ職場に1年勤務すれば転籍を認めるということでもあります。このことについて、特に地方の企業の方々から異論の声が上がっております。この指宿市内においても、水産加工業をはじめ、農業、ホテル・旅館業、福祉施設等に多くの外国人技能実習生の方々働いております。この方々の労働力によって各事業が成り立っているといっても過言ではありません。コロナ感染症で苦慮してきた皆さんにとって、やっと実習生の受入れが通常にできるようになり、これからというときにこの件が起きたわけでありまして。制度については国が決めることではあります。市としては国の判断を待つしかないというわけにはいかないと思っております。市として、市長としての見

解をお聞きします。

そこで、通告書にあります3点について、まず、答弁願います。

1. 市内の実習生の人数は、国別、業種別に把握しているか。
2. 雇い主側、実習生側、それぞれの労働条件、賃金等について。
3. 現在検討されている技能実習制度の見直しに係る法改正に対する市としての見解について。

次に、2問目の山川港の整備促進についてであります。山川港の整備については、これまでも何回かこの場で地元の思いを申し上げ、要望してまいりましたが、以前から進めてきました整備促進協議会も、近々立ち上がる運びとなりました。種子島の馬毛島の工事関係の船の入港が増え、地元漁船の往来に支障を来す状況になってきております。また、先日はスーパーヨットの寄港もあり、今後が増えることが予測されております。港の整備が急務となってきました。もちろん、県、あるいは国との協議になってきますので、すぐにというわけにはいかないことは承知しておりますが、できることからやっていかなければ、全然進みません。そこで、港の早期整備を図るため、市としての今後の取組についてをお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） 東議員から、二つの項目についての質問をいただきました。とりわけ、今、地方では、人手不足が非常に大きな懸案になっておりますけれども、その中でもとりわけ、この3年余り、なかなか外国との往来が難しくなって、技能実習生がなかなか指宿にも来ていただけないという日々が続いておりましたが、ようやく、つい先だって、受入れの歓迎会もありましたけれども、外国人の技能実習生が指宿にもまた入ってきていただけるような時代になってきました。その中で、大きな法改正が行われ、この運用について、非常にこの地方での労働力についての今後の行方に非常に不安があるというお話は、私も非常に受け止めて、その声は多く聞かれるところであります。今後、年明けの通常国会で議論されていく、法案が出来上がってからでしょうけれども、その策定の過程においては、地方の声として、しっかりとこのことは届ける努力をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、これについては、指宿だけの特有の問題ではないので、鹿児島県市長会が年明けにも開催をされます。そういったところでも問題提起をしながら、できるだけ多くの自治体とも問題を共有しながら、中央に対しての声をしっかりと届けていく努力をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

二つ目の山川港の整備促進について、この馬毛島関連で非常にいろんな問題が起きているのではないかとという質問でありますけれども、現在の山川漁港の外港については、台船や作業船が多く入港をし、係留をしているところであります。これらの台船や作業船については、馬毛島の工事に伴い、建設機材や工事車両、器具などの運搬に使われ、必要に応じて種子島に向けて出港し、また、山川漁港に帰ってきているような状況であります。そのため、

山川外港グラウンド近くの岸壁や、外港のL字型堤防にも係留するなど、徐々に混雑しつつあるという状況があります。山川漁港は県本土、薩摩半島の南端に位置して外洋に近いことから、馬毛島工事関係者の中でも好立地な港であるというふうに評価されているようであり、市といたしましては、山川町漁協から、台船や作業船の係留に関する問い合わせが増えてきており、調整及び対応に苦慮しているとの声を聞いているところですので、現在の状況を、今、注視しているところでございます。県に対しましては、山川漁業の現状を伝え、地元漁船が安心・安全に航行できるよう、また、海外まき網船の水揚げなどに支障が及ばないように、引き続き県との連携を取ってまいりたいというふうに考えているところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁いたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 外国人技能実習生の人数、国別、業種別についてでございます。

本市に登録されている外国人は、令和5年11月30日現在で641名の方が登録されております。うち、技能実習が289名で、国別に申し上げますと、インドネシア109名、ベトナム100名、フィリピン53名、ミャンマー20名、カンボジア7名となっております。また、特定技能が157名で、国別に申し上げますと、フィリピン62名、ベトナム31名、カンボジア26名、インドネシア26名、ネパール5名、ミャンマー4名、中国2名、タイ1名となっております。業種別につきましては、転入時の手続に項目がないために正確な人数は申し上げられないところでございます。

労働条件、賃金等のことでございます。国が定める技能実習制度の運用要領で、労働条件につきましては、外国人技能実習生と企業は雇用関係にあるため、日本人と同じく労働基準法などの労働関連法規が適用されるとなっております。具体的には、母国語など技能実習生が理解できる方法で労働条件を明示したり、日本人労働者と同等以上の賃金を支払う、時間外労働をした場合は、割増賃金を支払うことを条件としたり、休日は週1日以上、又は4週のうち4日以上を休日と付与、有給休暇を付与するなどが定められております。居住条件につきましては、1人につきまして4.5㎡以上、約3畳でございますが、このスペースを確保する必要があります。雇い主が外国人技能実習生を受け入れるためのQ&A、質疑応答集には、出勤や買い物など、日常的に使用するための自転車を準備するものの一つとして明記されているところでございます。

次に、技能実習制度の見直しに係る法改正のことでございます。現行の技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき実施されておりますが、施行後5年をめぐり、規定について検討を加え、その結果に基づいて措置を講じるとされております。あわせて、特定技能制度につきましても、同様の検討をすることになっており、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が開催され、最終報告書が最近、関係閣僚会議に提出されたところです。法改正の基本的な考え方につきまし

ては、制度目的と実態を踏まえた制度の在り方、外国人が成長しつつ、中・長期に活躍できる制度を構築、転籍の在り方、管理監督や支援体制の在り方などが挙げられているようです。その中でも、一番危惧される部分については、転籍の在り方だというふうに思っております。これまでは、技能実習期間中の3年間は転籍ができませんでしたが、有識者会議の最終報告書では、同一企業で1年を超える就労と技能、日本語試験に合格すれば転籍が可能としているところです。このようなことになれば、賃金の低い地方の事業所から賃金が高い都会へ外国人材が流出し、ますます地方の人手不足が進むのではないかとというふうに懸念しているところでございます。

○11番議員（東伸行） 2回目以降の質問に入ります。

1問目の外国人技能実習生についてですが、今、それぞれ答弁いただきましたが、大まかなことしか把握できていないのかなと感じました。12日、一昨日ですが、自由民主党外国人労働者等特別委員会において、11月30日、提出されました政府有識者会議の最終報告書は、この特別委員会としては、公表を見送るべきという決定がなされたようであります。転職時は、本人と転職前後の両企業が合意することが望ましいと指摘するなど、雇用主を守る姿勢が色濃く、引き抜きを防止するための措置を講じることや、外国人材が地方から都市部に流出することを防ぐ策を講じるよう求めています。この自民党特別委員会の提言案を知っていたか、まず、この件からお聞きしたいと思います。答弁願います。

○商工水産課長（宮地主税） 昨日の状況につきましては、まだ情報としては入っていないところでございます。

○11番議員（東伸行） こういう質問が出されたわけですので、その辺のところにはできれば気を配って、目を配ってやっていただきたいなというふうには思っております。これまでの技能実習制度の中で、外国人を劣悪な環境で労働させ、賃金の搾取などのケースが相次いだため、人権に配慮して、外国人を受け入れる制度を整えなければということで、今回の法整備となったことのようにです。一部の心ない事業者がいることも事実ではありますが、しかし、このような事業者はほんの少数です。機関で調べたところによると、6・7%の劣悪な事業者ということが出ているようです。大多数は法令を遵守して、真面目に実習を実施しています。実習生も3年間ということに来ており、日本人の人手不足を補い、3年間、本当に我が子同様に育成して、事業は継続されているのが現状であります。県内の各団体をはじめ、多くの雇い主の皆さんが、今回の政府有識者会議の最終報告書については、危機感を募らせ、地方省庁や政治家への皆さんへの陳情、要望活動は大変な勢いでした。当市では、多くの実習生を抱える水産加工業者の皆さんの思いは大変なものでした。私自身も本当、肌で感じる状況でございました。そこで、市長に伺います。このような状況、先ほど、多少、答弁はいただきましたけれども、こういう状況を感じていたか、お聞きしたいと思います。

○市長（打越明司） たびたび、いろんな方から御意見もいただいております、同じように危

機感を感じておりました。

〇11 番議員（東伸行） 新聞紙上等でもですね、いろいろ報道され、片や、この有識者会議、私もこの有識者会議のメンバーも入手しましたけれども、かなりの有識者と言われる方がずらっと並んでおりますけれども、本当にこの地方の現状をですね、実際のこの指宿でいえば水産業の方々、農業の方々、ホテル業、観光、旅館業、それから、福祉関係の事業、その実際の現場のですね、人手不足からくるこの技能実習生と言われる方々に一生懸命心血を注いでですね、仕事を覚えてもらって、戦力になっていただきたいという思いで一生懸命やっていることですね、そういう状況をですね、分かる立場の人たちではない人ばかりです。大学教授とか、いろんな業界の会長さんとかですね、本当にそういう現場で今の地方の状況をですね、見ながら、聞きながら、それでこの有識者会議をですね、開いているかといったら、決してそうじゃなくて、要はもう国間の、国と国のその問題とかですね、それから先ほども申し上げました、本当に一握りのそういう心ない雇い主の方々による、外国人労働者の方々をですね、いろんな意味で苦しめていると。そういう状況だけがクローズアップされてですね、それはいかんということで、その人たちを守らなきゃいけないということですね、こういう今回の答申を決められたような状況であります。ですから、やはりできるだけですね、先ほど申しましたように、今回の自民党の特別委員会ではですね、もちろん地方の議員の先生方が多いですので、やはりその地元ですね、声を聴いてきて、どうしてもそのまま通すわけにはいかないという思いでやっただけでいるようであります。根本の問題はですね、労働力不足にあります。特に地方はですね、高齢化が進み、若い人が集まらず、事業主、零細事業者、農家も含めてですが、皆さん本当に苦慮しています。結果、仕事の縮小、それから、減産等ですね、事業が成り立たなくなり、衰退していく。このような状況が目前に迫っておる状況であります。そのような中、実習制度により人材確保が多くなされてきました。今回の自民党特別委員会の提言案で、一時的には有識者会議のこの提言案がですね、一時的にはストップしているというような状況ではありますが、近々、この問題がまた再燃していくことは確実でありまして、先ほど、市長も申し上げましたが、来年のどっかの国会でですね、法案として出てくることは、もう確実かなという思いがしております。だから、そのときに、このままこの有識者会議で決定されたものがですね、そのまま出てくるのかどうか。その辺のところを、またこれから、いろんな意味でですね、注意をしていかなければならないのかなと思います。

そこでですね、市長に再度伺いますけれども、この労働力不足を解消するために、市長なのですね、何かお考えがあればお聞かせ願いたいし、今のままではですね、人口減少は加速していきますし、全ての事業者が人材を確保できる状況は訪れないという状況であります。ですから、この状況の中で、今のこの外国人の技能実習生の方、それから、その類する方々ですね、労働力を地方の事業所としては非常に一番の労働力だという思いでやってお

られます。そして、本当にその、子供たちですね、結局、20代の若い女性とかが多いです。一生懸命育ててですね、やっております。だから、そういう状況を私はずっと見てきましたので、本当にこの、今回の法改正についてはですね、これをやられたらもう大変なことになるといふ思いで、今回の質問をさせていただいております。そこで、先ほど、再度になりまされども、市長、何かこの状況、この外国人労働者も含めてですね、何かする方法はないか。先ほど、これは最後に聞こうと思っていたんですが、先ほど市長が言われましたのでですね、ここで一緒にお聞きしますけれども、この外国人の技能実習というのは、いろんな先ほど、一部の心ない一部の事業者の方々の行為でですね、非常にその国際問題になる恐れもあつたりとか、いろんな問題をはらんでいるんですが、やはり我々この指宿だけでですね、やっついてはなかなか問題は解決しないのかなという思いもあります。ですから、要は近隣の自治体、それから、同じような状況を抱える自治体とも連携を図りながら、もうこの人手不足、全体の問題を含めですね、問題解決を進めていくような、そういうことはできないか、再度、市長にお願いしたいと思ひます。

○市長（打越明司） 先ほど少し触れましたけれども、改めてお話させてもらえれば、この分野、特に東議員の場合には、山川港を取り巻く加工組合等々での技能実習生が非常に頭に思い描かれていることであらうと思ひますが、私どもの地域でも、それ以外でも農業であるとか、観光であるとか、あるいは医療、介護、保育、いろんな分野で、今、技能実習生に期待する声は非常にあるところであります。地域間で同じように共通の課題を持っている地域は、非常にあると思ひておまして、先ほど申し上げたように、こうなってくると、やっぱり組織的に声を集めていくというのが一番大きいだろうと。我々は一番、そこで動かすとすれば、県の市長会、そして、九州、全国市長会から正式な声を与党に届けていく、あるいは、各党へ届けていくというところはとても大事なことであらうというふうに思ひますので、例えば水産加工の分野であれば、うちと枕崎市は同じ共通の意識は当然あるわけですし、それ以外の分野でも、様々に、お互いに同じ思いを抱く自治体は多いというふうに思ひていますので、これはしっかりと伝えれば伝わっていくものだと思います。また、それ以外でも、それぞれの業界ごとにもですね、恐らく同じ声、課題は上がっていると思ひますので、それぞれの業界ごとの縦の組織でも、同じような努力はこれから行われていくのではないかなというふうに、今、期待をして、推測をしているところであります。いずれにしましても、その地方において、この労働力という言い方になるか、それとも、人という言い方になりますか、その人材を確保していくという課題は、これは日本人も含めて非常に重要な課題。そしてまた、この問題を解決した地域、企業こそが、次の時代に勝ち残っていくというふうに言われる時代であります。即効性のある、直ちに解決ができるというような策を、私、持ち合わせているわけではないですけれども、私はこれについては粘り強くですね、小さいことの積み重ねで、指宿において、様々な形で貢献できる人、支えてくれる方々を増や

していくための努力を、各分野において行っていく必要があるというふうに思っております。

○11 番議員（東伸行） この外国人技能実習生と言いますか、この制度についてはですね、単なる労働力として入れているだけではないのかと。いろいろなことを言われておまして、要するに、特にその中央の方の人権とかですね、そういうことを中心にやられている方々にとっては、人権を守るとか、そういうことですね、こういうことはもうやるべきではないとかという意見の方もいらっしゃるようです。ただ、私はですね、ずっともう30年近く、水産加工組合、一番多くの、多いときには3年間いて、1年生、2年生、3年生といますから、それでも百数十名いるときもありました。そういう中で、それぞれの事業者の方々がですね、本当に、こんなにできるもんかと思うぐらいですね、日本のお父さん、お母さんという感じですね、一生懸命育てて、買い物にも連れて行ってやったりとかですね、年に1回とか、そういう遠足とか、そういうのもあったりとかですね、そういうのをしながら、とにかくみんなが、外国から遠く離れてきている、本当、先ほども申し上げましたように、20代のほとんど若い女性の子たちです。だから、そういう子たちがですね、できるだけいい環境で、いい状態で仕事ができるようにということをですね、本当に考えてですね、やっておられたのを見ておりました。ですから、今回、この問題が起きてですね、いろんなことを言われて、単なる労働力と感じて、要は安い賃金で使っているんじゃないのかというような話を聞いたときにですね、そういうこともあったから、そういう話も出てくるのかもしれませんが、私が知る限りではですね、この地域での外国人の実習生の皆さんはですね、決してそういうことではなかったし、3年経ってですね、帰るときにですね、空港に向かうバスの中でですね、飛行場に行くまで涙、涙らしいです、みんな。それで、それはその、一時的別れということの感情の中かもしれません、そこで変な虐待を受けたりとかですね、していればですね、そういうことにはならないと思います。ですから、やはりそういうものもですね、やはりこういう中央の方々はですね、汲み取っていただいて、そいで、より良い制度をですね、作っていくことはですね、していかなければならないと私は思います。ですから、今回ですね、この問題をですね、こうやって私どもも、要は制度そのものは国が作ることでですので、指宿市がこうするからこれでやろうということはなかなか難しい状況かもしれませんが、本当にですね、この労働力不足というのは、本当に今後もいろいろな課題の中でもですね、大きな問題だというふうに思います。要は、よく口にします、農業、水産業、観光、それが指宿市のメインですということですね、売り出していく中の、そのかなりの部分をですね、こういう外国人の労働者の皆さんが支えてきているということを、市もそうですし、我々もそうですけれども、今回、この質問をすることによってですね、市民の皆さんが、そういうことで来ているのかと、そういう子たちなのかということですね、認識をしていただければとあって、この質問をしました。ですからですね、また、皆さん、

いろんな部分でですね、目にされたときはですね、声を掛けていただいて、頑張れよということをお願いいただければというふうに思います。この問題については、これで終わりたいと思います。

次にですね、2問目の山川港の整備促進についてであります。先ほどの答弁で、市としての見解はほぼ理解いたしました。先ほど市長も申し上げておりましたようにですね、馬毛島の関係の台船とかですね、作業船とかっていうのがですね、本当に増えてきております。それで、先ほど市長も申しました、コの字型のあの堤防の中ですね、沖の方にずらっとながってですね、してます。すぐに、よくいわれる海まき船と言われる漁船が入ってきたときに、あれが大体大きいので800tクラスになると、70mぐらい、60mぐらいあって、あれがあそこで回転をして出ていくんです。あの湾の中で、こうバックではなかなか出ませんので、回転をするとですね、ぐーっと回ったときに、向こう側にその台船がどんと止まっているとですね、本当にぎりぎりなんです。下手をすると擦ったり当たったりとかということがないとも限らない状況があります。昨日もですね、漁協さんの方にお伺いしたら、今日も一時、その建設業者の方が見えて、何月何日から停めたいということで、県の方には申請を出してきましたということで来られたということで、漁協としてもですね、県の管轄でやっていることですので、国の事業ですので、断り切れないという部分もあるようですけども、漁協の理事会等ではですね、もういっそ、しっかりと組合長とかその方々にですね、断ってくれということも、漁協組合の中からですね、声が出て、もう大変ですがよという話を、つい昨日、組合長等ともですね、話をしてきました。ただ、だからと言ってですね、山川港に入れないようにしましょうということでは、また、なんでそうやってというようなことも出てくるような気もします。ですから、その中で、何とかですね、今の状況の中で、そういう船をですね、そういう作業船をですね、停められるような状況を作っていかなければならないよねということを漁協、組合長以下、漁協の皆さんと話をしています。そういうところですね、なかなか、ここから改修していきましょうと、すぐそういうふうにはならないとは思いますが、ただ、例えば、先ほどちょっと市長もちょこっと言われたと思うんですが、県にですね、まず、きっちりとそういうことをですね、状況をお伝えして、こういうことをしていけば、多少はまだ停められますよとかですね、ここにこういう簡易の堤防でもいいし、そういう係留場所を仮設でも造ってもらえれば、まだ停めていけますよということですね、今、できる状況の中からですね、やっていった方がいいよねという話を昨日もさせてもらいました。そういうことについてですね、担当部長でも、市長でも結構です。そういうことについて、どうのお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○産業振興部長（野元伸浩） 山川港の関係につきましては、確かに馬毛島の関係で台船、その他等の船が係留されていることについては承知しているところでございます。この件に関しては、やはり県ともしっかりと連携を取っていかねばならないというふうに思っております。

ますので、山川町漁協と関係団体と協議し、また、情報収集をしながら、その情報については、県と連携をして、どういう形で対応ができるかというのを考えていきたいというふうに思います。

○11 番議員（東伸行） 是非、そのように進めていただきたいと思います。

先ほどちょっと1問目のときに申し上げましたけれどもですね、スーパーヨットというのが、先日入りました。ちょっと、できればですね、これをちゃんとモニターで映せるように作ればよかったんですけども、ちょっと私のあれでですね、できなかったんですが、皆さん、こういう船です、見えないと思いますけれども。2020年にですね、そういうところにおいて、出られた方もいるかもしれませんが、スーパーヨットを着けようということですね、それを、何て言いますか、報告、報告会というか、そういうことですね、観光振興のために誘致をということですね、指宿で鹿児島観光業者、それから、指宿観光協会が主体になってですね、勉強会が開かれたことがあります。そのときに、そのスーパーヨットを入れられる環境づくりをしましょうということが話されていたんですけども、それはそのまま、今回、初めて一時寄港ですけども、このスーパーヨットといわれるのが入ってきて、これは、もう、今、世界でですね、1千隻以上、こういう船があつて、要は高価、高級クルーザーのようなものです。定員としては大体、乗組員を含めて30名から40名ぐらいの船ですけども、1日のレンタル料がですね、今の日本円の、1ドル約150円とするとですね、1日900万円だそうです、レンタル料がですね。それぐらいの豪華クルーザーです、要はですね。ほとんどアラブの石油系の皆さんとか、その辺のが乗って、それがでも、もう今は1千隻以上、世界中であるらしいです。この船がですね、いろんなところ、世界を回って着けていって、先般ですね、石垣島に1隻寄港したようなんですが、そのときの経済効果というのが、なんと2,000万ほどあったらしいです。そういうものも含めますとですね、非常にこういうものも着けられるようにするのも非常に魅力的かなという思いがします。ですから、この程度の船ですとですね、今の山川港のマイナス6m岸壁で十分着けられます。だから、要は今度は海岸側というか、今、テトラを造ったり何したりするので、一生懸命使っていますけれども、あそこの広場にですね、やはりいろんなものを、建屋を建てたりとかですね、いろんなものをしないとなかなか来れないと思いますけれども。この間は11月の19日でした。1隻、この入ってきたんですが、もうすぐ、なんか一時いて、すぐ出て行かれたみたいなんですけれども。また次も来たいですというようなことで行かれたようなんですけれども。こういうものも含めてですね、できるだけ何とか、港をですね、そういう辺りでやっていながらというところで考えているところです。いろんなことをするにおいてですね、港というのは非常に規制がありまして、今、山川港は第3種漁港といってですね、要するに漁業専用港なんですよね。ですから、こういう船も定期航路は今のところできないんです。緊急で物資補給だとか、病人が出たからとかというので、緊急で停まるぶんには止められますけれども、

要するに定期的にこれがずっと入ってくるということは、ちゃんとその、それなりの規制緩和を解いてですね、やっていかないとできないのが今の状況であります。だから、そういうものも含めて、今後、市と、それから、これからできるであろう、その整備促進協議会と一緒にですね、山川港の整備に進んでいきたいなど、そのように思っていますので、是非、その辺のところは、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市長に伺います。この辺も含めてですね、山川港も含めて、指宿市のその観光振興と、それから、漁協も含めたですね、いろんなことについて、これから進んでいきたいと思いますが、その辺のところの見解を、最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○産業振興部長（野元伸浩） 山川漁港に関しましては、議員が先ほど申しましたとおり、漁港でございます。スーパーヨットのような定期航路というか、そういったものについては、少しハードルが高いというか、できないところではございます。ただ、この山川の漁港をですね、今、県が管理する漁港でございますけれども、まずはその、今現在、着手しているマイナス9m航路浚渫、あと、護岸工事などの事業を引き続き進めてもらうように県には要望をして、今後については、山川漁港の将来的な利活用の在り方を、山川町漁業協同組合と意見交換しながら、必要な施設整備の要望等も行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○11番議員（東伸行） 終わります。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○9番議員（田中健一） 9番、田中です。議長より一般質問の許可をいただきましたので、今回、2点について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、コロナで変わった全ての日常生活ではありました。まだまだコロナによりどう変わるか分からない中、先月、産業建設委員会所管事務調査で3市を訪れ、調査をさせていただきました。岐阜県瑞浪市、長野県松本市、埼玉県新座市の3市にお邪魔をしてきました。3市の今後のますますの御発展を願っております。研修ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。その調査で、今回、新座市のいざビジネスサポートについて、創業から売上を伸ばす様々な相談を、何度でも結果に脈があるまで無料で事業者の支援をやっていただいております。我が指宿市はどうかとの思いで、また、新座市のようにワンストップでの仕組みはないものか、お尋ねをさせていただきます。

次に、鹿児島県南薩地域振興局移転についてであります。現状と移転後の組織について。

移転に伴う市民及び市行政への影響についてであります。農業一つとしましても、コロナと道路事情にしても、様々な側面があり、対応していかなければならないことが山積みされております。今年春にありました冷害、雪害においても、農業連携をして対応していただいていると思っておりますが、今期も豆類においても、暖冬の影響で生育に収穫が追いついていないようであります。今季作付についても、心配をしております。2年連続の害だけは避けたいところですので、対応方よろしく願いいたします。また、移転後の計画、振興局の場所は南薩地区全体で考えても、公共交通機関でのアクセスが悪い。また、JRもなく、国道も複雑で分からないなど、県道も、また、見晴らしの悪いカーブの多い道であります。交通弱者にとって配慮していただき、交通体系、交通アクセスが悪いので、市民の利便性向上に向けて道路整備するなど、県へ要請、働き掛ける気持ちはないのか、質問いたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 田中議員から、視察先の新座市でのビジネスサポートセンター等に関する質問と、南薩地域振興局移転に伴う様々な影響についての質問をいただきました。私からは二つ答えさせていただきます。

実際、ビジネスサポートにつきましては、この指宿市では、商工水産課が窓口になっておりますけれども、年に数件ですが、主に創業を考えている市民からは、使えるような補助金はないかという相談が寄せられているところであります。そのほか、市民が経営に関して窓口に来庁した場合には、相談の内容を確認した上で、必要な補助金や各機関が実施している事業のチラシを紹介するなどの対応をさせていただいています。また、指宿商工会議所や菜の花商工会には、市内事業所等から資金繰りや経営内容、あるいは創業に関する相談も寄せられておまして、経営指導員や経営支援員が相談対応をしていると伺っているところであります。

南薩地域振興局移転に関して、移転後の組織の状況についてお答えします。現在、南薩地域振興局は旧加世田の合同庁舎を本庁舎として、加世田保健所を第二庁舎とする分庁方式で、現在、運用されているところであります。また、指宿には駐在機関等が設置されており、指宿保健所に今は8名、農政普及課駐在に13名、土木建設課駐在に5名の職員、計26名の職員が配置をされているところであります。南薩地域振興局の再整備方針におきましては、庁舎の位置は南九州市知覧の県立保健看護学校跡地として、指宿市に配置されている駐在機関等については、南薩地域振興局のこの本所への統合というふうに示されているところであります。移転後の組織体制については、当面、知覧のこの本所において、駐在機関に現在おります26名を含めた現行の人員体制を確保するとともに、災害時などにおいては、この現地において、つまり、指宿において、迅速な対応を行うことが示されているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長等から答弁をいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 新座市のようなワンストップ相談の窓口が指宿市にはないかというようなお尋ねでございますが、本市には、ワンストップ窓口は設置しておりませんけれども、市、指宿商工会議所、菜の花商工会、金融機関、関係団体で構成する指宿市地域企業応援センターを平成28年に設置しております。この枠組みの中で、同様な取組ができないか考えているところでございます。このセンターの機能としましては、創業等の相談窓口や企業活動の事業拡大支援、就業希望者、担い手に関する企業情報の提供などを行うことでありまして、窓口に来られた市民に対しましては、相談内容に応じて、地域企業応援センターのネットワークを活用し、専門的知見を持つ機関へ案内するなど、相互連携に取り組んでおりますので、このセンターの機能を今後も維持・発展させてまいりたいと考えているところでございます。

○総務部長（坂元一博） 南薩地域振興局移転に伴う市民及び市行政の影響について、市民の利便性向上のために道路整備などの要望はできないかとの御質問でございます。県立保健看護学校跡地への移転により、市役所から南薩地域振興局までの所要時間は約45分となり、20分程度改善されることから、本所でしか対応できない申請手続等につきましては、利便性は向上することになります。また、県としましては、出張相談を行い、申請手数料の納付の電子化を進めることなどにより、利用者の一定の利便性の確保に努めたいと考えているところでございます。市としましては、指宿駐在等が知覧の本所に統合後、行政サービスへの影響等を精査しながら、必要に応じて交通アクセスの向上等について県に相談していきたいと考えているところでございます。

○9番議員（田中健一） まずは、ビジネスサポートについて、2回目に入ります。

実際、この指宿でもコロナ禍での相談はどうだったのか。また、もう悔しい中、廃業に至った方がいたのか、いなかったのか、質問いたします。

○商工水産課長（宮地主税） コロナ禍では、国や県、市が実施しておりました中小事業者向けの支援金事業の申請方法についての相談が、事業者から多数寄せられました。電話、窓口におきまして、その支援制度の内容の説明でありますとか、申請のサポート、最近ではインターネットを使った方法も多くなっておりましたので、そのようなことを説明をさせていただいております。相談内容を具体的に申し上げますと、飲食店の方、非常に苦しい経営をされた方が多かったんですけども、売上が激減したことによりまして、事業継続をするため、支援金制度や補助金がないか、窓口や電話で多くありました。また、当面の運転資金を確保するために、借換えの方法でありますとか、金融セーフティネットの認定申請方法などを、宿泊施設や製造業を営む方々から多く相談を受けたところでございます。その中でも、廃業をされた業者がありましたかというようなお尋ねにつきましては、コロナ禍との因果関係は不明なところではございますけれども、一部、交通事業者やギフト業者、そういったところで数件あったということは聞いているところでございます。

○9番議員（田中健一） コロナ禍でも、数件の廃業があったみたいですが、今後、また活躍してくれる場があったらよろしいかと思えます。

中小企業を支援するために、国・県・市、補助金ということで支援はどうなっているのでしょうか、質問します。

○商工水産課長（宮地主税） 国や県、市におきましては、必要とする状況や業種に応じた多種多様な補助金がございます。今現在、実施している補助金につきまして、特に創業に関する補助金につきましては、国の小規模事業者持続化補助金の中に創業枠という特別枠がございます。また、事業再構築補助金、IT・ものづくり補助金、鹿児島県におきましては、中小企業事業継承加速化補助金などがございます。また、本市の補助金につきましては、製造事業者を対象とする工場等設置奨励補助金、飲食業や小売業者を対象とするコア店舗支援事業補助金がございます。コア店舗支援事業補助金につきましては、指宿商工会議所や菜の花商工会とともに事業計画書を作成し、計画に基づいた事業活動を継続していくことを事業者に求めている、そのような補助金でございます。

○9番議員（田中健一） 安心をしたというか、様々な国・県・市の助成事業、補助事業等も備わっていることに安心をしておりますが、小規模なお店も多いんですが、後継者問題というのが、どこの自治体も今後というか、今も起きています。この指宿市内でも、そろそろ事業継承、俗にいうM&Aですかね、そういうところの取組はどうなっているのでしょうか、質問いたします。

○産業振興部長（野元伸浩） 本市におきましても、後継者不在を理由に廃業を選択する小規模事業者が、近年、散見されるようになってきたと思っております。地域からも、このことについては様々な声を聞いているところでございます。市としましても、この問題については、今後、重要な地域課題の一つとして認識しております。後継者について、親族に拘らない、従業員や意欲のある第三者でも構わないなどの考えをお持ちの経営者には、事業所の買収、統合を含めた事業承継もあるかと思っております。他の自治体では、第三者への事業承継へのサポートなどについて、全国的に呼び掛け、承継を希望する経営者と、関心のある希望者をマッチングする取組を行っている例もあるようでございます。市としましても、今後、この問題につきましては、指宿商工会議所、菜の花商工会、金融機関等とどのような対応ができるのか、協議してまいりたいというふうに考えております。

○9番議員（田中健一） 朝も同僚議員がこのことについては心配をしておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど、1回目の質問の答弁で、ワンストップの窓口の対応はされていないということで答弁をいただきました。その中でも、市の方に出向いていただいて、御相談も多数受けた答弁もお聞きをいたしました。その中で、地域企業応援センターの報告もありましたが、その実績について、どのようなものがあるのか、質問させていただきます。

○**商工水産課長（宮地主税）** 地域企業応援センターの枠組みで、創業希望者に対する支援としては、商工会議所、商工会におきまして、一定期間、希望者が経営や財務等の講習を受講し、市が証明書を発行することで、各種の優遇措置を受けられる制度がございます。一つの例でございますが、今年度、この制度を活用いたしまして、市に相談を来られた2名の方を商工会議所に紹介しましたところ、その後、国の小規模事業者持続化補助金を申請し、無事、補助事業の採択を受けたという報告を受けていることがございます。また、このセンターでは、事業拡大、雇用確保、人材支援も支援するとしていることから、高校生向け地元企業ガイダンス、それから、いぶすき魅力発見！J o b ツアー、これは市内の高校に通う高校生を地元でどういう企業があるかガイダンスをしたり、あるいは実際その職場に行ってみ学をする、そういった事業でございますが、この事業に参加した高校生が実際に地元企業に就職したという例も聞いているところでございます。市としましては、今後も社会情勢の変化に合わせてながら、これらの取組を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**9番議員（田中健一）** ありがとうございます。本当、今年度、商工会議所の方に2名の方を御紹介いただいて、要件を満たして、そこがゴールではないと思うんで、今後とも御支援を賜ればありがたいかなと思っております。

市と連携をしている商工会議所、商工会、若しくは銀行等も含めて、こういう支援の資格を持たれた方々が、職員が何名いるのか。具体的にどのような活動をされているのか、御質問いたします。

○**商工水産課長（宮地主税）** 商工会議所、商工会には経営指導員、それから、経営支援員が配置されてきて、それぞれ簿記や宅地建物取引士、情報処理検定、ファイナンシャルプランナーなどの資格を有しているとのことでございます。また、市と商工会議所や商工会の職員は、毎年、国の補助金の勉強会を行ったり、県主催のセミナーに参加したりするなどして、補助制度の勉強をするとともに、かねてから相談者の情報共有やそれぞれの取組などについて、頻繁に連絡、連携を取っているところでございますので、十分な相談体制を取っているものと考えてございます。また、人数につきましては、現在、手元に資料がございませんので、はっきりとした数値は申し上げられません。

○**9番議員（田中健一）** 指導員等も準備をされているように伺いました。これは商工会議所、また、菜の花商工会の会員でないと対応をされないわけですよね。協力をしていただいて、それ以外も対応されているのか、お伺いをいたします。

○**商工水産課長（宮地主税）** 会員でない方も商工会議所、商工会においては相談を受けているということでございます。その相談内容を丁寧に聞き取った上で、また、適切な対応をしたり、県とか、ほかの機関なども相談に行くようにしているというようなことを聞いているところでございます。

○9番議員（田中健一） もう、中小経営事業のサポート、また、私が願う庁舎内への商工会議所、菜の花商工会、銀行等がワンチームになって、市長がよくワンチーム、ワンチームと言っていました。3人集まれば文殊の知恵、様々なアイデア、また、意見等も出てくると思いますので、しっかりと新座に勝ってほしい。よろしく願いいたします。ビジネスサポートについては、以上で質問を終わりたいと思います。

それでは、南薩地域振興局の移転、2回目に入りますが、南薩地域振興局が移転される知覧は、交通の利便性がよくないと私は認識をいたしております。地域振興局だけではなく、県庁でも申請ができるようになれば、私は鹿児島市内のいろんな用事を済ませて行けるのかなと思っておりますが、手続等が県庁でできないのか、お伺いをさせていただきます。

○経営改善推進室長（木下英城） 地域振興局につきましては、県が平成18年度に策定をした総合事務所設置計画に基づきまして、地域の特性や住民ニーズに即した総合的かつ高度な行政を迅速に進めるための、各地域における県政の総合拠点として設置をされたものとなっております。この計画では、県民に直接関係する業務については、できる限り、県民に身近な行政サービス機関である地域振興局などへ権限を委譲し、ワンストップサービスの提供に努めることとされているところでございます。こうした考えに基づきまして、現在、南薩地域振興局で所管している許認可等の事務は、再整備後も引き続き同局で取り扱うこととなりますが、知覧の本所への統合に当たりましては、統合後、出張相談を行い、申請手数料の納付の電子化を進めることなどにより、利用者の一定の利便性確保に努めたいと考えているようにございます。

○9番議員（田中健一） 市として、今後の要望について。インターネット等を活用し、庁舎に行かずに手続をできるようにできないか。ただし、農業関係者については、インターネットでの手続が苦手な人や、インターネットの環境が整っていない方もいらっしゃると思います。急に手続の方法を変えることの難しい、インターネットを活用した申請について、お伺いをいたします。

○総務部長（坂元一博） 南薩地域振興局の再整備方針において、利用者の利便性を確保するために、申請手数料の納付の電子化やオンラインでの遠隔相談を実施することが示されております。県は、県内市町村と共同で運用する電子申請システムを活用し、各種申請やイベントの参加申込みなど、行政手続のオンライン化を進めており、今後も電子申請が可能となる手続数を増やすとともに、その活用について、広く県民に周知していくこととしているようにございます。市としましても、電子申請システムの活用に不安のある方を対象とした講習会を開催するほか、農業関係者の皆様をはじめ、市民の利便性の確保に努めるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○9番議員（田中健一） 情報弱者にしっかりと歩み寄っていただいて、御支援を賜りたいと思っております。

移転後の庁舎活用について。それでは、次に四つ目に移りますが、市の農業関係の部署は、農業支援センターとしてワンフロアに配置をされております。駐在が廃止された後、農業支援センターは別庁舎へ移転するのか、それとも、そのまま活用するのか、お伺いをいたします。

○経営改善推進室長（木下英城） 移転後の施設の継続利用につきましては、今後、市の組織体制の見直しや市が保有する既存施設の活用方策等と併せまして検討してまいりたいと考えております。

○9番議員（田中健一） その考えている市の場所等については、今後、お示しをしていただけるものと思って、もう先には質問はいたしません。ちょっと最初の新座の、シンプルで分かりやすいパンフレットをいただいたので、市長にプレゼントをしたいと思います。指宿市のパンフレットもいただいたんです。すごく懇切丁寧に、たくさん書きすぎて、今、我々はまだ何とか、若い方々はこの活字だけでこれを手に取ろうとするのか。私は市長にプレゼントをした、ああいうパンフレットを作って、市民が見て分かりやすい、これはちょっと庁舎に行って聞いてみたいという、私は思っただけでいいと思うんですよ。それで、来たらここをしっかりとレクチャーをしていただければ、私はありがたいと思っております。私も今後、今、62ですが、まだまだチャレンジをしたいので、私もお知恵をいただきたいと思っております。ちょっと早いですが、以上で、私の質問を終わります。

△ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、15日に行いたいと思っております。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

第 4 回 定 例 会

令和5年12月15日

(第3日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和5年12月15日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第84号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第85号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長 | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長 | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 鴨 崎 一 郎 |

|            |       |        |      |
|------------|-------|--------|------|
| 建設部長       | 高田博憲  | 教育部長   | 紺屋聖一 |
| 山川支所長      | 中島裕一  | 開聞支所長  | 山下秀一 |
| 市長公室長      | 渡部徹也  | 総務課長   | 濱上和也 |
| 経営改善推進室長   | 木下英城  | 財政課長   | 東忠孝  |
| 税務課長       | 橋口裕一  | 長寿支援課長 | 上川床聡 |
| 観光施設管理課長   | 廣森政宏  | 土木課長   | 東恵一  |
| 教育総務課長     | 上村圭一郎 | 学校教育課長 | 山下信久 |
| 学校給食センター所長 | 小吉建治  |        |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

14日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。14番、新川床です。指宿市民は2年前の市長選挙で、市の財政状況は火の車であると多くの市民に訴えた声が市民の胸に届きました。市民は、市の財政状況が大変厳しい状況であることを初めて知り、財政を立て直してくれる方を選択しました。選択の理由は、豊富な知識と経験及び実績がある、さらに、国や県との強いパイプを持っている方に指宿市の将来を託すことを多くの市民が選択した結果、打越市長が誕生しました。もうすぐ2年が経過しますが、多くの市民から財政改革は進んでいないのではないかとよく質問されます。その中で、これまで指宿の発展のために御尽力いただいた高齢者の敬老祝い金の削減について、多くの高齢者が不満を口にしていると地域の方からは聞きます。さらに、基幹産業である農業の認定農家の結婚祝い金の削減について、意見や苦情も私に届いています。市民の生活、生きがいつくり及び基幹産業の振興に反する取組ではないかと、その人たちから言われています。

11月29日の一般質問の通告後に、市民からいただいた声を報告します。

まず初めに、鰻区の区民から伺った話です。市内循環バスの運行から予約型乗合タクシーに変更したことで、鰻地区への観光客や温泉に来る方が激減している。令和4年度夏ごろ、商工水産課が市内循環バスから予約型乗合タクシーへの変更について、鰻区で住民説明会を開催し、市内循環バスは帰りの最終便が5時以降になっているので、予約型乗合タクシーの帰りの時間の時間調整はできないかと質問し、その場で運行タクシー会社と協議してよいと話されたことから、鰻区民は安心したと聞いています。予約型乗合タクシーに変更になってから、鰻区民は約13か月、何の問題もなく利用していました。令和5年11月になり、突然予約型乗合タクシーの運転手と市の職員に指摘を受け、令和5年12月から乗合タクシーは時間外で使用できないことが分かりました。鰻区民が集まり協議した結果、交通弱者である高齢

者と障害者にタクシー代の負担は大きくのし掛かっている。あわせて、日常生活に大変な支障が出ているので、市に予約型乗合タクシーの改善について要望書が出ていると聞きました。12月5日に現区長と前区長と面談し、説明会の内容を確認したら、商工水産課長が立ち会いのもと、住民の要望を受け入れられ、市内循環バスから予約型乗合タクシーに鰻区民はしぶしぶと同意したと伺いました。皆さん、鰻池をイメージしてください。市内循環バスは国道の入口から鰻温泉を通過し、鰻入口まで往復すると、所要時間は約10分しか掛かりません。市内循環バスの乗客は多かったです。再度運行させ、観光客や市民が気楽に鰻温泉に通えるようにしていただきたいと、鰻区民や温泉利用をする方々から要望の声が上がっています。市民の声に対し、どのように対応するのか見守っていきたいと思います。

今年度から、市長の肝入りで鰻の里再生プロジェクトが始動しています。若い方の定住・移住を考えているようですが、鰻温泉は日本全国、あるいは世界中に知れ渡っています。西郷どんが特に愛したひなびた鰻温泉は、市にとってもとても大切な観光資源です。鰻の再生プロジェクトの定住・移住と併せて、観光地として再生するため、鰻温泉まで市内循環バスの運行開始を望む鰻区民の切実な声を聞き取ってください。この件については、次回の一般質問で取り上げたいと思います。

次に、もう1件あります。創立153年の伝統ある小学校の校庭に、令和5年8月中旬頃、イノシシが出没しています。令和5年12月から、PTAの役員がイノシシ被害に児童が遭わないよう、登下校の通学補助と立ち会い出動をしています。学校とPTAだけに任せるのではなく、市が地区や公民館に呼びかけ、子供や市民がイノシシの被害に遭わない対策を講じていただきたいと思います。特に、小学校周辺は草丈及び樹木がたくさん生い茂って、イノシシのすみかになってもおかしくない状況です。地区や校区民の力を借りて、草木や竹及び樹木を伐採し、児童や先生方が目視で安全確保できるような環境整備をしていただきたいと、重ねてお願いします。

市長や市議会議員は、4年に1回選挙があります。市長及び市議会議員は、選挙で市民の負託に応えるため努力しなければなりません。市民から見放されると市長や議員の職をなくし、無職になります。私は主権者である市民の負託を受けた18名の議員の1人として、市の大胆な財政改革を推進するため、要望と提案をさせていただきます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1番目の砂楽及び道路・公園等の施設管理について。指定管理制度の導入に係る指針についてですが、民間ノウハウを生かす取組について、指定管理の目的は、民間ノウハウを活用することで多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上を図る。施設管理のコスト縮減により、行政の財政負担の軽減を図ると記載されています。行政の財政負担はどのようになっているのか伺います。

次に、砂楽及び道路・公園等の施設管理をする職員は、指定管理者制度の目的どおり、民

間ノウハウを持った職員で運営されているのか、答弁を求めます。

執行部は簡潔で間違いのない答弁を求めます。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** おはようございます。今日もひとつよろしくお願いたします。新川床議員からまちづくり公社の運営について、民間のノウハウを十分に生かした当初の目的に沿った運営になっているのかといった趣旨の質問がございました。砂むしの運営、あるいは道路、公園の管理といったことを中心的な基本としたまちづくり公社が発足をし、今年で28年目の今運営をしているという状況であります。ちょうど2年後には30年という大きな節目を迎えるときになるわけですが、その中で、砂むしというところで見れば、砂楽の運営の在り方等々について、本当に十分な当初の目的どおりに動いているのかということになりますと、私は個人的にはですね、まだまだ大いにやれるという気持ちのほうが非常に強いです。指宿温泉まちづくり公社としては、砂楽において市のイベント等にあわせながら、キッチンカーを呼んでくれたり、受付待ち時間をできるだけ解消するために、スマホを使ったアプリを導入するなど、施設利用者へのサービスの向上にも取り組んでいるというふうには伺っているところでありますが、本来、私もこのまちづくり公社の少なくとも観光施設部門での使命というのは、指宿地域にとって天然砂むし温泉というのは最大の財産であり、最大の看板施設であり、全国に正に発信をする拠点でもあります。これこそが指宿が指宿であるが故の非常に大きな財産、その財産をお預かりをし、運営をし、発信をしていくという、これが砂楽の最大の目標であり、使命だというふうに考えております。そのことから考えれば、これまでの30年近い運営の中で、いろんな変遷があったと思いますし、現在は市のOBも退職後、そこに就職しておりますが、そうではなかった時代もあるわけで、ちょうど30年の節目が2年後にあることを意識すれば、そこに向けて、この公社の在り方、運営の仕方、改めてその目標を達成するためにどうあるべきかということが、私たちも非常に大きな課題だと捉えて、議論をしていく、始める必要があるというふうに思います。その中で、観光施設、集客施設、あるいは場合によっては商売になる施設と、一方で公園を管理したり、道路を管理したりと、これは、開聞町が直営していたもの、山川町が直営したところも少しずつ吸収をしながら、現在の仕事をやっておりますけれども、こちらは市の仕事を委託をする形でやっているものですが、今同居している形で進めておりますけれども、その在り方も含めて、これは抜本的にいろいろと考えていく必要がある。あるいは、この砂むしの運営について、本当に十分な発信がなされているか、来る方々に対して十分な評価を得られるような努力を続けているかということになりますと、私もつぶさにこの公社の定款であるとか、指定管理のこういうことをしてくれという中身をよく読んでみると、そういうところは明確にうたわれていない仕様書になっており、定款の中でも何かこうぼわっとした、本当に何を一番やらなくてはいけないのかというところが、この指宿市の観光施設管理課であったり、あるいは観光

課であったりやるものと、そうでない公社がやるべきものが明確になっていないなという実は気持ちを持っておりまして、これについて、本当に運営の在り方、人員の在り方、役所とは違うわけですから、この30年間の間、だんだんもう一つの小さな市役所ができてきたような、そんな感じも持っているものですから、本来あるべきもっと生き生きと、もっといろんな工夫をするような、そういう施設に生まれ変わっていくために、利用料金ではなくて使用料という形をとって、収入が公社には関係なく市のほうに入ってきて、逆に言うと公社から見ればあまりこれを増やしたり減らしたりすることに対しては、関心を持たなくてもいい、指定管理料という形でお金をもらうので、そこが減ろうが増えようが、あまり関係がないような仕組みになっているわけですけれども、そういったところも、本当にそれでいいのかということも含めて、いろんな制度について、皆さんと一緒に議論をして、この30年という節目を目標にしながら議論していきたい。ちょうど来年度が指定管理の最終年度ということもあり、そしてまたヘルシーランドとか、いろんなところも今改修に入り、山川の活お海道も来年が指定管理の最終年と、いろんな意味でこれからそれぞれの節目を迎えて行く段階ですから、指宿が今抱えている様々なそういった出先について、あるいは持っている指宿らしいいい施設について、運営をしっかりと検討していく必要があるなということ、今感じているところであります。

ざっくりとした答弁になりますけれども、私のほうからは以上です。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 砂むし温泉の砂楽につきましては、今、指定管理という形で指宿温泉まちづくり公社に委任をしているところでございますが、砂楽を運営するにあたって、市で公共的な立場で運営をするよりは、民間のノウハウとか、そういった部分もありますけれども、まちづくり公社で指定管理者として行っていただくことが、直営で行うよりは財政的な部分については軽減されているものというふうに認識しているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 2回目の質問に入ります。指定管理者制度に係る指針の中に、民間ノウハウを生かすとなっています。なぜOBが再任用で採用されているのか、時期と理由について、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 現在、指宿温泉まちづくり公社に市の職員のOBという形で任用をされているということでございますが、こちらにつきましては、まちづくり公社で雇用という形になっておりますので、市のほうで雇用をするという形にはならないというふうに思っております。ただ、職員として今まで培った部分もございまして、そういった部分もまちづくり公社として判断したものであるというふうに思っております。

時期につきましては、こちらでは把握していないところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 砂楽には専務理事、道路管理及び公園管理には監理官を、並びに移住定住推進等の事業には、どのような職を持った職員が、この人は再任用で配置されていきますが、産業振興部長、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 職員の資格うんぬんにつきましては、恐らくまちづくり公社のほうで資格があるかないかというところではあると思いますけれども、特段、その資格を持っているから採用をしたということではないと思っております。ただ、土木に関するそういった作業につきましては、土木的な資格的部分を有しているのではないかというふうには思っております。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。指針の中に、4、制度の概要があります。指定管理者制度の目的が示されています。どのような内容で、目的をどれだけ達成していると捉えているのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時27分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指針の中におきましては、民間のノウハウを生かすこと、あと施設管理のコストの縮減というものもあって、多様化する住民ニーズに対応するという項目もございます。こういった住民ニーズに対応するというのも一つの指定管理の業務の中にありますので、一つはスマホアプリを使ったりとか、はだけ防止のために浴衣の中にインナーを着用していただくとか、そういった住民のニーズに応えることも必要な部分であるというふう認識しております。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。私は通告したことをやっていますので、ちょっと質問の仕方が変わるかもしれないけど、全て一般質問の通告書には入っています。砂楽は施設管理のコストを縮減するということで、行政の財産の軽減を図るとなっています。平成24年から令和5年度まで、どのような取組を実施し、行政の財政負担を図ったのか、図られているのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 例えばですが、お客様に販売しておりますタオルですとか、レンタルをしているバスタオルなど、一括で発注をすることによって、行政単価ではなく民間の単価で安く上げて、お客様にも安く提供をしているというような部分では、削減も図られているのかなというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） それは昔からやっていたことだと思います。元産業振興部長や財政課長の経験者がいます。市の財政状況は火の車です。4年前、再任用職員として出向し、行政の財政負担を軽減するため、5年以上前とどのように変わっているのか、産業振興部長答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 5年前とどのように変わっているかということでございますけれども、指定管理業務に関しましては、砂楽を運営をしていただくという形をお願いしておりますので、業務自体に関しては適正に運営をされているというふうに思っているところで

す。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。2番目の砂楽の使用料制度と料金制度について。市内の施設で指定管理の取り扱いが違う施設があります。使用料金制と料金制の取り扱いが違う理由について、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 使用料制の場合につきましては、施設の利用料金は市町村の収入となります。指定管理者の収入は地方公共団体から支払われる指定管理料のみとなり、管理業務の必要経費は全額市町村が負担をするという形になっております。これに対しまして利用料制の場合は、施設の利用料金は指定管理者の収入となりますので、これを管理業務の必要経費の一部に充てることになり、指定管理料に係る市町村負担分は減ることが見込まれます。砂楽の運営については、令和6年度で指定管理期間が終了しますので、令和7年度以降はこの使用料制、利用料金制については考えていきたいというふうに思います。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。それでは、砂楽はどの制度を取り入れているのか、産業振興部長に再度答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 砂楽につきましては、使用料制を行っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 指宿のホームページに載っている指定管理者制度の指針の中の7ページぐらいに表があるんですけど、今説明した部分ともう一回照らし合わせて、答弁を求めます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指針にあります使用料制度と利用料金制度の比較についてのことだと思いますけれども、砂楽については、この使用料制度に基づいて実施しているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 次に、先ほどタオルの話が出ましたので、自主事業の取り扱いについて、自主事業の内容は先ほど答弁をもらいましたが、自主事業費は幾らあるのか。指定管理を積算するときに、担当課はどのような調査を実施し、売り上げを確認しているのか、産業振興部長に答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指定管理者制度の中で自主事業がございますが、こちらの自主事業につきましては、指定管理者が行う事業のうち、市が指定する業務範囲以外の業務を指定管理者が自己の責任と費用において実施するというところでございます。その料金につきましては、市のほうで把握というか、そういったことはしていないところでございます。

○14番議員（新川床金春） 指定管理を決めるときに、自主事業費があるから、当初のときは

ですね、マイナスの部分は自主事業費で賄うということで自主事業を任せていたという話も聞いています。だけど、委託事業者がですよ、莫大な資金を持つようになればおかしいことだと思うので、それに合わせて整合性を取るのが指宿市の仕事かなと思うので、そういうことはこれまで1回もチェックはしてないということによろしいですか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 砂楽で実施している自主事業の収入については、指定管理料とは別の指宿温泉まちづくり公社の独自の収入でございますので、指宿温泉まちづくり公社の事業の円滑化を図るために運用されているものというふうに考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** 実際、市民の税金であそこを運営しているのに、片っ方はたくさん儲かって、そして指宿市はたくさん払って損をしているということになれば大変なんですよ。だから、自主事業費は実際ある程度はあってもいいけど、それは整合性を取るようにならないといけないと思いますが、その部分にもう1回答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指定管理につきましては、その施設を運営する対価という形で市は指定管理料を支払っているところです。その指定管理料の範囲の中で施設を管理運営していただくという形になります。それ以外に、自主事業につきましては、その指定管理者が独自の収入を得るということで自主事業を行っているというふうに思っております。

**○14番議員（新川床金春）** すみません、モニターをお願いします。平成24年の自主事業の収益正味財産は3,300万です。令和2年は1億あります。それだけあるのに、指定管理料は令和2年から平成27年から31年と比べて2,000万増えているんですよ。1億持っているところに指定管理料を2,000万多く払っているんですよ。これをしっかりとしなければ、指宿市民の税金がたくさん払われて、ここだけが濡れ手にあわのごとく収入を得ていくことになります。これは市民は許しませんよ。しっかりとしないといけないと思いますが、この正味財産が1億あるということについて、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指定管理料につきましては、その年度年度ごとに指定管理者が積算をしまして、それを市で精査し、適正であるということで指定管理者を選定しているところです。その指定管理料の範囲の中で、指定管理者はその年度ごとの施設の運営を行っているというふうに考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** その件については、また次の一般質問でやりますので、次に入ります。

公益財団法人から一般財団法人に移行しています。メリットとデメリットについて、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 一般的に公益財団法人のメリットは、社会的信頼性の獲得と税制上の優遇措置を受けられることとあります。デメリットにつきましては、法律で定められた公益事業を行うことが条件で、利益の追求を優先できないことや、行政庁の監督下となり様々な規制を受けることが挙げられるところです。芸術や慈善、高齢者福祉など専門性が高

く、社会貢献度の高い事業を行っているところが多いようでございます。一般財団法人のメリットとしては、団体の公益性の有無や活動目的の内容は問われず、公益事業はもちろん、収益事業のみだけでも行えることとでございます。デメリットとしましては、税制上の優遇措置が受けられないというところが挙げられるのではないかと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 私はこの問題を質問するために、国のほうには電話で、県には出向き、そして鹿児島市内の税理事務所で相談してきました。なぜ市の仕事をするのに公益から一般財団法人に変える必要があるのかと、税制の優遇があるのに、市民のお金が使われる、もったいないよねという声が多かったです。これまで公益法人だと県の担当課が毎年度監査をしています。監査を逃れるために一般社団法人になったのではないのかなというニュアンスの事を聞きました。市の仕事をするのに、市の仕事しかない会社がなぜ一般社団法人に変わって、監査を免れるか、そこについて答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 公益財団法人に関する法改正がございました。その中で、公益法人については公益財団法人か、若しくは一般財団法人に移行をしなければいけないこととございます。先ほど申し上げましたとおり、公益財団法人については、高い公益性を求められているところとございます。砂楽、指宿温泉まちづくり公社につきまして、公益財団法人、もしくは一般財団法人、そういったところへの移行については、まちづくり公社が判断をしたものというふうに考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** 次に入ります。公益の財産の処分についてです。一般社団法人へ移行するために、公益財産をゼロに処分する必要があります。公益財産は移行前は幾らあり、公益財産をゼロにいつしたのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 公益財産の処分についてでございますけれども、公益財産の処分については、公益財団法人から一般財団法人へ移行する過程において、公益目的支出計画等に基づきまして、当該財産を消費することになるかと思っております。その件に関しましては、指宿温泉まちづくり公社の判断によって行われたものであると認識しております。

**○14番議員（新川床金春）** 全ての指定管理料を市が出しているんですよ。もう任せたら何も言えないということだったら、そういう会社は要りません、私は。市民のお金で運営されている施設がですね、その一般社団法人がやりたいようにするということが私は許せない。私はこの一般質問をする中で思ったのは、この財団は要らない会社だと私は思っています。先ほど市長が言ったように、いろいろあります。私は来年度の指定管理は止めて、もうおかしいことがあるので、1億6,000万持っているんですよ。自主事業は1億、正味財産は1億6,000万あります。こんな会社は指宿市には要らないと言いますよ。指宿市が直営で運営する。ヘルシーランドも今直営でやっています。指定管理は幾らで出せばいいのか、道路公園には幾らで出せばいいのか、もう一回見直すタイミングだと思います。私は市民の税負担がないように、そして市民が喜ぶためにこの質問をしています。私がこの問題を話をしたある方



は、深掘りすれば大変なことになるよと言われました。泣く人が出るよって。そして、ある方は新川床議員は最後まで分からないから大丈夫やという方もいました。そういう声が私に届いてきました。ということは、ここに何かがあるということです。うまい汁があると。私はこれを徹底的に調査し、表に出していきたいと思います。実際ですね、私にはあと2年、8回の質問の機会があります。8回の中で完結したいと思います。

公益財産は先ほどもゼロにするということでした。平成29年、30年、令和元年に砂楽は赤字を出しています。指定管理を受けているところが赤字が出るということがあるのか。それでいいのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指定管理料については、指定管理期間中、年度ごとに指定管理者が積算をしまして応募してきたものを審査し、選定したものでございます。一般的に指定管理業務については、指定管理料の範囲で行うものというふうに考えております。指宿温泉まちづくり公社につきましては、ただその指定管理料の中で賄いきれなかった支出があったのではないかというふうに思っております。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。平成29年度当期計上増減額は、マイナス2,455万460円、平成30年度2,442万84円、そして令和元年度ですね、2,925万1,920円と、3年で7,200万円の赤字が出ているんですよ。少なから分かりますよ。なぜ指定管理料に基づいた事業をするのに7,000万の赤字が出たのか。赤字が出たということは、領収書を切ってお金を払っているということです。7,000万のお金はどこにいったのか。それは担当課として調査する権利があると思いますよ。ですから、指定管理を毎年度、年度当初に契約するわけですから、赤字が出たことについて、どういう調査をし、指定管理料を適正にやったださいねと言ったのかどうか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 指定管理業務につきましては、年に2回程度モニタリングを行っております。そういった中で、業務について適正に行われているか行われていないかというのを判断をしているところです。そのモニタリングの中で指導をしたり助言をしたりという形を取っておりますので、適正に運営をされていたものと思っております。

**○14番議員（新川床金春）** 県に開示請求をした書類が手元にあります。平成24年伊藤知事が印鑑をついた書類です。そのときの資産は9,700万円、そのうち5,000万円は市が出した出捐金です。この出捐金が移行のときに取り崩さなければならないお金だったと思います。2,000万円の赤字が出ながら、平成29年から31年の公益的目的支出計画の中に、7,600万円公益的目的財産があるのに、この中に当て込んでないんですよ。これに当て込めばいいのに、なぜ公益的目的財産を取り崩すというのが使命なのに、なぜ当て込まなかったのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市が出している出捐金につきましては、まちづくり公社がその設立の際に管理運営の事業を行うということで支出をしたものであります。その支出につつま

しては、まちづくり公社のほうで判断すべきものというふうに考えているところです。

**○14番議員（新川床金春）** 公益目的財産を取崩しゼロにしているんですよ。その5,000万があるのに、なぜ公益目的財産の5,000万を使わないでマイナスが出ているんですか。そしてこの7,000万はどこにいったのか。この7,000万は不透明なお金として、決算書がありますので、まちづくり公社の決算書の中では7,000万払ったという決算書があります。赤字になっている分には、公益目的財産である5,000万円を充当して、赤字額を減らすのが移行手続の根本じゃないですか。答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 公益事業として公益法人から一般財団法人に移行したときに、その公益に係る費用につきましては、期間を講じてゼロにしろということがございます。そういったところにつきましては、指宿温泉まちづくり公社としては、その計画に基づいてゼロにしているものというふうに思っております。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。平成24年からの推移があります。平成24年、先ほど言いました7,500万しかなかったのが、令和4年度は1億6,400万、その中に先ほど言いました公益目的財産があり、この7,000万に充てればいいのに、なぜ年度年度で処理できないのか。この会計は年度年度の会計じゃないんですか。産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** その指定管理料につきましては、その年度ごとに支出をしまして、その範囲の中で指定管理業務を行っているものというふうに思っております。その年度についての精算というのは、協定の中で精算はしないということをうたっているところがございます。

**○14番議員（新川床金春）** 私が相談に行った鹿児島県の税理士事務所は、指宿で指宿税務署に勤めていた方でした。見てびっくりですよ。会計のプロもいない。4億5,000万の事務をするのに、素人が会計帳簿をつけて、民間の会計事務所にもお願いしないなかでやっておけば、だめですよって。そして今日一般質問をするんだったら、公認会計士に外部委託して、これまでのデータを適正に調査していただき、この内容を市民にしっかりと周知する必要があるよねと言われました。市長、公認会計士に外部委託する考えはないか、答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** まちづくり公社の社長を私がしているわけではありませんので、これは外部の会社ですから、これについての会計の状況を、毎年毎年の指定管理料という中身の間で、指宿市が契約をしている業務をきちんとやってくれているのかどうかということが、指宿市にとっては一番大きなことではありますけども、先ほど、一番最初に答弁したように、この公社の経営の在り方、マネジメントの在り方については、これから抜本的に変えなくてはいけないというところは変えていこうということを申し上げたところでありまして、その中で、この一財に移行していく際に、どのような形でその7千数百万の当時あった財産を、公益財産を処分していったのか。そしてまた、どのような形で現在、非常に大きな財産を形

成していることは事実でありますので、そういうことに至った経緯については、そのことも含めてですね、どうあるべきかというのは、きちんとやったほうが良いと。僕は個人的にはこうすればよかったのにといいはいますが、それはここで申し上げる立場ではないので、過去のことです。それは申し上げませんが、これから改善の方法というのは幾らでもあるというふうには考えているところであります。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。指定管理料の委託事業について質問しますが、開示請求された公文書の管理は、公文書の取り扱いですが、私がもらったこれは、指宿温泉まちづくり公社が議会に提出した書類です。そして、平成29年度の収入は2億9,900万、事業費は2億3,000万、経常収支比率は2,145万マイナスとなっています。そして、私が開示請求していただいた、担当課からもらった書類は、支出の部予算2億900万、決算2億1,400万。皆さん分かりますか。2億3,000万と2億1,000万の違いがあるんですよ。このお金ってどうなったのか。二重に決算書があるんですよ。こういう会社はどこにありますか。30年も31年も同じような書類です。なぜこのようになるのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 議員が今お示しをされた資料は、指定管理者のモニタリング時に参考資料として提出された収支状況報告書のことだと思っております。令和3年度までは砂むし会館施設の運営管理に係る指定管理の分だけ記載をされております。議員御指摘のとおり、実際の決算額より少ない額の記載となっております。これにつきましては、市からの指定管理料で賄えた支出額のみ記載をしているようでございます。

**○14番議員（新川床金春）** それでは、砂むしの里、個人シャワー室は金額は一緒なんですよ。なぜここだけが違うのか。実際はこれにですね、決算書には雑費というのが出てきたり、いろいろします。それを引いても1,000万から2,000万近く違いがありますが、そこについて答弁を求めます。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** この報告書につきましては、先ほども申し上げましたが、指定管理料で賄えた支出額のみ記載されているようでございまして、ほかの費目から当て込んだ分については、記載がされていないようでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 先ほど部長は、指定管理料の中で運営するのが当たり前と言っていますよ。それなのに、2千数百万、ひどいときは2,900万出ているんですよ。それを適正に処理しないといけないと私は伝えておきます。

次に、委託事業の成果確認と委託料の年度末精算について、私が開示請求したらですね、委託事業の積算した書類はないということでした。お金を出すのに積算した書類がない、開示できない。そして、決算書を見れば道路公園等の施設管理維持費が、毎年1,000万不用額していて、なってですね、まちづくり公社の収入になっていってるんですよ。なぜ1,000万の不用額があるのに、年度末精算をしないのか。庁舎だと1円でも違ったら大変なことにな

ります。委託した事業者かもしれませんが、1,000万多く払っているんですよ。10年経てば1億ですよ。そのようなお金が民間に流れていることを市民が知ったらどうなるのか。適正にすべきだと思いますが、このことについて私は全体のことをするのは総務部長だと思いますので、総務部長、1,000万、そして指定管理者が1億6,000万持っていることについて、それでいいのか。市の事務方のトップとして、財政が厳しい指宿にとってそれでいいのか、答弁を求めます。

**○総務部長（坂元一博）** まちづくり公社の決算である分もございますけれども、向こうの分については適正に処理をされている形で、指定管理の分は行政のほうで確認はしているところでございます。今後は、市長も述べられたように、しっかりとした形で確認をしていかなければならないという形で、私自身も思っているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 次に、4番目の現場作業員の現状と待遇について、私が聞き取りする中で、砂かけ作業員は今まで25日働いたのを20日にさせられ、みんな重労働で体を壊したということも聞きます。そして、道路管理の人たちは、人がいない中、汗水たらしながら半年作業が遅れているということもあります。そして、刈払いの刃は、公園係は故障したらすぐ交換できるけど、道路維持係は月1枚しかもらえなくて砥いでやっていると、大変なことをしていますが、現場作業員の方に9月には2万ぐらい上がったかもしれませんが、3年間遡及してですね、労協に基づいて適正な給与を払うように指導できないものか、答弁を求めます。

**○建設部長（高田博憲）** 今議員が御指摘のとおり、作業員の待遇につきましては、今年度賃金の見直しが行われ、改善が図られたものと確認をしたと聞いております。職場環境や職員の待遇については、基本的にまちづくり公社において取り組むべきものと考えているところであります。

**○14番議員（新川床金春）** 道路作業員の労働を軽減するためにですね、トラクターにハンマーナイフモアを付けて道路で刈る、そしてそこでもう処分もする。清掃公社に持って行かない機械があります。モニターをお願いします。

**○議長（下川床泉）** 時間が来ておますので。

**○14番議員（新川床金春）** この問題は、あと8回やりますので、よろしくお願いします。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

自民党派閥の政治資金パーティを巡る裏金疑惑は底なしの様相です。ノルマ以上のパーティ券収入を、派閥側も議員側も収支報告書に記載せず裏金にする。安倍派による裏金化はこの5年間、数億円の規模と報じられています。岸田政権の中枢を担う安倍派幹部が、揃って裏金疑惑を掛けられています。また、安倍派だけでなく、自民党全体の問題です。岸田政権の中枢が関わり、自民党全体が問われる疑惑にも関わらず、首相は疑惑の解明に背を向け、説明責任は全く果たしていません。今回の事態で、政治改革30年の嘘とごまかしが露見しました。企業団体献金は政治家個人に禁止しながら、政党への企業団体献金を容認し、企業団体による政治資金パーティ券購入を認めるという二つの大穴を空けたのです。この30年間で国民の暮らしはどのようになったのか。実質賃金は日本だけがほとんど上がらず、96年のピーク時から見れば年収で64万円も減少し、給料が上がらない同じ時期に消費税と社会保障の負担が大幅に増えました。消費税は安倍政権によって家計消費が冷え込んでいる最中に、5%から8%、更に10%という連続的な増税が行われました。社会保障の負担は国民健康保険税は約1.5倍の負担増と。ところが、医療費の窓口負担は現役世代で1割から3割の負担、大幅な負担増になりました。介護保険料は制度創設時の2倍以上の引上げです。それなのに、介護サービスは逃げ水のように利用しにくくなり、利用料の負担も重くなる一方です。若い世代を直撃したのは、教育費負担の重さです。ちょうど学費が上がっていくときには、リーマンショック等も含め、親世代の収入が減少していく時期でもありました。そのとき、大学の学費値上げが繰り返され、払えなければ奨学金を借りればよいという政策が取られ、現在、貸与総額は約10兆円、30年間で7倍に増えてしまったのです。この負担が若い世代にとっては大きな影響を与えるほどの負担になっています。日本の奨学資金は借金になっているが、海外では明確に奨学資金は返さなくてもいい制度と据え置いています。このように、国民には押し付けながら、金権腐敗政治が行われています。国民の暮らしを守る政治に切り替える必要があるのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問をいたします。

地熱について。岡見ヶ水におけるバイナリー発電についての審議会が開催されているが、どのような理由で否決されたのか。

伏見海岸の塩田跡の泉源について。今回の12月議会で、泉源の吹き出しを止めるための設計の補正が提案されているが、噴出している温泉は温度が高く、簡単にいかないと思うが、今までに止めた方法はあるのか。

教育行政について。学校施設の安全対策について、ある小学校で運動場でボール遊びのボールが運動場の近くにあった掲示板の近くに転び、ボールを取りに行き顔に2針縫うけがをしているが、学校は子供の安心安全な場所であればならない。どのように捉えているのか。

放課後児童クラブへの支援について。支援の必要な子供たちをたくさん預かった場合は、

いろいろな面で経費も掛かるが、支援が必要と思うができないのか。

不登校児童生徒等の支援について。9月議会で採択された陳情書の取組について、どのような検討がなされているのか。

学校給食費の無料化について。重点支援地方交付金が交付されているが、学校給食費への支援について検討はなされなかったのかどうかを質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から、地熱の問題対応と教育行政についての質問をいただきました。私からは、今回の11月22日の審議会に関する答弁をさせていただきます。

今回の事業計画に関する審議会は、11月22日に開催をされ、11月29日付けで審議会から市へ審議の結果が示されたところであります。審議会からは、事業に対する地域住民の理解が不十分であり、合意形成に努めるべきである。周辺泉源及び周辺の水井戸の情報が不足しており、モニタリングの準備不足である。浸透ますを造って地下3m付近に排水処理を行う計画であるが、水井戸の成分とは異なる熱水の成分が水井戸の帯水層に浸透する恐れがあり、排水処理に懸念がある。貯留層の永続的な活用のためにも、還元井を検討するべきである。周辺温泉に影響があった場合は、発電所からのお湯を供給するとの説明があったが、本市条例は、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用を目的としていることから、そもそも貯留層に影響を及ぼさないように運用しなければならず、事業計画が条例の主旨に適合していない、などの見解が出され、このまま事業を推進することに対しましては、多くの課題や懸念があることから、審議会としては不同意を進言するとの意見を付されていたところでございます。この審議の結果を踏まえ、市としては12月6日付けで事業者に不同意の通知をいたしたところであります。

残余の質問については、教育長及び関係部長から答弁させていただきます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校施設の安全点検について、どのような実施をされているかの御質問をいただきました。学校施設の安全点検につきましては、法令及び各学校で作成する学校安全全体計画及び年間指導計画に基づいて、定期的に施設・設備、器具・用具等の安全点検を実施しております。指宿市内の学校におきましては、全ての学校で清掃時間に担当区域において日常の安全点検を実施し、また、月1回以上の安全点検も職員全員で実施しております。不備や不具合を見落とさないために、手立てとしまして、点検者を定期的に交代したり、複数人で点検しております。教育委員会といたしましては、管理職研修会等において、月1回以上の定期点検以外にも、運動会・体育大会や防災訓練など、時期に合わせて児童生徒の安全確保のため点検する際の重点箇所やチェックポイントなどについて指導しております。

続きまして、9月議会で採択された陳情書の取組についての御質問がありました。教育委員会といたしましては、市校長研修会や市教頭研修会において、不登校及び不登校傾向の児童生徒や保護者への支援の在り方について改めて指導を行いました。学校とフリースクール

の連携について、毎月通学している児童生徒の欠席状況と学習内容等をフリースクールから学校に報告していただいております。また、学校とフリースクールが定期的に面談を実施し、児童生徒の様子や指導内容等について情報交換を行っております。教育委員会といたしましては、フリースクールとの連携、支援等について、国・県の動向を見ながら調査及び研究を行っていきたいと考えております。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 放課後児童クラブへの支援でございますが、まず、放課後児童健全育成事業といたしまして、運営費に充てる委託料をお支払をしております。また、放課後児童支援員に対する賃金や経験年数に応じた処遇改善の補助金、障害児受け入れを促進するための補助金等を支給しております。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 温泉の湧出を止めた実績についての御質問ですが、泉源の状態によって詳細は変わるようですが、泉源の噴出を止めるための幾つかの方法があるようでございます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の無償化についてでございますが、本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しているところでございます。令和5年度につきましては、食材料費等の高騰の影響により、学校給食費を400円値上げしたことから、急激な値上げ分の支援策として、学校給食費等補助金を月額1,100円から1,300円に月額200円増額いたしました。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識しているところでございますが、一方で、継続的な財源の確保が課題となるところでございます。当面は、学校給食費の保護者負担に対する一部補助を継続して実施していく予定であります。

**○10番議員（吉村重則）** まず、バイナリー発電、岡見ヶ水でのバイナリー発電について。住民説明に私は傍聴に行きました。その中で、本当にいいかげんな説明をされて、それで、温泉が止まったら、もう温泉を支給するとか、それとか、還元井についても自然に帰るんだというような説明もされたんですね。だから、当然、これは認可すべきでない、当然、私は思いました。昨日の同僚議員の質問の中で、指宿市は湧水量は1分間に5万ℓからあるというのは、これは事実なんですか。

**○総務部長（坂元一博）** そのとおりでございます。

**○10番議員（吉村重則）** バイナリー発電の場合は、時間当たり50t、住民説明会の中でも言われました。それと、今バイナリー発電している業者にしても、データの中で時間50tぐらい温泉が出ているんですね。指宿の温泉の場合は、1分当たり100ℓで制限を掛けているわけですよ。だけど、バイナリー発電の場合は1時間に50tだから、1分間にしたら800ℓとか、そのぐらいの量がどんどん噴出してくるわけなんですね。だから、温泉法でいった場合、口径と、掘る、掘削する深度さえクリアすれば、どんだけ出ようが、規制が掛けられないの

が温泉法の中での掘削なんです。だから、指宿の温泉を守るとなった場合に、何らかの制約とか、その辺を検討する必要があると思うんですけど、その辺はどのように考えているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 小規模なバイナリーであっても、相当量の自噴がないとタービンが回らないというのが現実ですので、かなりの大量の自噴泉じゃないとできないというのが実体かと思います。市としましては、今後も関係する法律、あるいは国が示している地熱発電のガイドライン、本市の条例・規則、それぞれに定められている目的やルールがございますので、これがまずしっかりと守られているのかどうか、そこを市としても精査した上で審議会に諮り、審議会でも厳正かつ慎重に審議をしていただいて、その見解を踏まえて適切な判断をしていきたいというふうに考えております。科学的、技術的な面も含め、こうした計画ではとても事業者の責任が果たせるとは思わない、あるいは地域の合意形成が得られているとは言い難いと、そういったものについては、当然ながら市としても同意ということにはならないというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 今、実際バイナリー発電がされているわけですね。計画の中でスケール除去剤も使用するとか、そういうことも計画の中で出てきていたんですけど、今、そうしてバイナリー発電をしている施設に対して、何らかの調査とか、何らかのことは行っているのかどうか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 現在、市内で稼働しておりますバイナリー発電所からは、事業者から定期的なモニタリング報告を受けているところです。現時点において、特段周辺の泉源や環境等に影響は見られていないというところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** スケール除去剤なんかはどのようになっているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 事業者がスケール防止に使用している薬品は、中立公平な第三者機関である一般財団法人日本品質保障機構というところが認定した企業が製造販売しているもので、全国300か所の温泉地等でも普通に使われているものでございます。県内においても7か所の事業所で使われておりまして、そのうちの2か所は病院でも使われているということで、適切な用法、用量で使用されている限りにおいては、安全性が担保されている薬剤だということで認識をしております。また、熱水につきましても、しかるべき分析センターに依頼をしているというふうに聞いておりまして、何か異常な数値が見られれば、すぐさま市に報告をするということが条例でも義務付けられております。現時点ではそのようなことは起こっておりません。

**○10番議員（吉村重則）** その還元井については、どのくらいの深さに還元しているんですか。

**○市長公室長（渡部徹也）** 議員のお尋ねの還元井というのは、南迫田のバイナリーのことでよろしいでしょうか。以前もここでも御説明を申し上げましたかと思いますが、50mの



ところに還元をしております。

**○10番議員（吉村重則）** 50mといったら、地下水との兼ね合いもあると思うんです。その辺のやっぱり影響なんかが出る可能性があるというのを前提でモニタリングそのものは今後行っていくべきだと思います。その辺はちゃんとするようにしてください。あと、一番の問題は、バイナリー発電が今後出てきたときに、時間当たり50tと、もうあちこちで出てきた場合には、指宿の温泉に対する影響が出る可能性があると思うんですよ。ですから、その辺も十分、今後審議会なり、その辺は指宿の温泉を守るんだという観点から、やっぱり、今後取り組んでいくべきだと思いますので、これはよろしくお願いします。

あと、伏目の温泉について、旧山川町時代にも、高温でなかなか難しいんじゃないか、簡単にはできないとかという話なんかも聞いていたんですけど、あそこが本当にこのまま壊れてしまえば、もうあの辺の施設が大変な状況になるので、だから早急にしていきたいし、ただ、平成26年に、10年ぐらい前に整備がされていて、コントロールができない状態になっている、この問題は維持管理そのものがちゃんとされてなかったんじゃないかと思うんですけど、その辺は高温だから10年ぐらいでまた同じようなことが起こるとか、その辺は今後、対策としてはどのように考えているんですか。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** 泉源の管理につきましては、定期的な点検、こまめなバルブの開け閉めなど、メンテナンスをしっかりと行いまして、今後はこのような状況が生じないよう努めてまいりたいと考えております。また、経年劣化や腐食等によりまして設備に不具合が生じた場合でも、一部の設備の交換で対応できるような機械の仕組み、泉源の仕組みというの併せて検討をしてみたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 指宿にとって、本当に重要な観光資源の場所でもあるので、その辺は十分対策を取るようお願いいたします。

続いて、教育行政について。ある小学校で運動場でボール遊びをしていたボールが掲示板のところに行って、そこでけがをして2針縫っているわけですよね。この問題をどのように捉えているんですか。事故がいつあって、いつの時点で教育委員会としては掴んだんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 今回のけがにつきましては、学校側と児童生徒及び保護者への対応は迅速に行われておりましたが、学校から教育委員会への速やかな報告はなされていないところでもございました。学校には、迅速な報告及び再発防止について、再度危機管理マニュアルを全教職員で共通理解し、事故発生時の迅速かつ誠意ある対応を図るように指導いたしました。また、再度全ての学校にも指導したところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 安全対策で指導していると答弁だったわけですけど、あの掲示板そのものは、どのような内容で現在使われているんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 現時点では、場所的なものもありまして、現在、あまり使われて

いないという状況でございます。それを踏まえまして、今後どのようにするかということで、今緊急に話し合いをしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 何かの記念であそこに立てたのかどうか。そんなに使われてないのに、何であそこに必要性を感じるんですか。普通、掲示板だったらPTA参観とか、ほら、そういうことであれば駐車場のほうに移す。保護者があそこまで行って見ることは絶対ありえないですよ。あるとすれば、運動会のときに通ったときに、ああ、掲示板に何かあるというぐらいで、ほとんど使われていないんですけど、その辺はどのように認識されているんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 議員御指摘の掲示板につきましては、今後、利便性等を考慮して、学校とも調整をしながら連携をして、設置場所について検討してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 場所からいって、児童が運動場で遊ぶわけだから、それがまともにくる場所ですよ。だから、児童に対して運動場で遊びをするなというわけにはいかないんですよ。だったら早急に対応できるんじゃないですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 今回のケースについては、遊び場となるような場所に掲示板が設置されていたということではありますが、掲示板や花壇の付近などが、もし遊びに夢中になるような場所である場合については、学校としても遊ぶ場所について指導しているものと認識はしておりますが、今後、場所等について、撤去も含めて検討してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** あと1点、同じ小学校なんですけど、国道との境が、2m、3mから4mぐらいの高土手になっていると。防草シートを敷いて、フェンスから直接なんですよね。これについてフェンスを乗り越えたという報告は受けているんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 学校に確認しましたところ、フェンスを乗り越えた児童がいたということは、報告は受けておりません。

**○10番議員（吉村重則）** いつの時点で報告を受けたんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 報告は受けておりませんが、確認したのは先々週でございます。

**○10番議員（吉村重則）** ということは、私が通告をして聞き取りをした後に現地を見に行ったということですけど、現地を見て、どのように判断したんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 議員がおっしゃっていると思われる学校のところを確認しましたところ、フェンスについては、一応全て基準である1.1m以上の柵というのが基準になっております。柵を確認してメジャーで測りましたところ、全て1.1m以上の高さにはなっております。それで基準は満たしておりますが、もう少し高さがあってもいいかなという感じはしましたけれども、そこについては、また学校のほうでも危険なところには近寄らない

ようにというような安全指導をしていただければいいものと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** その乗り越えたときの事情なんかは聞き取りがなされたんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 学校から乗り越えたという報告は受けておりませんので、いつ乗り越えたというのとは分かりません。

**○10番議員（吉村重則）** 現地を見たときに、何も感じなかったですか。児童にそれを絶対乗り越えたらだめだよというぐらいで、危機さというか、危険さ、すごく危険を感じると思うんですけど、その辺は全然、あれは普通だと思われたんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 1.1mの高さなので、大人である私では高さが胸の辺りぐらいまでと思います。ただ、小学生で見ると、また感じ方が違うと思いますが、そこについては危険防止という学校での指導を含めて、学校と連携して安全対策を行っていきたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 1年生の背の高い子がちょうどいたのであれしたんですけど、胸ぐらまでくるんですよ。乗り越えた児童は2年生だと。たまたま先生が近くにいたからよかったものの、事故が起これなければ、あそこから転落したら交通量は多い、とてもじゃないけど生命の問題で、大変な状態になるのはもう現実だと見るんですよ。だから、私も行ってあれしたけど、本当怖いんですよ。あそこを乗り越えて、フェンスを降りたらもう防草シートだから、そのまま転げ落ちていくのはもう目に見えているんですよ。たまたま昼休みの中で、先生がそこにいたからすぐ対応できて大きな事故にはつながらなかっただけであって、学校って、そんなところでいいんですか。本当に児童の安心安全という場として、子供に危険だからしたらだめだよって、児童全員がそれを守れるんですか。事故が起これなければ何もしないというのが、今の教育行政なんですか。さっき、教育長の答弁の中では、安心安全という面で管理者を呼んでいろいろやっているというけど、その報告もない、けがをしても報告がない、議会では答弁するけど、中身が全然ないんですよ。本当にあれはもう子供たちにそういう注意をして、あのままでほったらかすんですか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 子供たちに危険である場所というのも指導していく、また一方で、フェンスの高さについても再度学校と調整して、どの程度の高さが必要なのかも含めまして、必要であれば修繕、改修を検討してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って危険です。折り返しでもやって、子供が上がれない状態を早急にすべきです。どのように考えますか。本当に子供の安心安全を考えた場合は、即対応しなければ事故が起きますよ、あれは。

**○市長（打越明司）** 今、吉村議員から該当地域の危険性を十分にお話をいただきましたが、ちょうどあそこは交差点改良を県が行うということで、私もたびたび現地に行って、あそこの場合には市内の小中学校の中でも、特に交通量の多い、しかも高さも非常に高い、そういう場所にあると。市内では小中学校で同じようなところはどこにあるのかというと、やっぱり

一番山川小学校だよねという話も聞いているところでありまして、教育委員会で現地の管理をしている皆さんとも安全対策をしっかりと、今後も検討してくれるというものだというふうに承知をしております。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って、子供の安心安全という面からすれば、一刻も早く対策をするべきだと、これはもうお願いしておきます。

続いて、放課後児童クラブの見学にも行ったんですけど、本当、子供たちがわいわいして遊んでいるんですよね。いろいろ保護者とか、いろんな話を聞いていけば、不登校気味の子供たちが放課後児童クラブに行くと、同じ同級生ぐらいの子供たちと遊ぶことによって、不登校がなくなっていっているんだということを言われるんですよ。だけど学校では、不登校がどんどん増えている状態だと思うんですけど、令和4年度が68名、令和5年度の11月の時点で何名ぐらいいるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 10月末現在で53人となっております。

**○10番議員（吉村重則）** 決算委員会でしたっけ、の中で8月時点で38名という、受けたんですけど、10月末で53名ということは、15名ぐらい増えていると。この不登校の基準はどのようになっているんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 登校日に30日以上欠席している者が不登校というふうに、文部科学省から提言があります。

**○10番議員（吉村重則）** 例えば、学校に行くと、クラスには入れずに、保健室とかで給食を食べてすぐ帰るとか、1時間でもとにかく登校したら、その人は1日登校していると、その児童は登校しているという判断になるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 1日登校しているというよりも、その時間登校しているという形になります。3時間目、4時間目のこの時間に登校したという形になります。なお、30日以上と言いましたが、復帰した子でも、年間を通して年度末まで30日以上の子でも復帰しても数値的にはそのままずっと累計で残ってしまうという状況でございます。

**○10番議員（吉村重則）** ということは、30日以上欠席した子供となった場合に、そうして1時間でも時間で学校に登校した人は1日登校したという、その30日のあれには入らないということになるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** そうでございます。

**○10番議員（吉村重則）** それと、さっき放課後児童クラブの中で、子供たちとわいわいすることによって、不登校気味の児童が登校するようになったとか、放課後教室ですか、ボランティアの方々が3時以降、学校に出て来て宿題を教えたりとか、夕方まで遊んだりとか、そういうことが行われているんじゃないですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今、放課後児童クラブ、子供教室に不登校の生徒が通っているというのを私は聞いてはおりませんが、事業主のほうで受け入れてくれるのであれば選択肢が

広がりますので、とてもいいことだと思います。

**○10番議員（吉村重則）** それと、学校に行ったけど、クラスに入れない。保健室のほうに行ったりする子もいると思うんですけど、その保健室は1日ずっとおれるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** まず、保健室は、体調が悪い子が行くということが前提です。その状況にもよります。そういう子がいない場合は、保健室に行って、そこからタブレットで学習をすとか、そういう可能性はありますが、重病の子が来たりしたら相談室に移動すとか、あるいは校長室に移動する等々のケースバイケースでやっております。

（発言する者あり）

**○学校教育課長（山下信久）** 学校によって違いますが、基本的には病気の子供たちは1時間をまず様子を見るというのが大前提でございます。それに対して、こういう不登校傾向の子とか、不登校の子供に対しては、時間については学校が許す範囲内で何時間でも一応オーケーという形をとっております。

**○10番議員（吉村重則）** クラスにも入れない子供、児童もいると思うんですね。クラスに入れないから保健室に行くわけで、保健室についても、もう本当、だいたい1時間ぐらいだという話も聞きました。だから、子供が行けるクラス、部屋を作ってほしいと。そこにはやっぱり指導員なり、何か必要だと思うんですけど、クラスに入れない、そして特別教室にも行けない、だからそういう教室の中で、そういう指導員がいて、ほら、ちゃんとできるような、そういう対応はできないのかどうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今、議員が言われる保健室で対応ができないかということですけども、学校でも適応指導教室というのを設けております。それで空き時間の先生方が対応したり、保健室の先生が対応したりして、厚い手立てをさせていただいているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 適応教室そのものが、本当、適正なのかどうか分からないんですけど、子供の居場所としてほら、子供が学校が行きたくなるような場所ですよ。そういうものはできないのかということを知っているんです。

**○教育長（吉元鈴代）** 子供が居たくなる場所と言え、やはりまずは社会性をつくるために、学校に来てもらうことが一番なんですけれども、学校の中でも適応指導教室というものを作って、先生方に面談をしていただいたり、そしてそこでお勉強をしていただいたりして対応させていただいているという状況です。

**○10番議員（吉村重則）** 今回、学校応援団の方とも話をしました。その人が言われることは、今の子供たちは昔の遊びができないんだと。だから、学校通信の中で校長先生の作ったチラシの中で、けん玉とか、竹トンボとか、カントリーとか、いろんなのをして、子供たちはすごく喜んでいるんだと。だから、不登校になること自身がおかしいと言っているんですよ。それとか、そういう教育のほうで放課後ボランティアでほら、クラスを作っている教

育のボランティアをしている人たちも、学校には行きたくないけど、その子供がほら、そこには行きたいんだと、もう泣いて親にお願いして連れて行ってもらって、その後、不登校がなくなったという話もあるんですよ。そういう話を聞いたことはないですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校応援団の方々には、市内各地、学校のほうでいろんな形で応援をしていただいているわけですが、そのほかに指宿市ではほとんどの学校に放課後子ども教室をしていただいて、そこでお勉強、そして遊び、本当に今議員が言われたように、郷土芸能を教えてもらったり、けん玉を教えてもらったりして、とても子供たちが楽しく行っております。そこに不登校の生徒が行けたらすごくいいんですけども、まずは家を出ること、そして普通のツマベニ教室とか、なのはな教室に行って、そこで自分の社会性を高め、そして学校に行けるという順番で指導しておりますけれども、学校の中でも学校応援団の方々には、そういった協力はしていただいているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 応援団、ボランティアですよ。放課後教室にしてもボランティアですよ。その方々は子供と接して、いろんなことが分かっているんですよ。教育委員会はその辺は全然掴まれていない。だから、そういうボランティアとか、応援団のアンケートなんかして、取って、本当に子供が不登校にならずにほら、学校に行けるような学校を作るためにどうするのか、そこをアンケートを取ったり、相談したりする必要があると思うんですけど、その辺は全然考えないですか。

**○学校教育課長（山下信久）** 今議員が御指摘のアンケートですが、一斉アンケートという形では取ってはおりませんが、各学校、学校応援団、あるいはボランティアで来ていただいている方々とは、管理職はじめ、担任の先生方等が綿密に連携を取りあっている状況の中で、どの子供がどのような困り感があるのかとか、あるいはこの子は今、すごくいい状況になってきている、あるいはこの子は今、家庭に非常に問題が抱えているみたいだとか、そういうふうな状況は常に各学校ごとで把握をしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 本当言って、子供の居場所としてほら、学校にそういう子供にとって居場所になっていけば、学校に行きたくなると思うんですよ。そういう面から考えれば、そういうボランティアで子供に一生懸命接している、また、現場で担任の先生は過重負担の中で、本当にその先生の魅力というの、子供に教える、そういうところが制約されている状態の中で、なかなか厳しいわけですよ。だから、現場の先生とか、そういうボランティアの方々の本当にアンケートを取って、子供の居場所になるような方向での検討をすべきだと思うんですけど、その辺は全然考えないですか。

**○学校教育課長（山下信久）** まず大前提としまして、学びの場、出席扱いにする学びの場と、居場所づくり、安心して過ごせる場所というのは、同じ様で実は違う。国語、算数、理科、社会とかというような教科に関して、ちゃんと対面で誰かが接して下さっている。そういう中のあるものを出席扱いというふうに文科省のほうでもうたわれております。ですので、先ほ

ど議員から御指摘がありましたアンケート等についても、必要に応じて取る必要があるのかもしれませんが、今の時点では各学校で綿密に連絡を取り合っているという状況で、それを私たち教育委員会も集約しているというのが実情でございます。

**○10番議員（吉村重則）** そうであれば、適応教室に通っている子供もいると思うんですけど、それから漏れている子供もいるわけですよね。家のほうでどういう過ごし方、1人で留守番している低学年の子供も、そういう子供なんかについて、その辺は掴んではいるんですか。

**○学校教育課長（山下信久）** その辺につきましても、学級担任、副担任、チームを組んだり、学年でチームを組んだり、あるいはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等も、そちらの保護者、あるいは該当の児童生徒のところに行ったりして、常に安否確認は確実に毎日やっているところでございます。その中で、学校にそろそろ行けそうだという子には登校刺激を与える、もう少し心のエネルギーが充填する、満タンになるのに時間がかかるというときには、もう少し保護者の方と連携を図って、もう少し待ちましようというふうなアドバイス等も保護者にしているというのが現状でございます。ケースバイケースでございます。

**○10番議員（吉村重則）** そしたら1人で、家庭にいるという数はどのくらいいるんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 1人にいるという数字ではなくて、家にいるというのが7名ほどおりますけれども、その児童生徒にも担任、そしてソーシャルワーカー、そして指導員が家庭訪問をしております、できるだけ外に出るように、そして話ができるように接しております。また参考ですけれども、令和3年にはなのはな教室だけでしたけれども、令和4年度からツマベニ教室も作っていただきました。そして、そのころなのはな教室には60名に対して16名が通っていたんですけれども、今現在53名中28名という生徒が、ツマベニ・なのはな教室に通っている。それはやはり、これはタブレットをする授業で、オンラインができたりとか、そして学校の先生がその指導教室に行ってお勉強を教えたり、そして様子を聞いたりする。その面談ができることによって人数が増えているのではないかというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 28名ということは、25名の児童が何ちゅうの、そういうあれを受けてない、適応教室は受けてないということになるわけですけど、カウンセリングというの、相談にしても、まだ増やしてほしいと、回数が少ないんだと、だからまだいろいろ相談に乗ってほしいという声も出されているんですよ。ですから、スクールワーカーにしても2人ぐらいしかいないわけだから、なかなか、担任にしても自分の教室を持たなければならないわけですので、簡単にはいかないですよ。だから、本当に教育だけやって、不登校が今年も53名という数が出ている。減らしているんだったら分かるんですよ、言っていることが。どんどん増えているじゃないですか。それをそのまま不登校がなっていけば、社会人になって閉じこもりになって、大変な状態になるんですよ。だから、今の時点で何をするかということ

を、本当に子供の居場所を作るために何をするかというのが一番の課題だと思うんです。この問題については、もうあれしますけど。

学校給食について、重点支援地方交付税として、価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き地域の実情に応じて困難な状況にある者に対して、この交付金は使ってくださいよと、政府から来ているんじゃないですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 重点支援地方交付金の質問でございますが、令和4年度につきましてですが、給食食材費等の高騰によって学校給食費が不足することが予想されましたので、保護者からの負担は求めずに、国からの臨時交付金を財源として学校給食費の支援を行ったところでございます。令和5年度中におきましては、現在のところではございますが、学校給食費が不足することはないと思われまますので、議員御指摘の国の交付金を活用する予定はないところであります。

**○10番議員（吉村重則）** これ、今度の補正予算の中で出ている交付金の使い方について、政府が出しているんですよ、一番困っているところに使ってください。その辺は全然関係ないんですか。

**○総務部長（坂元一博）** 本市への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1億2,102万1千円となっております。本定例会において、当交付金などに係る事業の予算案を追加提案する予定にしているところでございます。令和5年度においては、給食費の一部に国の交付金を充当しており、現時点において、令和5年度の給食費補助を増額すること及び増額分に交付金を充てることは予定していないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 9月27日に保護者の皆さんが苦勞して署名を取って、1,108筆の陳情を給食費を無料にしてくださいと、これはどのように受け止めているんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 学校給食費の無償化を目指す会から、学校給食費の無償化を求める1,108筆分の署名が提出されたことにつきましては、市としましてしっかりと受け止めているところでございます。学校給食費の完全無償化、一部補助につきましては、いろいろな御意見があると認識しておりますが、本市といたしましては、今後も一部補助を実施していく予定でありますので、保護者の皆様におかれましても、学校給食費の一定負担をお願いしたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 国保税の問題を取り上げたときに、平均所得が115万と、それで国保税が21万からの負担になってくると。これで子供を養いなさいと、何でできるんですか。保護者と話をしました。そしたら、病院に行ったら、南九州市は高校まで無料になりましたので、そのあれを保険証を出してくださいという、そういうのも出ている。それとか、インフルエンザの予防接種を受けるにしても、4人、5人、6人といったら、受けさせることはできないんだと。だから、わざと子供を雇ったら雇ったで、病院に行けばいいじゃないかという声もあるんですよ。本当に厳しい状況。今しなければならぬのは、子供たちを育てるため



にどうにかしてほしいという声なんです。だから、国のほうでは今度の交付金の中で、そういうのに、一番困っているところに使ってくださいよということで出されているのに、これについてももう一回答弁してください。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本市におきましては、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しており、本年度は財政が厳しい中でも学校給食費と補助金を200円増額できたという認識でございます。学校給食費の完全無償化一部補助につきましては、先ほども申しましたが、いろいろな御意見があるとは認識しておりますが、本市といたしましては、今後とも一部補助を継続して実施していく予定であります。

**○10番議員（吉村重則）** この答えに対して答えてないです。今度の交付金に対してどう考えるかなんです。市長、どうですか。

**○市長（打越明司）** 庁内でいろいろ議論した結果の話を、今、教育委員会でお答えしているということですが、今回の高騰対策について、1億2,000万円余りの交付金が交付されましたけれども、これについては年度内でどのような形、できるだけ早急に、できるだけそれぞれの地域の実情に合った形で支援をしてほしいという形になっています。吉村議員が指摘した項目についても、もちろんあるんですけども、その他にも非常にたくさんの項目がありまして、どこにどのような形で行うかというのは、それぞれ判断があるところであります。今年度は既に補助を今しているわけでありまして、これ以上の補助をするかどうかということについては、今年度内は、これ以上の補助を増やすという判断には至らなかったということでありまして。ただ今後、この交付金についてですね、今日の午後、この一般質問が終わってから、皆さんに追加で補正案を提案させていただくわけですけども、直ちに取り組んだ準備をした地域でも、ほとんど年度末成立ということになってきますので、本当に年度内に全てをしっかりとやるかということ、いろいろ疑問があります。これについては、今、国とも協議中でありまして、翌年度に掛けてできることも含めて、更なる検討は必要かと思っております。ただ、先ほどから出ておりますけれども、この低所得者層に対する支援金については、今回の補正でも各家庭、非課税世帯においてはうちのまちでいうと、4割弱ぐらいの世帯になりますけれども、こういうところについては世帯7万円の給付が行われるということでありまして、また今後、子供1人当たりに対しての支援も行われていくということでありまして、同じところにどんどん集中をしていくということになりますと、市民の中には様々な分野で御苦労していることは、私たちも非常に理解しているところでありますので、その優先順位や使い方については、いろいろと検討させていただいて、皆さんにこれからも御提案をしていきたいというふうに思うところであります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分  
再開 午後 1時22分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

**○2番議員（松下知恵）** 皆さん、こんにちは。2番、幸福実現党、松下知恵です。いよいよ第4回定例会、そして令和5年最後の一般質問になりました。運がいいのか悪いのか、トリを務めさせていただきます。元気に最後まで頑張りますので、どうか寝ないでお付き合いください。

では、通告に従い、一般質問を始めます。今回は、指宿市経営改善計画について質問させていただきます。

1件目は、扶助費についてです。指宿市財政計画の歳出の人件費は、実施計画の中に抑制策はありましたが、人件費より莫大な扶助費については、全く検討されておりません。そもそもその扶助費とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

2件目は、生涯現役社会の実現についてです。高齢者の就業支援についてお伺いいたします。指宿市経営改善計画には、令和12年本市の人口は約4,000人減少し、高齢化率が42.3%まで上昇し、社会保障関係費が増加するとありました。このままでいくとそうなりかねませんし、社会保障関係費を減らすことも難しいでしょう。しかし、健康寿命の延伸によって社会保障関係費の伸び幅を抑制する余地があるのではと思います。第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に、収入のある仕事をしている一般高齢者を対象に、高齢者の就業意向、何歳まで働きたいかという問いに、働けるうちはいつまでもという回答が47.8%、また、仕事をしている理由はという問いに、健康のためという回答が50.9%、生きがいという回答が32.8%とありました。指宿市の財政再建のためには、就労人口の増加に努めることも手立ての一つではないかと思えます。本市には、元気な高齢者がたくさんいます。先ほどのアンケートの結果からも分かるように、就労意欲も高いと思われれます。そこで、福岡市や浜松市では、市独自の高齢者の就労支援事業を実施しています。高齢者の就労支援について、市はどのように取組を行っているのか、お伺いいたします。

3件目は、人口減少対策についてです。人口減少対策につきましては、今年の第1回の定例会でも質問させていただきました。今回は、人口減少対策というより、どうしたら人口を増やせるかという点におきまして質問させていただきます。まず、本年度4月より地域創造係が新設されましたが、市民の中でも地域創造係が新設されたことを認識してない方がいらっしやると思えます。係の新設の目的と業務内容についてお伺いいたします。

4件目は、市税の徴収率向上策についてお伺いいたします。人口減少や少子高齢化に伴い、生産年齢人口の減少による市税の増収が期待できないと指宿市経営改善計画に記載がありました。しかし、徴収率におきまして、令和4年度は94.5%で、県下19市平均値より低くなっております。どのような理由なのでしょう。また、令和元年度は19市平均値にだいぶ追いついてきましたが、令和2年度にがくっと低下しております。その原因についてもお

聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** いよいよ今年の最後の一般質問になりました。よろしくお願いいたしますます。

松下議員からは、四つの分野に分けて質問がありましたが、そのうち二つをお答えさせていただきたいと思います。

まず、高齢者の就業支援についてであります。非常に私もこの高齢者就労支援というのは大事な分野だと、高齢者だけというわけではありませんけれども、指宿市全体として、あるいは地方都市全体として、非常にそれを確保するために苦勞しているというのは実情です。今回は、東議員からも技能実習生についての議論もありましたけれども、その中でも元気な高齢者というのは、大変な魅力のある分野だと思っています。この高齢者の就労支援につきましても、市が策定している高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、臨時的かつ短期的な就業やその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、雇用機会の提供を図ることとされているところであります。このため、市としては、ホームページや広報紙等を活用してシルバー人材センターの加入促進やハローワークの求人情報の掲載及び市の窓口設置などの取組を行っているところであります。また、各地域で開催される高齢者サロンに出向いてシルバー人材センターの紹介を行っているほか、毎年4月にチラシを全戸配布しているところであります。指宿市の人口に対するシルバーセンターの登録者数などを見ると、近隣の市町に比べると指宿は結構低いんですね。それだけ関心がないのかといえば、元気そうなグラウンドゴルフの会員の方なんかには、まずはシルバーで週1日は頑張ってみないかという話をするんですが、グラウンドゴルフが忙しくてそれどころじゃないという方も随分おられてですね、比較的うちはほかの地域に比べて少ないという現状がありますので、この理由等についてはよく分析をして、今後の活動に生かさなければいけないなというふうに思います。国の支援も登録数に応じた支援数になっていますので、指宿はそういう意味では若干、国の支援もたくさん受けられないという状況になっているということでもあります。

次に、人口減少対策の中で、今年新設をしました地域創造係についての問いがありました。令和5年3月市議会の定例会の施政方針の中で紹介しましたが、人口減少に歯止めを掛けるために、人というのをメインとした施策をワンパッケージで展開していきたいというふうに私のほうから申し上げました。この地域創造係は、この目的に取り組むために新設をした部署であります。業務内容としては、移住定住の更なる推進、空き家の有効活用につながる施策の実施、移住者を含めた働きたいと思っている方々と、働き手がほしいと希望している両者の仕事のマッチングの支援、これらに関わる情報をニーズある方々へ効果的に届けるための強化などに取り組んでいるところであります。

残余の質問については、関係部長から答弁いたします。

○**総務部長（坂元一博）** 扶助費の積算根拠について、扶助費とはどのようなものかとの御質問でございます。扶助費につきましては、障害者の方の介護や施設での自立・就労訓練のための費用である社会福祉費、保育所運営等のための費用である児童福祉費、病気で働けないなどの理由で生活に困っている方々への支援である生活保護費などが主なものとなっております。

○**市民生活部長（富永敏尚）** 市税の徴収率についての御質問でございました。本市の市税徴収率につきましては、令和元年度までは上昇傾向にございましたけれども、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、基幹産業でございます観光業、そしてその関連産業が大きな打撃を受けまして、税の徴収緩和措置である徴収猶予の申請が多数なされたところでございます。令和2年度で申し上げますと、徴収猶予の申請額2億947万円に対しまして、9,771万円は納付をされたところでございましたが、1億1,176万円は未納となったことが、徴収率が低下した主な要因となっているところでございます。

○**2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、2回目以降の質問に入ります。

経営改善計画の中では、扶助費が1%の伸びで積算されていますが、低いように感じます。この積算の考え方はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○**財政課長（東忠孝）** 経営改善計画上の扶助費につきましては、令和3年度が約60億円、令和4年度が約52億100万円となっており、計画上で見込む令和9年度までの金額を上回っております。令和3年度から令和5年度までは、新型コロナウイルス感染症などの影響による経済支援などにより扶助費が膨らんでおります。このことから、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和2年度の決算額をベースに1%の伸びの扶助費としているところです。

○**2番議員（松下知恵）** コロナウイルス感染症による経済支援が今後減っていくだろうということで、令和2年度決算額ベースで1%伸びで積算されているのですね。しかし今、ガソリン代やその他物価高騰による生活苦が続いております。今後、市の試算どおり1%の伸びの扶助費であることを願っております。それにしても、歳出の財政計画を見ましても、様々な経費の中でも扶助費が一番高くなっておりますが、扶助費は市の裁量で抑制することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○**総務部長（坂元一博）** 扶助費につきましては、児童手当、保育所、幼稚園、障害者就労支援施設などへの給付費や生活保護費など、社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付等の費用が大部分を占めております。また、社会情勢などを踏まえた義務的経費としての性質もあることから、扶助費を抑制することは難しい側面があるところでございます。

○**2番議員（松下知恵）** そうなんですね。では、扶助費については、様々なものがあるとお答えいただきましたが、例えば障害福祉サービスの就労継続支援事業所における扶助費など、

具体的な例を上げて仕組みの説明をお願いいたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 扶助費の具体的な一例といたしまして、障害福祉サービスの就労継続支援事業所の場合では、職員の配置人数や利用者の定員など、事業所の規模や障害者の利用実績などに応じて、国の基準により自立支援給付費が算定され、鹿児島県国民健康保険団体連合会を通じて市が給付費を支払う仕組みとなっております。また、給付費の内訳につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の定められた負担割合で賄っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 詳しく御説明いただきありがとうございました。私の知人がこの就労継続支援事業所で働いておりますが、働ける場所があるということはありがたい、働けるということは幸せだといきいきと仕事をしています。昨年の第3回定例会で生活保護について質問させていただいたとき、執行部の答弁の中に、生活保護からの脱却に向けて可能な限り就労等による自立を支援しているところだとありました。この知人は、まだまだ自分の足で立つというところまではいきませんが、自分の足で立とうとする喜びは得ていると思います。昨年の繰り返しにはなりますが、喉が渇いている人に水だけを与えるのではなく、井戸の掘り方を教えることだと思えます。自分たちで仕事を組み立ててやっていけるように、食べていけるように指導していくことだと思えます。今回質問させていただいて、扶助費は簡単に市の裁量で抑制することは難しいということもよく分かりました。少し古い資料ですが、平成23年厚生労働省白書によりますと、社会保障の役割として、救貧、防貧だけでは十分ではないということになる。これらに加え、全ての人に社会への参加を保障する参加型社会保障を目指すことが必要なのである。就労あるいは社会参加を通じて、国民が自らの可能性を引き出し、発揮することを支援する。失業によって貧困に陥った人にも単に金銭給付を行うのみではなく、就労支援を併せて行って、再就労に結びつけるというトランポリン型の支援が求められている。福祉から就労へという考え方は、参加型社会保障の大きな柱の一つのことができる、とあります。本市も是非この参加型社会保障を目指して行ってほしいと思います。

生涯現役社会の実現について、2回目以降の質問をさせていただきます。高齢者の就業支援について、市長よりシルバー人材センターについて回答をいただきました。シルバー人材センターにはどのような仕事があるのか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** シルバー人材センターが受託している業務内容といたしましては、除草作業や農作業などの一般作業が最も多く、資源ごみの収集所やサッカー場などの施設管理作業、剪定や大工作業のような技術職の作業、そういったものなど、幅広く請け負っているようでございます。

**○2番議員（松下知恵）** では、シルバー人材センターの登録者数を増やす取組は、具体的にどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** シルバー人材センターにおける取組といたしましては、ハローワークにおける案内とか、シルバー人材センターに加入している会員の紹介などで集まった方々に対しまして、毎月入会説明会を行っております。また、シルバー人材センターが開催をしているのはなサロンというものがございますが、こちらにおきまして、物づくりや健康づくり講座等を通じまして、会員の加入促進や活性化を図っているようでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 福井県は、働く高齢者の割合が全国首位だそうです。シルバー人材センター登録者の平均年齢は74.3歳で、中には93歳の女性もいるそうです。そこまでとは言いませんが、本市もシルバー人材センターがますます活性化することを願っております。

浜松市は、2019年に70歳現役都市・浜松を宣言し、市役所内に高齢者の就職支援窓口を設け、これまで100人ほどの就職を支援しているそうですが、本市は、市役所の窓口で高齢者の就労相談窓口を設置できないのでしょうか。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 本年の3月末でございますが、その段階でシルバー人材センターの登録をしていらっしゃる最高齢の方が男性が87歳、女性が91歳という方が登録をしていらっしゃるようでございます。また、今御質問いただきました就労相談の窓口についてでございますが、就職を希望する高齢者に対しましては、引き続きハローワークの活用やシルバー人材センターへの加入登録を勧めるとともに、その他の関係機関や関係課と連携を図りながら就労支援を行っていきたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 1960年代は、30%以上の高齢者が働いていました。現代は、シニア層の若返りも指摘されています。2030年頃までには働ける年齢層の人が2人で1人高齢者を背負わなければならないといわれています。それを解決するためにも、高齢者が邪魔者扱いされずに、尊敬され、その知恵と経験が生かされるような社会を作ることが大事だと思います。なので、本市における高齢者を就業につなげる取組や関係機関との連携については、引き続き行っていただきたいと思います。

今回の質問は、本市の財政状況を踏まえ、改善につながる取組について聞いており、その一つのポイントとして高齢者にスポットを当てています。健康寿命を延ばす取組は、医療費削減にもつながると考えております。本市の取組について確認いたします。健康寿命を延ばす取組について、高齢者が就業するためには健康でなければならないと思いますが、健康寿命を延ばすために、市はどのような取組をしているのか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 本市では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、健康づくりや介護予防事業に取り組んでおります。その中でも、高齢者が要介護状態になったり、要介護状態から悪化することを予防する目的といたしまして、ころばん体操や高齢者サロンなどの活動に取り組んでおり、地域住民が主体となって高齢者の健康維持と増進を図れるよう支援をしているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ころばん体操の取組内容と指導者の有無、会場数や参加者数について

お聞きいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** まず、ころばん体操でございますが、ころばん体操とは、足腰の筋力と柔軟性を高め、バランス能力を向上させることで転倒防止を目指す簡単な筋力トレーニングでございます。これは、高齢者の身近な通いの場といたしまして、住民が主体となって市内の公民館等で週1回実施されております。令和4年度の実績といたしましては、66会場で開催されまして、1,152名の方が参加されております。ころばん体操の会場へは、不定期ではございますけれども、運動指導員や保健師等が出向きまして、体操の指導や助言、それから体力測定などを行っております。また、高齢者のフレイル予防の観点から、歯科衛生士によります口腔体操にも取り組んでいるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ころばん体操時の体力測定はどのようなことを行い、体操の効果はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 体力測定は、高齢者の体力状況を確認するため、各会場でおおむね年1回実施しておりまして、内容といたしましては、筋力、バランス、それから柔軟性を測るために、握力測定や前屈、それから片足立ち、そして歩行といったものを行っているところでございます。効果に関しましては、参加者の体力測定を基に過去の結果を比較いたしますと、毎週継続して参加することにより、歩行や立ち上がりがスムーズにできるようになるなどの効果が確認されていることから、ころばん体操が介護予防におきまして有意性があるというふうに認識しているところでございます。また、ころばん体操に参加することにより、人との触れ合いが増えますので、楽しみとか、生きがいとか、そういうことを感じることで心の健康増進、こういったことにもつながることが期待できるところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 本当にたくさんの方が参加しておりうれしく思います。先ほどの答弁にもありましたように、ころばん体操は体力測定や口腔体操もちろん、介護予防においては有意性があると思いますが、本当に、うちの母も行っておりますが、それ以上に週に1回ころばん体操に行くことにより、友人と言葉を交わし、笑い合い、ときにはお茶飲み会などもあり、こういうことが本当に心のケアに、心の健康にもつながっているようです。また、元気度アップ手帳にスタンプを押してもらうことで、自分の頑張りが目に見え、やる気にもつながるようです。これからも高齢者の方が負担なく、楽しみながら参加し、健康寿命を延ばせる取組をお願いいたします。

最後の質問です。医療費削減につながると思われる取組はどのようなものがありますか、お伺いいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 医療費の増加の要因の一つといたしまして、老化によるフレイルが挙げられるかなというふうに思っております。このため、先ほど述べましたころばん体操とか、口腔体操、こういったものは筋力や運動機能の向上につながることから、医療費の低減に効果があるのではないかとというふうに思っております。また、市といたしましては、医

療費の適正化の取組の一つといたしまして、服薬や重複受診というような観点から、同月内に2か所以上の医療機関を受診して、同じ効果のある薬剤等を処方された方や、10種類以上の薬剤を2か月以上処方された方、また、多くの医療機関に通っている方に対しまして、保健師等が自宅などに訪問させていただきまして、状況の確認とか、保健指導などを行うなどの対策も行っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 今回、高齢者の医療について勉強していくと、ポリファーマシーという問題がありました。多剤併用問題です。この問題を解決できるなら、高齢者の健康、そして医療費の削減にもつながっていくのではと考えましたが、これは市の取組では解決は難しい問題であることが分かりました。しかし、今の答弁にもありましたように、保健師等の訪問による保健指導は、高齢者にとっては気付きを与えるきっかけになり、とても有効的だと思います。これからも市の取組として、可能な範囲で高齢者の健康と医療費の削減に努力していただきたいと思います。

次に、人口減少対策について、2回目以降の質問に入らせていただきます。地域創造系の業務内容について詳しく御説明いただき、ありがとうございました。それでは、これまでの業務の具体的な進捗状況と、また今後どのようなことに取り組むことを考えているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 移住に関する延べ相談件数は、11月末現在で172件となっております。前年度の同月と比較しますと、約2.7倍のペースで相談を受けているところでございます。また、市の制度を利用して移住された方の数は、前年度が1年間で14世帯32名であったことに対しまして、本年度は11月末現在の8か月間で21世帯45名と、1年を待たずして7世帯13名の増となっているところでございます。移住を検討されている方の相談、案内役、そして空き家活用の推進役として、本年4月から新たに地域おこし協力隊員を2名任用いたしました。協力隊員は、窓口やオンラインでの相談対応や、県内や東京都で開催される移住相談会などにも参加し、移住者目線で丁寧なサポート業務に取り組んでいるところでございます。

空き家活用につきましては、8月から空き家バンク制度がスタートいたしました。関係部署や自治会、市内不動産事業者と連携を図りながら、空き家の実態把握と活用できそうな空き家の掘り起こしを順次進めているところでございます。

仕事のマッチング支援につきましては、ハローワークの求人情報の提供に加えまして、公益財団法人産業雇用安定センターと連携いたしまして、高齢者や移住予定者の再就職支援を行ってまいります。

そのほか、広報活動といたしまして、市ホームページでのPRや公式LINEの活用、首都圏や関西、福岡で開催されます各種イベント、郷土会などの機会を利用しまして、移住に関する支援制度を紹介したチラシなどの配布を実施しているところでございます。今後の展望といたしましては、仕事のマッチング支援の強化や移住者のアフターフォローにも取り組



んでまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ちょっと乱暴な言い方ではありますが、人口を増やせば老人福祉や財政赤字も解決します。なので今、どこの自治体も自分の市や町では人口が増えないので移住に力を入れています。移住に関する情報も、テレビ、雑誌、SNSなど溢れています。日本全国1,000を超える自治体があり、その中で指宿ならではの特色ある魅力を発信し、差別化を図っていただけるようにですね、今の答弁を聞いて昨年よりも移住者が増えているということを聞いて、本当にうれしく思いました。1,000ある自治体の中に埋もれてしまわないように、これからもよろしく願いいたします。

そこで、国内の移住者労働者のみではパイの奪い合いであるため、外国人の移住も考えられないのでしょうか。現状、指宿にどのくらいの外国人がいるのか、お伺いいたします。

**○市長公室長（渡部徹也）** 令和5年11月30日現在で、本市には合計20の国や地域の合計641名の方が住民登録されております。世帯数で申し上げますと、619世帯ということになります。国別で見ますと、フィリピンの方が最も多く146名、次にベトナムの方が143名、次いでインドネシアの方が140名と、この3か国で全体の6割以上を占めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。そのような方々も含め、外国人の移住は検討できないのでしょうか、お伺いいたします。

**○市長公室長（渡部徹也）** 本市へ来られた外国人技能実習生の方が、指宿の方と結婚され、今、住んでいらっしゃるというこうしたケースはあるようでございますが、外国の方に本市に移住し、ずっと住んでいただく、定住していただくためには、永住権を取っていただくという方法と、日本国籍を取っていただく、いわゆる帰化するという、この二つの方法があるところですが、まずは何よりも御本人が指宿に住むんだという決心をしていただくと、これが一番要のところかなと思っているところです。永住権の取得には、日頃の行いが善良であることですか、独立した生計を営むことができる資産、又は技能を有していること、その方が日本に移住されることで、定住されることで、日本の国益になると認められることといったような、この三つの条件をクリアする必要がありまして、帰化となりますと更に条件が増えるというのが現状でございます。御本人の決心やこうした諸手続等があるということを考えますと、現時点においては少しハードルが高いのかなと感じているところです。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。簡単に永住というわけにはいかないのですね。それでは、指宿にゆかりのある外国人の方や実習生の方に、もっと指宿ファンになってもらって、将来、旅行に来てもらうとか、交流人口や関係人口につなげるために、市が支援していることは何かないか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 市内の自治会等が本市に住んでいらっしゃる外国人の方や技能実習生との交流を希望される場合は、県の補助金が活用できますので、その補助金の申請、あるいは

は事業の実施段階において、市としましてもそれぞれ支援をしているところでございます。令和5年度は町区が主体となりまして、今年度から来られたインドネシアの技能実習生も含めて、日本料理の体験や交流会を年を明けた1月に実施する予定となっております。また、今年度は指宿温泉祭りにインターナショナル踊り連としまして、総勢78名が参加しまして、祭りに花を添えてくださいました。これらの取組をとしまして、指宿の文化や伝統などに触れていただく、また、一市民としてイベント等に参加していただくなどの機会を増やし、そのことにより指宿ファンを1人でも増やせるよう今後も指導いたしまして、支援等に取り組んでいきたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）**　そういう方々が自国に帰って、家族やお友だちを連れて、また指宿に訪れてくれることを願っております。そういう交流人口が増えることで、このすばらしい指宿でビジネスをと思うような外国の方も出て来るかもしれませんね。そんな方がどんどん増えていくように、私たちは指宿の魅力を発信していかないとイケませんね。

では、最後に雇用創出について伺います。市長はかねがね、入るを量りて出ざるを制すとおっしゃっております。これは中国の古典の言葉で、二宮尊徳の経営再建の思想でもあり、稲盛和夫さんがJALの会長に就任した際の言葉です。市長がこの言葉に込める思いも、指宿の財政を再建させるぞとの強い決意があるのだと受け止めております。ただ、入るを量りてと言っても、ただ計算しているだけではだめで、それをどう増やしていくかという視点がとても必要だと思うのです。だからこそ、ジョブクリエーション、雇用創出が大切だと思います。人が増えるから仕事が生まれるというより、仕事が生まれるから人が集まって来るわけです。例えば今、JR指宿枕崎線の地域交通の在り方について、JR九州が一緒に考えたいとしていますが、これもやはりJR自体が価値を生んでいるわけではなく、JR指宿枕崎線を使って何をしようとしているのかということに問題があって、人がそこに行かなければならないというような産業を作ることだと考えております。市長のビジョンの中には、きっとそういうことも大きく描かれていると思っています。そこで質問いたします。人を増やすには仕事をどのように作って雇用を生み出すのか、今回はもっと具体的な内容として、指宿の魅力を生かして、どのような産業を起こしていきたいのか。また、今ある産業をどのように伸ばしていきたいのかをお伺いいたします。

**○市長（打越明司）**　入るを量りて出ざるを制すという、自分たちの身の丈に合った収入で、きちっと支出を管理していくという言葉でありますけれども、これは様々な企業、様々な経営の基本理念にしている方々はたくさんいるというふうに認識しているところであります。その中で、とにかく指宿で仕事を増やしていくということに関してのお尋ねであります。今正に、あらゆる業種で人手不足、あるいは後継者がいなくて事業承継ができないといったことが非常に深刻化しておりまして、この問題は医療や介護、保育など、生活に欠かせない分野にも及んでいるようであります。今後、あらゆる業種や分野で雇用を確保していく、きちん

と事業承継ができるようサポートしていく、そういったことがこのまちの将来を支える大きな柱になっていくというふうに考えております。そのことをまず前提として、私が公約に掲げた稼げるまちという観点から見れば、観光、飲食、あるいは交通など、人をお迎えをして稼ぐ分野と、農畜産業、水産業、食品加工業、あるいは特産品などのものづくりで稼いで行く分野、この二つの分野で現在、取り組んでいること、市が支援していることを紹介したいと思います。

先週12月6日にNHKでも放送をしてくれましたけれども、市内の事業者が指宿産のクラブビールを製造販売をする拠点として、徳光小学校跡地を活用してくださることになりました。来年の夏前ぐらいの稼働を目標にして、またゆくゆくはレストランも併設をするというような計画もあり、様々な準備が進められておまして、観光、そしてものづくりの面でも事業者としても様々な展開を検討されているようであります。また、農畜産業や水産業の後押しをするものとして、同じく市内の別の事業者が、山川小学校跡地を地元産の野菜や魚、肉などの加工業の製造工場として活用していただきます。こちらも着々と現在改修工事が進められているところであります。開聞地域でも、オクラをはじめとする地場産の野菜の規格外品を、乾燥や冷凍の6次産業化商品として製造販売をする加工場の建設準備が民間によって進められているところであります。こうした一連の企業活動の中で、新たな雇用も生まれてくるものと期待をしているところであります。

なお、令和3年12月に指宿市工場等設置奨励条例を全面改正し、事業対象業種の拡大、あるいは補助金制度の大幅な拡充も図っているところであります。観光、農業、水産業等の分野で、候補地の一つとして、本市の進出を検討して下さっている企業からの相談も時々ありまして、本市の産業の特性とマッチする企業の誘致については、積極的にこれを行ってまいりたいと、おいおいそういったものが実現していくものというふうに承知をしているところであります。また同時に、冒頭で申し上げたとおり、まちの将来を支えていく様々な業種における雇用の支援につきましても、公益財団法人産業雇用安定センターとの連携と、あるいは連携協定といった新たな試みを含めて、取組を強化してまいりたいと思っているところであります。

最後に付け加えて申し上げれば、今特に指宿市内で経営に携わる若手の皆さんについて、機会あるたびをお願いしているのは、商売人、企業人というのは、第一に必ず黒字は出してほしいと、そして黒字を出すことが可能になってきたら、第二に1人でも人を雇ってほしい、雇用してほしいということをお願いしております。第三に、もしお金が少しでも貯まったきたら、新たな投資を行う、あるいは思い切ってそのお金を指宿で飲み方でもいいから使ってもらい、お金をどんどんどんどん使うことで、必ずお金は返って来るような循環になるんだといったようなことを、特に若手の経営を目指す人たち、あるいは経営をしている人、起業を考えている方々には、常々機会あるたびをお願いをし、少しずつそういったものに応

えたいという方々も増えてきているのではないかと期待をしているところでもあります。

**○2番議員（松下知恵）** 市長の熱い熱い思いをお伺いしてうれしかったです。

ここで少し話が変わりますが、このたび、指宿市の国産クラフトラム、こだわりのかつおぶしが、E S S Eふるさとグランプリ2023で金賞を受賞しました。御存じでしたでしょうか。受賞したんです。私がさせたわけじゃないですけど、素晴らしいです。おめでとうございます。このように指宿市には、他県に胸を張ってお勧めできる地元産品がたくさんあります。素晴らしいと思います。でも、地域に新しい仕事を作り出すためには、いいものより売れるものです。私は営業の仕事をしていたのでよく分かります。いい商品やいいサービスを作ることではなく、逆に言えば、売れるものもいい商品であり、いいサービスであると思います。そのためにも、対象が誰なのかによって訴えるべき手段も変わってきます。みんなが対象だと、結局誰にも伝わらない結果になるので、指宿の魅力をしっかり分析して、訴えるべき対象を明確にして仕事を作り出す、雇用を生み出していただきたいと思います。

それでは、最後の質問、市税等の徴収率向上策について、2回目以降の質問をさせていただきます。今後の取組についてお伺いいたします。県下19市平均値より低い理由、令和2年度から低下した原因は先ほどの説明で理解できましたが、やはり個人の未納分もあるのではと推察いたしますが、未納がある個人の方についてはどのように対応していくのか、お伺いいたします。

**○税務課長（橋口裕一）** 納期限を過ぎても納付がない方に対しては、督促状を発送した後に電話や文書による催告を行い、その後、相談があった場合は状況を聴取した上で早期に完納となるよう計画を立てて納付をしていただくこととなります。催告によっても納付をしていただけない場合につきましては、預貯金や生命保険などの財産調査を行い、その後、差押えを検討することとなりますので、納税にお困りの際は、まずは税務課まで御相談いただきたいと思いますと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では最後に、令和12年度までに19市平均の97.2%以上を目指すとしていますが、どのような対策を行っていくのか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（冨永敏尚）** 今後の滞納整理や徴収率の向上に関します対策でございますけれども、まず、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響によりまして徴収猶予制度の適用を受けておられる方々、こういった方々に対しましては、今後、適宜経営状況の確認を行いながら、まず計画的な納付をお願いしてまいりたいというふうに考えております。また、個々の滞納事案につきましては、自主納付、そして差押え、徴収緩和措置、こういった方法の峻別を図りながら滞納整理を行うことや、納税者の納税意識の向上を図りまして、できるだけ短期間で滞納事案を完結させるよう努めなければならないと。また、これら

の対策を適切かつ確実に進めていくことが、今後の徴収率の向上につながるものと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。水道をひねると水が出る。ごみも出せば処理してくれる。学校で子供たちが安心して授業が受けられる。図書館も市民会館も誰でも使うことができる。私たちが安全に安心して文化的な生活を当たり前のように送れるのは、市民の方が一生懸命働いて納める税金のおかげです。大切な大切な税金です。だからこそ、この税金は指宿市の発展のため、市民の幸せのために市民の方が納得していただける使い道を、ここにいらっしゃる方々と議論を重ね、しっかりと考えていかなければならないと思っております。今年を表す漢字は税でしたが、まじめに働いて税を納めている市民がむくわれるようなまちづくりをしていきたいと、私は心から思っております。新しい指宿を作るためには、今までのやり方とか考え方を全部リセットして、新しい発想で新たな事にチャレンジしていきませんか。この指宿には、まだまだ未発見の宝がたくさん埋もれていると思うと、ずきずきわくわくしませんか。昨日の一般質問の中にも、天からの授かりもの、地熱、池田湖、山川港、スーパーヨット、そして開聞岳などなど、未発見の宝と思わせるような言葉がたくさんありました。100年前は不可能だったことが、今は可能になっています。今、不可能と思っていることが100年後は可能になるんです。未来の種は現在にあるんです。それをここにいらっしゃる方と市民の方々と心を一つにワンチームで作っていきたいと思います。世界や日本は暗いニュースで今いっぱいですがけれども、指宿は明るい未来を信じて、今年最後の一般質問を終わります。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第84号及び議案第85号一括上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第84号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、及び、日程第4、議案第85号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件であります。

私のほうからは、議案第84号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、を御説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことに伴いまし

て、地方税法施行令の一部が改正となりましたことから、本条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者が出産する予定の場合、又は出産した場合に、産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、単胎妊娠の場合は出産予定日の属する月を含む4か月分を、多胎妊娠の場合は出産予定日の属する月を含む6か月分を減額しようとするものであります。

補正予算の概要につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

議案第85号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,978万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億5,560万8千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、繰越明許費補正でお示しの事項につきまして、繰越明許費の追加をするものであります。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業費が主なものであります。概要につきましては、別冊の提出議案の概要2ページに記載しておりますので御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

なお、各目の人件費につきましては、予算に関する説明書17ページの給与費明細書を参照いただきますようお願いいたしまして、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時19分 |
| 再開 | 午後 | 2時19分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第84号及び議案第85号（質疑、委員会付託）**

**○議長（下川床泉）** これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第84号については、文教厚生委員会に、議案第85号については、文教厚生員会と産業建設委員会のそれぞれの所管に従い、分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

12月18日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、12月18日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 伸 行

議 員 西 森 三 義

# 第 4 回 定 例 会

令和5年12月22日

(第4日)



## 第4回指宿市議会定例会会議録

令和5年12月22日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 指宿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第76号 指宿市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第84号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第79号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第82号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第83号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第80号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第85号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第14 審査を終了した陳情
陳情第11号 公債発行時の金利が、今後100倍程度になることが予測されるため、指宿市役所の公金横領について、その事実を確認し、市政の正常化を求める陳情
- 日程第15 議案第86号 財産の取得について
- 日程第16 議案第87号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第88号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第89号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第90号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第20 議案第91号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第92号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第93号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第23 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第74号 指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第75号 指宿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第76号 指宿市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第78号 指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第84号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第79号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第82号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第83号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第80号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第85号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

- 日程第14 審査を終了した陳情
陳情第11号 公債発行時の金利が、今後100倍程度になることが予測されるため、指宿市役所の公金横領について、その事実を確認し、市政の正常化を求める陳情
- 日程第15 議案第86号 財産の取得について
- 日程第16 議案第87号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第88号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第89号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第90号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第20 議案第91号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第92号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第93号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第23 議員派遣の件
- 追加日程第1 議案第94号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちよ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

1. 欠席議員

1 番 議 員	中 村 昭 二
---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	打越明司	副市長	有留茂人
教育長	吉元鈴代	総務部長	坂元一博
市民生活部長	富永敏尚	健康福祉部長	出島雅彦
産業振興部長	野元伸浩	農政部長	鴨崎一郎
建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
山川支所長	中島裕一	開聞支所長	山下秀一
市長公室長	渡部徹也	総務課長	濱上和也
経営改善推進室長	木下英城	財政課長	東忠孝

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	池水拓也
主幹兼調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△ 議案第74号～議案第77号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第74号、指宿市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、から、日程第5、議案第77号、指宿市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました、議案第74号から議案第77号の4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第74号について。企業版ふるさと納税基金を設置するのはなぜかとの質疑に対し、企業版ふるさと納税制度では、原則として、寄附があったその年度内に寄附金の全額を国が認可した地域再生計画に掲載されている事業に充てること、寄附額は、該当事業の事業費を超えないこと等の要件が定められているが、基金を設置することで、例外的にその年度内だけではなく、翌年度以降の各種事業にも寄附金を充てるのが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用していくためであるとの答弁でした。

企業版ふるさと納税は、令和2年度から令和6年度までの5年間の制度ということで、来年度までだが、目標を達成するためにどのようなPRをしていくのかとの質疑に対し、今年度から、寄附をしたいと思っている企業と指宿市をマッチングしてくれる企業に業務委託をしており、協力しながら、たくさんの企業に営業をかける取組を始めている。また、企業側のメリットも、ホームページの掲載や広報紙で紹介をするだけでなく、例えば、市役所1階

のモニターで企業のCMを流せないかどうか、そういったことも今後検討しながら、積極的に営業したいと思っているとの答弁でした。

意見として、企業版ふるさと納税基金を設置するという事で、郷土会など、いろんなところに積極的にPRをし、基金が市民のために増えるように取り組んでいただきたいというものがありませんでした。

次に、議案第75号について。家畜伝染病の防疫作業に従事した時の特殊勤務手当を、1日につき500円支給するという事だが、県や他市の状況はどうかとの質疑に対し、南薩の近隣市を調べたところ、南さつま市は同額の500円、南九州市は290円となっており、枕崎市は記載がなかった。県では、まだマニュアルが完全に示されていない状況であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第76号について。指宿市空き家等の適正管理に関する条例を定めることにより、空き家対策が具体的にどのように進むのかとの質疑に対し、第5条において、所有者の氏名等を公表することで空き家等の所有者の責務強化につながるのではないかと考えている。また、第6条において、消防・警察に応急対策、代執行等を行う際の周辺の安全確保等を想定しており、自治会についても、現所有者、管理者等の情報の提供を求めることができると考えている。さらに、第7条において、緊急的に危険等を回避する必要がある場合は、緊急安全措置を講ずることができるとしてあり、瓦や外壁等の飛散、落下等を防ぐため、ネットの被覆等もできるのではないかと考えている。また、外壁等が隣の住宅に倒れないように、突っ張り棒やコンパネ等で補強するようなことなどを想定しているとの答弁でした。

緊急安全措置に要した費用を当該空き家等の所有者等から徴収できなかつたらどうなるのかとの質疑に対し、まずは、市の予算で処理をすることにならざるを得ないと思っている。原則として、所有者等から徴収すべきと思うが、所有者等が死亡している場合や相続人が分からないというケースもあり得ることから、場合によっては、市の予算でという形になると想定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第77号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第74号から議案77号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案77号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第78号及び議案第84号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第6、議案第78号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、及び、日程第7、議案第84号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(新宮領實) おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました、議案第78号及び議案第84号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日及び15日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって2議案ともに原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案ともに質疑や意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員(吉村重則) 議案第78号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正について、反対する立場から討論いたします。

政府が来年秋に実施するという健康保険証廃止、受診にナンバーカードを健康保険証として利用する際には、電子証明書が使われます。しかし、既に証明書の期限切れでいる人たちが大勢おり、期限切れのカードは健康保険証として無効となり、病院窓口で医療費の全額負担を求められかねず、大きな混乱が起こるのではないのでしょうか。また、マイナポイントを付与するキャンペーンでカードの発行が増えた2021・2年から5年後の2026・7年には、電子証明書の期限切れで更新手続きが必要な人が桁違いになり、病院や役所の窓口の混乱は必至です。健康保険証廃止は延期すべきです。

以上の理由で、反対討論といたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第79号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第8、議案第79号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道

委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました，議案第79号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月1日に審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお，人件費のみの補正であるため，関係課への説明は求めませんでした。

以上で，報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました，議案第79号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月4日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，指宿商業高校所管分について。今回修繕をする空調機は設置して何年になるかとの質疑に対し，13年経過しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，学校教育課所管分について。AEDは各学校に設置していると思うが，なぜ魚見小学校だけ今回購入するのかとの質疑に対し，耐用年数が8年であり，来年度にほとんどの学校で更新するが，魚見小学校は2月に更新時期が来るので補正を組んだとの答弁でした。

小学校の国語のデジタル教科書を導入するためのライセンス使用料ということだが，デジタル教科書を配布するということかとの質疑に対し，教科書会社の販売方法が，国語だけがデジタル教科書のライセンス使用料を支払う契約となるため，使用料及び賃借料に計上して，全ての先生方が使えるようにしている。その他の教科については，デジタル教科書と教師用の教科書がセット購入になっているので，消耗品で購入しているが，たまたまこの国語の会社だけがセット購入ができなかったので，このような形にしたとの答弁でした。

中学校の部活動において地域移行への協議会のメンバーはどのような方々から選出される

のかとの質疑に対し、学校教育課が主体となり、スポーツクラブ、スポーツ少年団、中体連の代表、各中学校長及び教職員、PTA関係より、経験豊かな方々からになるとの答弁でした。

意見として、働き方改革の観点から、外部の指導員を招へいしてほしいという意見がありました。

次に、教育総務課所管分について。教職員住宅の修繕料とあるが、今後も必要なところは出てくるのかとの質疑に対し、現在予定しているのは、今回計上した分だけである。毎年度、予算計上しており、その都度、先生方の要望に応じて対応しているとの答弁でした。

空き家となっている教職員住宅はどうする考えかとの質疑に対し、売却若しくは解体を考えているが、土地の区画が整理できていないため、すぐに売却できない住宅が空き家として残っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。児童福祉費のLPガス費用の補助について、対象の園数と補助額は幾らになるかとの質疑に対し、保育所、認定こども園等の19施設に補助をする予定であり、定員50人以下が5千円、定員51人から150人までの施設は1万4千円になるとの答弁でした。

光熱費について、相当な価格上昇が見られる中で、本市として独自の補助金は考えていないかとの質疑に対し、県も同額のLPガス費用を補助するようになっており、現在のところ考えていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民課、税務課、国保介護課の各所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、生涯学習課、学校給食センター、健康増進課、山川支所市民福祉課、開聞支所地域振興課、開聞支所市民福祉課の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第79号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

耕地林務課所管分について。住民等から改善要望がなされた箇所内の樹木の伐採等を行うということだが、各地域の環境整備会で対応していただくことはできないのかとの質疑に対し、農道、土手、水路といったところについては、環境整備会の整備対象になると思っているが、樹木が育ち過ぎていたり、竹木が繁茂し過ぎていて、環境整備会では対応が難しいという所が出現していることから、市で対応することとなったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。指宿港海岸について、当初、橋梁のボーリング調査業務を発注する予定にしていたが、既存のボーリングデータを使用することになり、ボーリング調査業務が不要となったということだが、それに伴って問題は生じないのかとの質疑に対し、その点については問題は生じないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、建築課所管分について。市営住宅の退去に伴う畳の表替え作業について、今年6月1日から1枚当たり1千円値上げされたことに伴い補正をするということだが、当初予算を組む段階で価格が上がるという把握はされていなかったのかとの質疑に対し、長い間一定価格が続いていたため、想定はしていなかったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。指宿市工場等設置奨励補助金の対象となる2事業者というのは、どのような事業をされているのかとの質疑に対し、一つは、株式会社新日本科学で、医薬品の臨床試験の受託事業が多くなっていることから、研究開発施設の増設をするということであり、もう一つは、株式会社オリッジで、パンケーキミックスの粉の製造を新たに開始しているということで、これに関わる工場の改修と製造設備の導入をしたものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド塩田跡地泉源の替掘について、現在ある2本の泉源の温泉噴出を止めた上で、その近くに新たな泉源1本を替掘するということが、自然に噴出している現在の泉源を止めた時に、また新たに替掘をしても出ないというのを心配するが、問題は発生しないのかとの質疑に対し、専門業者に相談しながら今回の替掘に関わる事業の検討をしており、その業者からは温泉が出る可能性は非常に高いだろうという意見をいただいているとの答弁でした。

ヘルシーランド塩田跡地泉源はかなり湯量が多く、ガスも強いことから、なかなか根本的

な修繕が行えるという状況ではなかったが、今回実施するという事は、何か状況が変わってきたということかとの質疑に対し、過去には、技術的になかなか難しいという意見もあったが、専門家の方と協議をする中で、幾つか方法があるという意見をいただいたことから、その中で一番現実的な方法というのを、設計の中できちんと考えていきたいとの答弁でした。

意見として、替掘をする時には、十分に専門家の方たちに注意してもらって、温泉が出ないということがないように対策を練って工事を実施していただきたいというものであります。

なお、観光課、スポーツ振興課、建設監理課、土木課、農政課、農業委員会の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第82号及び議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第9、議案第82号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、及び、日程第10、議案第83号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、議案第82号及び議案第83号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案ともに人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。
以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号及び議案第83号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号及び議案第83号の2議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第11、議案第80号、令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員長会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第80号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

保険給付費負担金の見込み増による補正予算ということだが、どういふものが増えている

のかとの質疑に対し、当初予算を積算する頃はコロナ禍のため入所が増えていなかったが、コロナが5類になった事で介護給付費が伸びている状況であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第81号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第12、議案第81号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ付託されました、議案第81号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月5日、全委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、利用客の増加に伴う飲食料収入の増額とあるが、どのような状況かとの質疑に対し、4月から9月までの利用者数が13万7千人で、10月から3月までは、昨年度と同様の3万2千人程度を見込んでいる。合計で16万9千人の利用客を見込んでおり、当初見込みより約1万人

の増となっているとの答弁でした。

次に、御食事前売り券の販売数はどうなっているのかとの質疑に対し、9月末の実績で、A定食が965組、B定食が1,525組、合計で2,490組となっている。令和4年度の販売実績が558組だったので、大幅な増となっているとの答弁でした。

意見として、冬場の営業について、インパクトに欠けるというところがあるので、冬場の利用客を増やせるような対策を取っていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第13、議案第85号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第85号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月15日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健康増進課所管分について。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費の新規認定に伴う給付金を計上するということだが、主にどんな被害があるのかとの質疑に対し、医療費、医療手当1件、死亡一時金、葬祭費1件の計2件であり、本人、家族から書類提出後、指宿市の予防接種健康被害審査委員会を経て、県を通じて国に進達をしていたものである。被害の状況等については、個人の特定につながる恐れがあるため差し控えさせていただくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。物価高騰により、経営が厳しい介護サービス事業所への支援ということだが、どのようなスキームになっているのかとの質疑に対し、LPガスと食材費についての補助になるが、LPガス使用料の請求書の1か月分は提出を求めることになる。食材費については、施設利用者に食事を提供しているのは確認ができていたので、難しい申請書にはならない。申請期限は2月15日頃を予定しており、3月上旬の支払い予定になるとの答弁でした。

食材費とLPガス補助について、施設の規模によって違うと思うが、支払われる額はどのようになるのかとの質疑に対し、食材費について、施設系サービスは、7,500円に定員数を掛けた金額になる。通所系は、一律6万8千円になる。LPガスについては、人数規模が1人以上40人以下については8万9千円、41人以上70人以下については18万3千円、71人から100人については27万8千円を予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿支援課所管分について。配食委託サービス事業所は何箇所あるのかとの質疑に対し、指宿地域においては湯之里園、山川と開聞地域においては徳光苑が受託をしており、2箇所で開催をしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象世帯は、当市においては何世帯と考えているのかとの質疑に対し、若干、多いと思われるが7千世帯分を計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第85号の審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月15日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について。プレミアム付き商品券については、これまでに何度も発行しているが、最初の頃と比べて、なかなか売れない状況であるということを知っている。今回は上乗せ分を増やすなどの検討はなされなかったのかとの質疑に対し、商品券事業については、令和2年度からプレミアム分を20%として行ってきた。今後、商工会議所や商工会と協議が必要であるが、今回は、プレミアム分を50%にしたいと考えており、商品券を買うきっかけとしてはいいのではないかと考えているとの答弁でした。

いぶすきデジタル地域振興券について、P a y どんをスマホに入れていれば、例えば家族が3人いれば3人とも購入できるかとの質疑に対し、P a y どんのアプリについては、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、4月からは鹿児島信用金庫でも利用可能になるが、この4つの金融機関のいずれかの通帳を持っている方が、スマートフォンにアプリを入れて口座登録することで利用できる。それぞれの家族でそのような条件が整っているようであれば、全員購入ができるという内容になっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。砂むしの里交流広場に設置してある足湯のお湯を汲み出すためのコンプレッサーの取替修繕を行うということだが、これは設置してから何年になるのか。また、耐用年数はどれくらいかとの質疑に対し、来年の2月で設置してから10年になる。耐用年数はおおむね10年ぐらいと聞いているとの答弁でした。

コンプレッサーについては、沿岸部にあるということで、さび等の対策が必要だと思われるが、その辺りを考慮した選定はされているのかとの質疑に対し、日頃から砂楽の機械関係のメンテナンスをしてくださっている業者をお願いをして選定しており、設置状況も考慮していただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した陳情(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(下川床泉) 次は、日程第14、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第11号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(東勝義) 総務水道委員会へ付託されました、陳情第11号について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月1日に審査いたしました結果、陳情2項目の内容に関しては、これまでも当委員会で審査をして不採択としており、新たな項目も設けられていないため、前回と同様、不採択とすべきであるという意見と、改選前の前議会するとき、地熱開発については4年間かけて市民への説明や議会での採決をした流れの中で、JOGMECに対して申請をしたが、JOGMEC自体から了解を得られなかった。現市長及び執行部では、地熱開発についてはゼロベースで進めるということをはっきり打ち出していることから、この陳情については不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(下川床泉) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第11号を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択であります。
よって、この採決は起立により行います。
陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（下川床泉） 起立なしであります。

よって、陳情第11号は、不採択と決定いたしました。

△ 議案第86号～議案第92号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第15、議案第86号、財産の取得について、から、日程第21、議案第92号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回追加して提出いたしました案件は、財産の取得に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件3件の計7件であります。

私の方からは議案第86号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価額が2,000万円以上である財産の取得につきまして、議会の議決を求めるものであります。

今回取得しようとする財産は、中学校教育用端末等であり、平成29年度及び平成30年度に導入しました端末のリース期間終了に伴い、新たに機器を購入しようとするものであります。

このほかの議案等につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂元一博） それでは、命によりまして、総務課所管分の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の2ページを御覧ください。

議案第87号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、3ページを御覧ください。

第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、まず、一般職員の期末手当につきまして、令和5年12月の支給割合を現行の100分の120から100分の125に改定し、併せて勤勉手当につきまして、令和5年12月の支給割合を現行の100分の100から100分の105に改訂しようとするものであります。また、別表第1の給料表につきましては、高卒初任給を1万2千円、大卒初任給を1万1千円引き上げるとともに、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げを行い、平均で1.1%の引上げ改定を行おうとするものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第2条も同じく指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と施行期日が異なることから条を分けて改正するところであります。改正の主な内容は、令和6年度以後の期末手当を第1号で引き上げた100分の125から100分の122.5に、同じく勤勉手当を100分の105から100分の102.5に改定しようとするものであります。

次に、9ページを御覧ください。

第3条及び第4条につきましては、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、こちらも施行期日が異なることから条を分けて改正するものであります。

まず、第3条では、特定任期付職員の給料表について、1号給を4千円、2号給及び3号給を5千円、4号給を6千円、5号給を7千円、6号給を8千円、7号給を9千円、それぞれ給料月額から引き上げる改定をしようとするものであります。また、令和5年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の165から100分の175に改定しようとするものであります。

第4条では、令和6年度以後の期末手当の支給割合を第3条で引き上げた100分の175から100分の170に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び10ページの第2項において、第1条及び第3条の改定後の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の施行期日を公布の日とし、令和5年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和6年4月1日にしようとするものであります。

次に、附則第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第88号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び13ページの議案第89号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

これらの議案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、

市議会議員又は特別職の職員の期末手当を改定するため、関係条例の所要の改正をしようとするものであり、改正の内容が同一でありますので、併せて御説明申し上げます。

改正の主な内容としましては、第1条において、令和5年12月の期末手当の支給割合を現行の100分の165から100分の175に改定し、第2条において、令和6年度以後の期末手当の支給割合につきまして、第1条で引き上げた100分の175から100分の170に改定しようとするものであります。

なお、附則において、第1条の改正後の期末手当の支給割合については、公布の日から施行することとし、令和5年12月分から適用するとともに、第2条の施行期日を令和6年4月1日にしようとするものであります。また、附則第3項において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めているところであります。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第90号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、から、17ページの議案第92号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、までの3議案につきましては、いずれも人件費についてのみの補正予算となっておりますので、別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書及び令和5年度指宿市公営企業会計補正予算書を御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（紺屋聖一） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第86号、財産の取得について、追加して御説明いたします。

今回取得しようとする財産は、中学校教育用のタブレット端末265台とタブレット端末の保管庫4台であります。取得の方法は、指名競争入札で、取得金額は2,398万円、契約の相手方は、鹿児島市錦江町9番25号、パステムソリューションズ株式会社、代表取締役吉留久隆であります。入札結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時18分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第86号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（下川床泉） これより，質疑に入ります。

まず，議案第86号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第86号は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，議案第86号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第86号を採決いたします。

本案は，同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，議案第86号は，同意することに決定いたしました。

△ 議案第87号～議案第92号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次に，議案第87号から議案第92号までの6議案について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

東勝義議員。

○5番議員（東勝義） 質疑させていただきます。この6議案について，財政再建を進める中で，なぜこのような条例改正案及び補正予算案が提出されたのか，その理由についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂元一博） 公務員は全体の奉仕者としまして，公共の利益のために勤務するとい

う特殊性を有しております。そのため、労働基本権の一部が制約されているところでございます。民間事業の従業員とは異なりまして、労使交渉等による給与等の勤務条件を決定することができないところでございます。その代替措置としまして、給与の勧告制度が設けられているところでございます。勧告に当たりましては、地方公務員の給与は、地方公務員法に定められております、4つの原則に従っているところでございます。

まず、1つ目に、情勢適応の原則でございますが、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように適切な措置を講じなければならないとなっております。これは地方公務員法第14条でございます。

2番目に、職務給の原則でございます。職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとなっております。これは地方公務員法の第24条第1項でございます。

3番目に、均衡の原則でございます。職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとなっております。これは地方公務員法第24条第2項でございます。

4番目に、条例主義の原則でございます。職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めるとなっております。これは地方公務員法第24条第5項でございます。

人事院が行う給与の勧告は、職員の給与が社会一般の情勢に適応した適正なものになるよう、職員の給与水準と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを基本に、生計費や国・他の地方公共団体の動向を考慮した上で行っているところでございます。今回民間給与との格差を解消するため、給与勧告が行われましたので、人事院勧告の趣旨を鑑みて改定を行ったところでございます。財政再建につきましては、9月に経営改善計画を策定いたしましたので、それに伴い、今順次進めていきたい、また、進めているところでございます。

○5番議員（東勝義） 今、総務部長が説明されましたが、人事院勧告、これを守らずに無視した場合は何か罰則があるのか、お答えをください。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（坂元一博） 人事院勧告に基づく罰則規定はございません。

○5番議員（東勝義） ありがとうございます。今、総務部長が各企業、一般企業との均衡を保つためという話がありましたが、人事院勧告というのは、日本の中の企業の平均だと思えますが、指宿市においては、一般企業はそれほどの賃金を上げているのか調べた上での補正予算なのか、お答えください。

○総務部長（坂元一博） 人事院が調査する民間事業者の企業につきましては、従業員数50人以上の事業者がおおむね対象となっているところでございます。従業員50人以上の事業者にお

きましては、公務員と同様に課長であったり、係長など段階的な役職があることから、公務員と民間との給与を正確に比較することが可能となりまして、仕事の種類、責任の度合い、学歴等の資格及び年齢等の諸条件が同等の者同士の比較により、精密な調査が行われていることから人事院勧告に基づいているところでございます。

○5番議員（東勝義） 議長、私は指宿市の企業を調べたのかって聞いています。

○総務部長（坂元一博） 指宿市の企業については、調べていないところでございます。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第87号から議案第92号までの6議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第92号までの6議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○17番議員（前之園正和） まず、議案第88号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第89号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一緒に反対の討論を行います。

議案第87号の職員給与については、生活給であり、物価高の中で理解を示すところですが、議員や特別職について、人勧と言えども法的根拠はなく、文字どおり市長の政治判断になります。市民の生活が大変な中で、議員や特別職の期末手当を上げることは、市民の理解が得られないと思います。また、9月の議会で財政健全化推進の立場から、特別職の給与月額を期限を定めてではありますが、減額しました。このこととの整合性も取れません。そのようなことから、議案第88号及び議案第89号に反対をいたします。

次に、議案第90号、一般会計補正予算（第8号）について、ただいま反対討論を行いました議案第88号及び議案第89号が前提となった議案ですので、同様の理由で反対をいたします。

○議長（下川床泉） 次に、東勝義議員。

○5番議員（東勝義） 議案第87号から議案第92号までの議案に反対するもので、討論させてください。市長は、財政再建を掲げ、当選されました。それによって補助金も一部カットされたりしましたし、それなりの皆さんが身を切る覚悟で改革を進めたいということを前の部長も言っておられました。そして、私は財政再建の人件費についても、また、働き方改革についても、そして、補助金についても削減すべき、見直すべきと常に一般質問させていただきました。前部長もラスパイレス指数、これは各市町村よりも指宿市は高いということも認めておられます。経営改善推進室にいたっては、補助金の一部カットなど進めていく部分があります。来年の3月までに5,600万円もの補正予算を組むということは、2・30万の補助金をカットされたことに対する団体に失礼ではないかと。私これ本当に何かな、訳の分からんというか、考えが分からんのです。そこをなぜ市長を認めたのか、そこがね、私ちょっと不満に思っております。今日は、昨日の議案で出てきましたので討論の内容がまとめることはできませんけれども、財政再建をうたいながら5,600万の人件費、この指宿市同等の市の職員の数、それから予算を日本全国調べました。私が一般質問する時に。指宿市のこの人件費の多さっていうのは、ほかの4万人の人口のところよりも7億、8億高いってことを私は言っただけです。それなのにまた増やすっていうことは、ちょっと考えられないんじゃないかなと。今、一般給与の低所得者の方々の給与を上げてほしいということもありますけども、そこだけ上げてほかの方は下げるっていうことはそれは市長が考えることであって、我々が今回議論するところじゃないと思いますので、全体的に反対させていただきますが、これができるのであれば、市長、給食の無料化ってできるんじゃないでしょうかね。以前、一議員が給食の無料化はできませんかって言ったら、市長はどう答えられたか。どういう補助金を削って、給食の無料化ができるのか、議員考えてください、と言った。私、あれはトップの人間が言うことじゃないと思う。市長がするって言えばできるはずなんです。いろんなことが考えられるはずです。そこをね、私そういうことを言ってもらいたくなかったんです。全て改革っていうのはトップダウンです。トップが決めればいいことじゃないかなって私は思うんです。ある、前明石市長が言いました。一期4年かけてできない改革は二期8年、三期12年してもできないと。あれを私は非常に思うんです。ここで、この議案が通れば市民は理解できませんよ。それと、最終日にこういう議案を出すこと自体おかしい。議員に議論をさせないです。これは委員会付託をして、議員の皆さんの意見を聴くべきだと私は思う。これを出すのであれば、9月議会を出して、12月の議会一般質問を受けるべきだと思うんですけどね。やはり、そこを履き違えているんじゃないかな。人事院が出すのは全国の平均であって、指宿市では職員の給与は決して安くはないと思いますよ。安いのは多分一号給、二号給の初任給の方々だと思いますけど、それも私は知りませんが。我々一般人からすれば、私も経営者の端くれですけど、一生懸命頑張ってますよ。こういう議案で、ぼんって5,600万、来年の3月まででしょ。私はね、本当残念です。もう少し考えてやるべきじゃないかな。出

すのであれば、来年の3月に、正々堂々と人件費として出すべきで、この補正は、私は絶対認められないということで反対討論といたします。内容が行ったり来たりで申し訳ないですが、私の気持ちです。以上です。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第87号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立少数であります。

よって、議案第88号は、否決されました。

次に、議案第89号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立少数であります。

よって、議案第89号は、否決されました。

次に、議案第90号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立少数であります。

よって、議案第90号は、否決されました。

次に、議案第91号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第4号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第3号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 時 4 2 分

再開 午後 2 時 0 2 分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第93号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第22、議案第93号、指宿市議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第93号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

△ 議員派遣の件

○議長(下川床泉) 次は、日程第23、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、1月23日、鹿児島市で開催されます、全国市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 議案第94号上程

○議長(下川床泉) ただいまお手元に配布しましたとおり、新たに、議案第94号、令和5年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号、令和5年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、を追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長(打越明司) 今回追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第94号、令和5年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、詳細を総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂元一博） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第94号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う人件費の補正であります。補正の内容は、歳入歳出にそれぞれ5,361万4千円を追加し、予算の総額を282億922万2千円にしようとするものであります。詳細につきましては、別冊の令和5年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書を御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分
再開 午後 2時09分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第94号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） これより、議案第94号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

東勝義議員。

○5番議員（東勝義） 議案第94号に対して、反対討論をさせていただきます。

新市長、打越明司市長になってから財政再建に取り組んでまいるといことで、経営改善推進室を作り、一生懸命改善に当たってきたと思われませんが、今回のこの人事院勧告に関して、市がすぐ動いて人事院勧告を受け入れて人件費の増額をするっていうことは誠に考え難

く、今、指宿市の一般企業並びに農業の方々の所得を考えれば、今、指宿市の職員の方々の給与の程度を考えればこれに当たらないんじゃないかなという感覚から反対討論させていただきます。また、こういう人事院勧告が来た場合、指宿市の一般企業並びに各家庭の平均の所得を鑑み、やはり考えてもらいたいなということで、今回のこの議案第94号には、反対いたします。よろしくをお願いします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第94号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

△ 閉議及び閉会

○議長（下川床泉） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、あわせて、令和5年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 井 元 伸 明

議 員 新川床 金 春

参 考 资 料

議 員 派 遣 書

令和 5 年12月22日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 全国市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和 6 年 1 月23日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。